

会議録・平成28年9月9日第3回定例会（第1日）

1. 招集の年月日 平成28年8月26日
1. 招集の場所 明和町議会議場
1. 開 会 9月9日 午前9時00分 議長宣告

1. 応召議員 14名

1番	山内	理	2番	西岡	厚
3番	中井	啓悟	5番	上田	清
6番	阪井	勇男	7番	乾	健郎
8番	江	京子	9番	伊豆	千夜子
10番	北岡	泰	11番	樋口	文隆
12番	奥山	幸洋	13番	松本	忍
14番	綿民	和子	15番	辻井	成人

1. 欠席議員

なし

1. 本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 浅尾 恵次

議会書記 朝倉 晶子 松本 章 西尾 仁志

1. 地方自治法第121条による説明のため会議に出席した者の職氏名

町 長	中井 幸充	副 町 長	寺前 和彦
教 育 長	西岡 惠三	総 務 課 長	西田 一成
防災企画課長	中谷 英樹	税 務 課 長	北岡 和成
人権生活環境課長	世古口和也	福祉保健課長	下村由美子
会計管理者(兼)会計課長	山口 隆弘	長寿健康課長	菅野 由美
農水商工課長	松本 雅之	まち整備課長	堀 真
上下水道課長	菅野 亮	斎宮跡・文化観光課長	西口 和良
教育総務課長	西口 竜嘉	こども課長	世古口哲哉

文化財保存活用監 中野 敦夫 人権啓発推進監 中瀬 行久
農業委員会事務局長 田中 一夫 教育委員長 竹本留美子
監査委員 西村 和久

1. 会議録署名議員

7番 乾 健郎 8番 江 京子

1. 提出議案

- 発議第4号 義務教育費国庫負担制度の存続と更なる充実を求める意見書
- 発議第5号 教職員定数改善計画の策定・実施と教育予算拡充を求める意見書
- 発議第6号 子どもの貧困対策の推進と就学・修学支援に関わる制度の拡充を求める意見書
- 発議第7号 防災対策の充実を求める意見書
- 発議第8号 無年金者対策の推進を求める意見書
- 発議第9号 次期介護保険制度改正における福祉用具、住宅改修の見直しに関する意見書
- 発議第10号 食品ロス削減に向けての取り組みを進める意見書
- 発議第11号 「同一労働同一賃金」の実現を求める意見書
- 発議第12号 有害鳥獣対策の推進を求める意見書
- 発議第13号 チーム学校推進法の早期制定を求める意見書
- 発議第14号 返済不要の「給付型奨学金」の創設及び無利子奨学金の拡充を求める意見書
- 同意第19号 明和町農業委員会の委員の任命同意について
- 同意第20号 明和町農業委員会の委員の任命同意について
- 報告第11号 平成27年度明和町継続費精算報告書
- 議案第48号 松阪飯多農業共済事務組合の解散に関する協議について
- 議案第49号 松阪飯多農業共済事務組合の解散に伴う財産処分に関する協議について

- 議案第50号 松阪飯多農業共済事務組合規約の変更に関する協議について
- 議案第51号 明和町税条例の一部を改正する条例
- 議案第52号 明和町国民健康保険税条例の一部を改正する条例
- 議案第53号 いつきのみや歴史体験館条例の全部を改正する条例
- 議案第54号 いつきのみや地域交流センターの設置及び管理に関する条例
の制定
- 議案第55号 平成27年度明和町水道事業会計未処分利益剰余金の処分につ
いて
- 議案第56号 平成28年度明和町一般会計補正予算（第2号）
- 議案第57号 平成28年度明和町斎宮跡保存事業特別会計補正予算
（第2号）
- 議案第58号 平成28年度明和町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- 議案第59号 平成28年度明和町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 議案第60号 平成28年度明和町介護保険特別会計補正予算（第1号）
- 議案第61号 平成28年度明和町水道事業会計補正予算（第1号）
- 認定第1号 平成27年度明和町一般会計歳入歳出決算認定
- 認定第2号 平成27年度明和町斎宮跡保存事業特別会計歳入歳出決算認
定
- 認定第3号 平成27年度明和町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定
- 認定第4号 平成27年度明和町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳
出決算認定
- 認定第5号 平成27年度明和町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算
認定
- 認定第6号 平成27年度明和町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認
定
- 認定第7号 平成27年度明和町介護保険特別会計歳入歳出決算認定
- 認定第8号 平成27年度明和町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認

定

認定第9号 平成27年度明和町水道事業決算認定

認定第10号 平成27年度菊狭間環境施設整備組合一般会計歳入歳出決算認

定

1. 議事日程

日程第1 会議録署名議員の指名について

日程第2 会期の決定について

日程第3 諸般の報告

日程第4 行政報告

日程第5 一般質問

(午前 9時 00分)

◎開会の宣言

○議長（辻井 成人） おはようございます。

ただいまの出席議員数は14人であります。

定足数に達しておりますので、ただいまから、平成28年第3回明和町議会定例会を開会します。

直ちに本日の会議を開きます。

日程につきましては、お手元の日程表により進めたいので、よろしく願いいたします。

◎会議録署名議員の指名について

○議長（辻井 成人） 日程第1 「会議録署名議員の指名について」は、会議規則第119条の規定により、議長から指名します。

7番 乾 健 郎 議員

8番 江 京 子 議員

の両名を指名いたします。

◎会期の決定について

○議長（辻井 成人） 日程第2 「会期の決定について」を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から9月21日までの13日間としたいと思います。
これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

○議長(辻井 成人) ご異議なしと認めます。

したがって、会期は、本日から9月21日までの13日間と決定しました。

◎諸般の報告

○議長(辻井 成人) 日程第3 諸般の報告を行います。

監査委員さんから提出をいただいております、5月、6月、7月の例月出納検査結果報告書の写しと、一部事務組合議会の報告書の写しをお手元に配布しておりますので、後ほどご覧ください。

◎行政報告

○議長(辻井 成人) 日程第4 行政報告を行います。

町長。

○町長(中井 幸充) おはようございます。

平成28年第3回定例会の開会にあたり、一言ご挨拶を申し上げます。

議員の皆様には、公私何かとご多用のところ、本定例会にご出席を賜り、誠にありがとうございます。また、ただいまは本定例会の会期を13日間とお決めいただき、諸案件のご審議を賜りますことに対し、厚く御礼を申し上げます。8月になって、日本列島に次々と上陸した台風は、多くの死傷者を出すなど、深い爪痕を残しました。特に台風10号は、特異な進路をたどりながら、東北地方の太平洋側に上陸し、記録的な大雨を降らせて、北海道と東

北 地方の広い範囲に浸水被害をもたらしました。中でも岩手県岩泉町では、小本川が氾濫し近くのグループホームが濁流にのまれ、高齢者が死亡しました。急激に状況の変わる大雨災害で、自立で避難するということが困難な災害弱者の高齢者を、どう守るのかという重い課題が突きつけられました。

被災地の皆様に心からお見舞いを申し上げますとともに、亡くなられた方々のご冥福を改めてお祈りいたします。

さて政府は8月24日に、平成28年度補正予算第2号の概算について、閣議決定をしました。今回の補正予算は、歳出面で8月2日に閣議決定した、未来への投資を実現する経済対策にそって、「1億総活躍社会の実現の加速」に7,119億円、「21世紀型のインフラ整備」に1兆4,056億円、「英国のEU離脱に伴う不安定性などのリスクへの対応、並びに中小企業、小規模事業者及び地方の支援」に4,307億円、「熊本地震や東日本大震災からの復興や、安全安心防災対策の強化」に1兆4,389億円等を追加計上するほか、既定経費の減額4,175億円、熊本地震復旧等予備費の減額4,100億円の修正減少額を計上しています。

この結果、一般会計予算の規模は、100兆87億円となっています。また、同時に地方公共団体が進めています地方版総合戦略に基づく、自主的主体的な地域拠点づくりなどの事業について、地方の事情を尊重しながら施設整備等の取り組みを進めるため、「未来への投資に向けた地方創生推進交付金」の創設が盛りこまれて、事業費の追加予算が計上されていることから、その動向を注視しなければなりません。

一方、三重県においては、「三重県財政の現状と課題認識について」を発表しています。その内容は、平成28年度当初予算の要求状況公表時には、247億円の財源不足があり、歳出面では税収関連交付金の減や、大規模臨時的経費の先送り、社会保障関連経費の精査により143億円を削減し、歳入面において財政調整基金の取り崩しの追加、地方交付税の精査などにより財源の確保を図ったとしています。今後は投資的経費や一般行政経費といった、

いわゆる裁量的経費をコントロールするということを前提におき、歳出全般について見直していく必要があるとしていますので、今後少なからず影響が懸念されるところです。これらを背景にして、町では先日、幹部職員を対象に平成29年度当初予算編成説明会を開きました。これから一層厳しくなる町の行財政運営を直視し、国の動向をしっかりと見据えて、制度改正や補助事業の採択要件の変更も含めて、鋭意情報収集に努め、新年度の予算要求に望むよう指示したところでございます。

それでは、6月定例会以降、本定例会までの間の主な動きにつきましては、副町長のほうから簡略にご報告をさせていただきますので、よろしく願い申し上げます。

○議長（辻井 成人） 副町長。

○副町長（寺前 和彦） おはようございます。

それでは、私のほうから、本定例会までの間の主な動きにつきまして、報告をさせていただきます。

7月の社会を明るくする運動強調月間を前に6月21日、多気郡保護司会の皆さんから内閣総理大臣メッセージを伝達していただきました。社会を明るくする運動は犯罪や非行の防止、罪を犯した人たちの更生について理解を深め、犯罪のない社会を築こうとする、全国的な運動で、今年で66回目を迎えました。安全で安心なまちづくりのために、さまざまな活動に取り組んでいただいている多気郡保護司会の皆さんに、心から敬意を表します。

6月24日に、明和町商工会青年部の皆さんから、災害対策に役立ててくださいと、斎王まつりの斎王市にバザー出展した収益金と、募金活動で寄せられた募金を町に寄付していただきました。商工会の若い人たちが地域の絆を大切にし、こうした活動を通じて、災害に対する意識やまちづくりへの関心を深めていただけることに、心から御礼を申し上げます。

6月29日、皇學館大学の千田良仁准教授を、地方創生や地域づくりなど幅広い分野で助言をいただく地方創生アドバイザーに委嘱させていただきました。

た。千田准教授は香川県生まれで東京大学の特任研究員などを経て、2015年から皇學館大学教育開発センター准教授に就任されており、昨年からは当町の地方創生会議の議長を務めていただいています。地方創生の取り組みは始まったばかりです。まずは先頭に立つ職員の意識の醸成に向けた、研修から取り組んでいただくこととしています。

7月1日に、岐阜県長良川国際会議場で、日本遺産サミットin岐阜が開催されました。昨年度、日本遺産に認定された18団体と、今年に4月に認定された19団体のPR映像の放映や、パネル展示、特産品の展示ブースなどが設けられ、それぞれの地域の魅力を情報発信しました。文化庁は2020年までに100の日本遺産を認定するとしていることから、今後も積極的に活動していかねばならないと思っています。

夏本番を前にした、7月3日、大淀ふれあいキャンプ場で、観光協会主催の安全祈願祭が行われました。アトラクションには、明和太鼓の演奏やおなじみのフラダンスなどが披露され、恒例の宝探しも行われました。斎王の始まりとして日本遺産に認定された「大淀」。付近には、「斎王尾野湊御禊場跡」や「業平松」などがあり、訪れる人が多くなることを期待しつつ、期間中、無事故で楽しい夏になることを祈りました。

7月10日、第24回参議院議員通常選挙が行われ、当町の投票率は選挙区、比例代表とも59.23%で、前回は1.4ポイントほど上回りました。選挙権年齢が18歳以上に引き下げられた、はじめての選挙でしたが、三重県選挙管理委員会の発表によりますと、18歳と19歳の投票率は50.12%で、全年代の平均投票率の59.75%を下回りました。そうした中で、当町の投票率は2番目に高く、64.68%でした。とりわけ18歳の投票率は県下最高で、73.83%という結果でした。

7月13日から18日の間、各地区で自治会長会議を開催し、全町自治会長会議で出されていた要望事項等の回答をさせていただきました。防犯灯の設置や通学路の整備、信号機の設置など、その他たくさんの要望をいただい

ましたので、町で対応が可能なものと、警察や県との調整が必要な案件等を整理し、改めて関係機関へ要請していくことを約束させていただきました。

7月14日、100歳になられた上村在住の中村としさんを訪問し、お祝いの記念品を贈らせていただきました。中村さんからは趣味でつくってみえるストラップと折り紙を頂戴しました。若いときから体を動かし、時間を見つけては俳句や習字、手芸を楽しんでみえたとのこと。とても100歳とは思えない若さで、私のほうが元気をいただけてきました。

7月16日、コスモスの花でお客様をお迎えしようと、国史跡齋宮跡保存協会やみどりの会、呉竹倶楽部の皆さんらで組織する史跡植栽計画推進委員会が、齋宮跡史跡内にコスモスの種をまきました。秋には満開のコスモスが訪れる人たちを楽しませてくれることと思います。

7月17日、恒例のみいとフェスタ、相撲大会、納涼大会が下御糸小学校で開催されました。午前の部の相撲大会では、三重県立水産高等学校の相撲部の皆さんと、子どもたちの楽しい取組を見せていただきました。土俵がある小学校は県下でも珍しく、将来我が町から関取が誕生してくれることを期待しています。

また、納涼大会はかき氷や金魚すくい、ヨーヨー釣りなどを楽しみ、定番の盆踊りは双葉幼稚園の園児の踊りで開幕しました。実行委員さんや自治会長さんには大変ご苦労さまですが、これからも地域づくりのために、よろしくお願ひしたいと思ひます。

7月18日、第12回多気郡玉城社明カップ組立紙飛行機選手権大会が、多気町役場と多気スポーツ公園で開かれました。想像力豊かな青少年の育成を目的として、続けられている行事ですが、今年もまた家族のふれあいや、参加した児童の交流を深めていただきました。

7月20日、松阪市、多気町、明和町、大台町の市長と町長による、「松阪地区トップ会議」が、県松阪地域防災総合事務所の主催で行われ、松阪地域の活性化の方向性を議論しました。それぞれの市町の観光施策などの課題や

問題点について、意見交換を行い、今後、定住自立圏の取り組みの中で、具体的な案件として煮詰めていくこととしました。

また、22日には、三重県国民健康保険団体連合会と市町会及び町村会が主催した、「社会福祉制度改革トップセミナー」に参加しました。厚生労働省国民健康保険課長による「国民健康保険制度改革の現状と今後について」と、国民健康保険中央会理事長による「地域包括ケアシステムと地域づくり」と題した講演を拝聴し、増大する医療費や少子高齢社会における現役世代の負担増など、国民健康保険が抱える問題や、住み慣れた地域で医療、介護、生活支援等のサービスが提供できる整備の必要性などについて学びました。これから当町においても、本格的な体制づくりに取り組んでまいります。

7月23日、人権センターで夕涼み会を開催しました。社会福祉の向上と、あらゆる人権問題の解決を図るための拠点施設で、町民の交流を深めていただくことを目的として、毎年この時期に行っています。今年も約350人の人手で賑わい、初夏の夕べを楽しんでいただきました。

7月30日、伝統行事の大淀祇園祭と花火大会が、今年も華やかに行われました。午前中はスポーツ少年などの子どもたちが「子どもみこし」で地区内を練り歩き、午後は威勢のいい若者たちが、勇壮に山車を引き回し、大淀漁港で2隻の船に乗せる「海上渡御」が行われました。夜には大淀漁港付近で盛大な花火大会も行われて、町内外から訪れた多くの皆さんを楽しませてくれました。

そのほか、7月から8月にかけては、町内各地で昔から続けられている夏まつりや伝統行事が行われました。7月9日は上村の天王祭りと算所の祇園祭り、菘村の虫おくりが13日、17日には有彌中のかんこ踊りが行われ、いずれも江戸時代から続く伝統行事ですが、改めて関係者の皆さんに心から敬意と感謝を申し上げます。

平成29年4月採用予定の町職員採用試験の募集を7月29日で締め切りしました。応募状況は事務職の一般枠で、募集4人程度に対して26人、U・Iター

ン枠は募集2人程度に対して4人、保育士兼幼稚園教諭の一般枠で若干名の募集に対して12人、再チャレンジ枠は、同じく若干名に対して10人でした。試験日程は9月18日に第1次試験として筆記試験を実施し、10月21日に第2次試験を行い、11月中旬には採用予定者を決定していくこととしています。

8月1日、いじめ防止と児童虐待防止の啓発看板を電柱に設置する協定を、設置事業者の中電工業(株)とテルウエル西日本(株)、町と教育委員会との4者で締結しました。設置事業者の2社は、電柱に広告看板を設置する事業者で、社会貢献の一環として、啓発看板の設置を提案していただきました。

看板に掲げるスローガンは、小中学校の児童・生徒が考えたもので、いじめ防止と虐待防止を町民の皆さんに呼びかける内容です。この看板を見た皆さんが、いじめ問題や虐待防止を身近なものとして捉えていただき、これからのことをより考える町になる、きっかけにしてほしいと、子どもたちに話をいたしました。

また、このスローガンを書いた看板を、各小中学校にも設置しました。この日は昨年に引き続き、8月6日に被爆地広島で行われる、平和祈念式典に明和中学校の生徒6人の代表して派遣する出発式を行いました。一行は5日に出発し、平和祈念資料館の見学、被爆体験伝承者の講話を受講、原爆の子の像に千羽鶴を奉納、原爆ドームなどを見学し、被爆の怖さ、恐ろしさ、そして戦争の悲惨さを、見て聞いて学んできました。

今年は伊勢志摩サミット終了後に、アメリカ合衆国のオバマ大統領が、初めて広島を訪れ、折り鶴を捧げ、核廃絶への取り組みを全世界に訴えたことから、今まで以上に多くの人たちが、注目する式典になったようです。中学生には改めて平和の尊さや大切さなど、学んできたことを一人でも多くの人に伝えてほしいとお願いしました。

8月9日、三重県町村会の定期総会に出席しました。防災対策や子育て支援など、各自治体が抱える課題や要望事項を、国及び県に要請するため、その内容を決議し、一丸となって要請行動に取り組んでいくことを確認しまし

た。

8月10日と17日には、各地区自治会から要請を受けていた信号機の設置などの交通安全対策や県道の道路改良等の安全対策について、松阪警察署長と三重県松阪建設事務所長に、それぞれ要望書を提出しました。

8月18日、伊勢市や明和町など7市町と県で構成する宮川流域ルネッサンス協議会が体験を通じて、宮川流域の自然環境や歴史文化を、子どもたちに伝えていくことを目的とした、「子どもサミットin明和」を当町で開催しました。開会式で「宮川は明和町には流れていませんが、斎宮地区や明星地区の田んぼには、宮川の水が農業用水として流れてきています。」と説明しました。参加した子どもたちは、遺跡発掘体験や竹細工の竹筆づくりを体験し、午後は宮川ではなく祓川で水生生物調査を行いました。夏休みの思い出に残る貴重な1日にしていただけたのではないかと考えています。

8月22日、今年も三重県ひじき協同組合の皆さんから、「敬老福祉大会のおみやげにしてください」と、乾燥ひじき2000袋を寄贈していただきました。改めて御礼を申し上げますとともに、町の特産品でもあるひじきの販路拡大等を引き続き支援をしてまいりたいと思います。

8月24日、全ての人たちが活躍できる社会づくりをめざして活動を続けられている、みんなの連絡会の皆さんと、町長と語る会と題した、意見交換会を行いました。特にこれから心配される南海トラフ大地震への備えなどについて質問があり、自助、共助、公助の取り組みや、津波避難タワー建設の考え方等について、説明をいたしました。また、ボランティア団体の立場から有事の際には、避難所の運営などに何かとお手伝いいただきたいとお願いさせていただきました。

9月1日から臨時福祉給付金の受付を、研修室で開始しました。給付対象者は約2,800世帯と見込まれます。申請期間は、12月1日までです。

次に、本定例会の上程議案につきましては、農業委員会の委員の任命同意が2件、平成27年度継続費精算報告書の報告が1件、松阪飯多農業共済事務

組合の解散に関する協議が3件、条例の一部改正が2件、全部改正が1件、制定が1件、平成27年度水道事業会計未処分利益剰余金の処分が1件、平成28年度一般会計補正予算ほか4つの特別会計補正予算と水道事業会計補正予算、そして、平成27年度各会計の決算認定をお願いすることとしています。

今後とも町民の皆さんが日々充実した暮らしができるまちづくりの実現のために、町民の皆さま、議員の皆さまのご理解とご協力を賜わりながら、総合計画に定める将来像の「歴史・文化と自然が輝き、快適でこころ豊かな「和」のまち明和」をめざして、誠心誠意努力してまいりますので、よろしくご審議を賜わりますようお願いを申し上げます。行政報告とさせていただきます。

○議長（辻井 成人） 以上で、日程第4 行政報告を終わります。

◎一般質問

○議長（辻井 成人） 日程第5 一般質問を行います。

一般質問は6名の方より通告されております。

許可したいと思います。

1番 山内 理 議員

○議長（辻井 成人） 1番通告者は、山内理議員であります。

質問項目は、「防災対策の現状について」、「三重国体について」の2点であります。

山内理議員、登壇願います。

○1番（山内 理） まずは、おはようございます。ただいま議長より登壇のお許しが出ましたので、通告に従い質問させていただきます。

その前に、台風10号の猛威、そして、台風12号、13号の追い打ち、いまだ被害の全容がわからないままですが、被害に遭われた地域の皆さんの、1日も早い復興を願うとともに、お亡くなりになられた方々の冥福をお祈りいたします。

自然の猛威の前には、かくも人間の弱さというものを、痛感させられてしまいました。自然には勝てません。しかしながら、勝てないまでも少しでも被害を小さくするための最大の努力が必要かと考えます。

いみじくも今回、防災についての質問をあげさせていただいております。

それでは、いくつか質問をさせていただきます。まず、南海トラフ地震、マグニチュード9.1だとか、どんな揺れなんでしょうか。震度6強、もしくは震度7、まったく想像が付きません。経験したことがありませんので、また、平成5年に起きた北海道の奥尻島の地震、津波で大きな被害が出ました。実は私、この時に仕事で偶然、札幌にいました。午後夜10時をまわっておりまして、揺れ方が只事ではなかったというのを記憶しております。

そして、また続いて大きな地震、阪神・淡路大震災、これは朝の5時46分、まだ暗い時間帯で、家屋、建物の倒壊、そして火災、随分の被害が出ました。それと3.11、これは14時46分、昼の明るい時間帯でも被害が出ました。これがもし暗い夜起きたと思うと、もっと被害が拡大したんでしょう。

さて、話を明和町に戻します。グラッときたらどうするか。津波だけでなく、町内各地区で、家屋倒壊など避難ルートの確保ができない状況などが、予測されます。想定内にしろ、想定外にしろ、すさまじい場面に遭遇するだろうと思います。町民一人ひとりが防災意識を高め、防災対策をし備える、そしてみずからを守るというのが、基本姿勢だと思います。

そこで、お伺いします。町内各個人、各個人のお家の免震やら耐震補強などの状況というのは、今現在どうなっているのでしょうか。また、建設中の津波避難タワー2基と、今後、建設予定4基の予定地などを含め、避難タワーの進捗状況を合わせてお伺いします。

そして、避難タワーの完成した後の、完成後の管理の仕方などを教えていただ

ければと思います。よろしく申し上げます。

○議長（辻井 成人） 山内議員の質問に対する答弁、町長。

○町長（中井 幸充） 山内議員のほうから、防災対策の現状等について、ご質問をいただきました。また、ご質問の中で、平成5年、ちょうど23年前に発生しました北海道の南西沖地震、奥尻島での大津波についてのお話もお聞かせをいただきました。

この地震は、日本海岸では観測史上、最大の地震で、震源の深さが34km、マグニチュード確か7.8、推定震度は6.4mから29mぐらいの大津波が襲ったというふうにお聞かせをいただいております。当時のニュースをみますと、島全体に壊滅的な被害をもたらして、死者が確か200人近かったというふうに聞いております。

また、行方不明者も30人弱であったと、そのような犠牲を伴った大地震でありました。札幌市内で地震を経験されたということでございますが、当時のちょっとお話を聞きますと、奥尻島には地震計が設置をされていなかったということで、正式な震度というのはですね、発表されておられませんけれども、推定では震度6ぐらいかなというふうなお話を聞いたことがあります。

そして、もう皆さんもご承知のように、平成7年に阪神・淡路大震災、平成16年には新潟の中越地震、そして、平成23年、東日本大震災ということで、それから今年の熊本地震、こう考えてきますと、日本の各地で大規模災害が発生してきていると。その一つひとつのですね、災害からいくつかの教訓が学べるわけでありましてけれども、それぞれ地域あるいは行った場所が異なるわけでありまして、その対策を講じるといっても、それぞれ違うわけでありまして、今、山内議員からもご意見いただきましたけれども、まずは町民一人ひとりが防災意識を高めて、防災対策を行って、そして、みずから自分を守る、そういう対策をですね、やっていただくことが基本になるかと、そのように思います。

明和町でも想定される南海トラフ、これは震度6強から7ということで、

先ほど言われましたが、我々もどんな地震になるのか、体験をしたことがございません。今まで以上のですね、経験を上回る地震が発生するのではないかと。そう思いますとですね、今後やはり住民の一人ひとりが地震が起きることを前提に、いわゆる耐震化とか、そういった防災対策を講じていただくことが必要かなと、そのように思います。

ご質問いただきました津波避難タワーの進捗状況や、それから、耐震補強、そういった個々のご質問に対しましては、防災企画課長のほうから答弁をさせていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

ちょっと今のところで、推定震度を6.4mと29mと申しましたが、これは間違いで、推定震度が6、津波の高さが4mから29mということで、訂正をさせていただきます。

失礼しました。

○議長（辻井 成人） 防災企画課長。

○防災企画課長（中谷 英樹） 失礼します。

山内議員から3点のご質問をいただいたわけでございます。

まず1点目でございますが、現在、明和町では家屋の、木造家屋が主でございますが、家屋の耐震化を促進しておるわけでございます。その中でその基となるのが、明和町建築物耐震改修促進計画といったものがございまして、それを基に事業を推進させていただいております。

そして、26年度末、ちょっと数字が古いわけでございますが、居住世帯のある住宅7,208戸のうち、耐震性があるであろうという住宅は5,551戸、77%、それと耐震性のない住宅が1,657戸、23%といったことで設定しております。

またこの木造の耐震化だけではないですね、ブロック塀の除去等の事業も、平成25年度から制度化させていただいております、山内議員、冒頭のお話の中にもございました、避難所各戸対策の一環として、事業を推進させていただいております。

平成25年度は4件、26年度7件、平成27年度2件、制度が始まってから13

件の補助をさせていただいているという状況になります。

そして、津波避難タワーの進捗状況についてのご質問でございます。こちらにつきましては、大淀と浜田・八木戸の現在2箇所の津波避難タワーに着手しておりまして、8月中に杭打ち工事を完了いたしまして、基礎の掘削、配筋作業、基礎コンクリートの打設と進めさせていただいているところでございます。

そして、計画では6基の建設となりますので、残り4基の用地買収について、これから進めさせていただく準備をしております。今後はですね、地元自治会の皆様と協議をさせていただきながら進めさせていただくこととしておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

それと、大淀と八木戸・浜田の現在、建築中の津波避難タワーの完成後の管理等についてでございます。現在は津波避難タワー設置及び管理条例の案ということで、現在、策定中でございます。今議会にはちょっと上程させていただいておりませんが、次回の12月には管理条例のほうを、上程させていただく予定で作業を進めているところでございます。

また、活用といった部分ではですね、他の施設と同様に施設の設置目的というのがございますので、その設置目的を妨げない範囲においては、日常的な利用していただいても結構かと思ひます。と申しますのも、タワーの避難フロアというのがございます。ちょうど高さ7mの位置なんです、その下はピロティーと申しまして、柱だけがもうむき出しになっておるような構築物でございますので、その下で十分お子さんとか、老人会の皆さんとか、色々なことをしていただける、活動していただけるスペースがあらうかと思ひます。

そういったことで、雨の時とか、そういったときにですね、その下で何かお集まりいただくようなことは、その利用目的を妨げないといった意味合いで、活用していただけるのかなというふうには思っているところでございます。

○議長（辻井 成人） 答弁が終わりました。

再質問はございませんか。

山内議員。

○1番(山内 理) ありがとうございます。

タワーの4基の予定ですけども、地元が十分納得できるということを大前提で、進めていただきたいと思います。

それとタワーの管理ですけども、1階部分が使用できるということ、これは実はですね、私ここで避難タワーをつくったけれども、実際、避難する時しか使えないという状況では、なかなか近寄りがたくなってしまいうんじゃないかと、できれば何とか使えるようにと、逆に要望しようと思っていましたので、1階部分が使えるということは、非常にありがたいと思います。

使えるということは、子どもたちもそうですし、高齢者の方々、実際、自宅からどの程度、何分で行けてというのが、より具体的にわかるでしょうし、避難の時のイメージができると思うので、非常にありがたいと思います。ありがとうございます。なるべく使えるような形で皆さんがいざという時には、頼りになる避難タワーというふうな認識ができればいいかなと思います。

それと、今度は、免震、耐震の補強ですけども、本当は全てされておるのが、一番理想ですけど、なかなかそうはいかないでしょうけども、これは地道にどんどん町民の皆さんに知らしめて、どんどん、どんどん耐震補強していただくという方向に持って行っていただければと思います。

避難タワーがいずれ4基、計6基できるわけですけども、避難タワーだけに限らず通常の例えばもっと斎宮や明星方面もそうですけども、単純に地震が起きて避難をしようという時にでもですね、家屋倒壊や家の中の家具がね、倒れて下敷きになって、避難するにも動けないという状況が、それこそ震度6強とか、7というのは経験がありませんのでね、そういう状況が出てくるかと思っています。

となると、いくら行政サイドで避難タワーとか、色々なことをして、お膳立てをしてもですね、結局、肝心のところ個人の皆さんのお家で、家の中で倒れて避難もできへん、なんも動けない状況で、これまたそういう状況が起こっては、何

もならないと思います。結局は町民さん一人ひとりが、その気になって真剣に避難、防災対策というのを考えていただかんと、冒頭にも言いましたけど、人間というのは、もう自然には絶対勝てませんし、ただし最小限にすることはできるんじゃないかという思いですので、被害を最小限にとどめるというのは、やっぱり町民一人ひとりの意識にかかってくると思います。問題はですね、今後どうやって個人の意識を、色々やっていただいていますけども、どうやったら個人の意識が防災意識を高めることができるのか。その辺について、お考えを今後ですけどね、お聞かせいただきたいと思います。

○議長（辻井 成人） 山内議員の再質問に対する答弁、防災企画課長。

○防災企画課長（中谷 英樹） 失礼します。山内議員おっしゃっていただきましたとおり、本当に一人ひとりの取り組みが減災につながるものと考えております。ですので、やはり本当に長い時間はかかるかとは思いますが、現在は全地区で地域防災懇談会といったものも設置しながら、防災の意識を高めるための取り組みを継続させてやらせていただいております。

その中でもですね、毎年度、防災の講演会であったり、図上訓練であったりと、手を変え品を変えて、色々な住民の皆さんにご参加いただけるようなプログラムを組んでおるつもりでございますが、それをより一層新たな部分でご参加いただきやすいような形に変えていくことも必要やというふうには考えております。

とにかく防災の日常化と申しますか、防災の意識を常に持っていただくような啓発活動に努めさせていただきたいというふうに考えます。

○議長（辻井 成人） 答弁が終わりました。

再質問はございませんか。

山内議員。

○1番（山内 理） ありがとうございます。

毎度毎度、防災懇談会、実は昨日も下御糸地区で開催されておりましたけれども、結局、防災懇談会って、自治会長さんやら、民生委員さんやら、学校、幼稚

園、保育園の先生方や、また消防の皆さん、いわゆる関係者といいますかね、そういう方々がメインだと思います。これ一般の町民さんが参加するような防災懇談会というのは、お考えなんでしょうか。

それと、やっぱり私はこだわりますけども、それぞれまず家の家具を本当に固定しておくか、しておらんか。これ家具の固定というだけじゃなくて、それをするかしないかというのは、個人さんの防災意識が、それで押し量れるんではなかろうと思うんです。

例えばですね、この場でもそうですけれども、ここの皆さんですね、皆さんおうちの家具を固定されていますかと、テレビを固定していますか、台所の水屋ちゃんと固定していますかと、僕が聞いたところ、前課長さんがですね、町長、副町長も含め、全員がイエスと答える人が、何人おる。正直にできたら全員の方が、していますよと言っていたきたいんですが、なかなかそうじゃないんじゃないか。

つまりはようは、まず自分たちがこの行政も、もちろん我々もそうですけれども、本気にならんと、なかなか町民の皆さんは本気にならんとと思うんですね。どうしても形式上になってしまう。夕べもそうだったんですが、どこかで関係者の皆さん、役場の防災懇談会に協力してあげている、参加してあげている、まして今度の10月の防災訓練の時に、イベントに参加してあげているみたいなところを感じるんです。

ちょっときつい、ひどい言い方かもしれませんが、本来ならやっぱり町民自らが、自分たちのためにやるんだという意識、これは理想ではあるんですけども、なかなかこのことは非常に口でいうのは簡単ですけど、実際はかなり難しいことですけれども、やはりそのところどうするべきなのかというのが、一番最重要課題だと思います。

まず私の言いたいのは、自分たちが本気にならんと、なかなか町民の皆さん全部を引っ張るといようなことは難しいと思いますので、そのところからやっていたきたいと、それも含めて先ほど課長が言いましたように、色々な方法が

考えられるというんですが、例えば冒頭にも言いましたが、3.11は昼でしたね、私が体験、札幌ですけども、体験したのが夜の10時でした。昼起きるのと、夜起きるのは全然違うと思うので、その防災訓練そのものも一回夜やってみたらどうでしょう。

その辺お考えがあるか、またお聞かせください。

○議長（辻井 成人） 山内議員の再質問に対する答弁、防災企画課長。

○防災企画課長（中谷 英樹） 失礼します。

まず昨日も下御糸地域での防災懇談会をさせていただいておったわけでございます。まず質問の色々順番が変わるかわかりませんが、ご容赦いただきたいと思います。

防災訓練、昨日も色々なご意見もございました。一番大きいのは山内議員も感じられたかもわかりませんが、義務的に参加したんをやという立場で、お考えの方もおみえになったかもしれません。ただ、現在、防災訓練につきましては、私どもの考え方としては、色々な経験をしていただくことを提供する場としてですね、訓練開催、そういったものをさせていただき、その訓練に参加していただいた中で、個人それぞれ思われることは違うと思います。そういったことを感じていただくような訓練になればいいかなということで、色々ご提案もさせていただきながら、進めてさせていただいているところでございます。

ご意見ございましたとおり夜間にやったらどうやとかですね、抜き打ちの訓練はどうかとか、いろんな手はあるわけでございます。今年の場合もですね、例年の訓練とちょっと趣向を変えまして、スマートフォンのほうへその8時半に訓練開始をならず、シット・アップ・ダウンというんですか、そういったこともですね、やらせていただくような新たな展開もしております。徐々にそういったことはですね、全町民の方が参加できるような体制づくりといったものも、引き続きやっていかないかなというように考えているところでございます。

それとですね、その前の質問では申しましたが、地域防災懇談会が防災関係者だけがお寄りいただく場ではございませんので、その内容、会によってはですね、その地区の住民の皆様呼びかけて、防災の講演会、訓練をやっていただくという意味で開催をしております。

ですので、今年の場合、5地区で展開しておりますが、斎宮地区では住民全体に対する防災講演会ということで、川口先生の講演を中心に計画をしております。また今年度、各地区で防災のアンケート調査をやってきたわけなんですが、今年は斎宮地区でアンケート調査を実施させていただきました。その斎宮地区のですね、アンケート調査の中から、地域の防災力といったものも図れると。

5地区がこれで出揃いましたので、各地区のアンケートの結果をまとめてみまして、再度、解析し、その地域・地域の防災力の違いといったものもですね、把握しながら対策を講じていきたいなということでございます。それともう1点、お話の中にありましたとおり、今年度もですね、職員向けの防災のアンケート調査をしております。これは全職員、社会福祉協議会の職員、そういった職員を対象にですね、きちっと家具が留められているのか、耐震化かできているのかと、基本的な事項について、確認するアンケートでございます。

今年もやっておりますし、逆に4年前にも、こういった同じ内容でアンケートをしております。改善されたのかといったことについてもですね、今回は解析いたしまして、その後、職員研修もつなげていくという流れで、計画をしております。ですので、いろんなことの取り組みを進める中でですね、本当に職員がお手本になるような防災対策をしていただけるよう、今後進めてまいりたいと考えております。ご理解いただきたいと思います。

○議長（辻井 成人） 答弁が終わりました。

再質問はございませんか。

山内議員。

○1番(山内 理) ありがとうございます。

職員の皆さんがまず本気になっていただいて、全員の皆さんがもっと意識が高まれば、おのずと町民さんにも伝わるでしょうし、でも何せ人の命がかかっていますので、大変な要求ばかりで申し訳ありませんが、よろしくお願ひしたいと思ひます。

続いて、昨日もすごい雨でしたけども、雨の問題に入っていきます。昨年9月議会の時に、昨年は台風18号の大雨被害があつて、議会も1日休会というか、あれになりました。そして、何より今年には台風10号、12号、13号と、今度は台風、大雨に対する川の氾濫について、ちょっとお伺ひしたいと思ひます。

ここ数年、先ほども町長のコメントにもありましたけど、日本列島はですね、地震か川の氾濫かで、とにかく大きな被害が、日本のどこかで起きております。雨の降り方もですね、雨の降り方なんていうよりも、バケツ何杯ひっくり返したらすむかいなと思うぐらいの、雨の降り方が異常なほど強く感じます。しかも、全てが想定外という、いやな流行り言葉になりましたけども、想定外という状況のような雨の降り方です。

明和町でもですね、祓川や笹笛川、大堀川、そしてお隣の櫛田川という大きな川がありますが、それらが決壊したらと思うと、どうなるだろうと。私も小さいころ、私の下御糸の志貴というところの生まれなんですけども、父親がですね、この辺は櫛田川が決壊したら終わりなんやというのを、よく口にしておりました。なのでですね、この明和町の3つの河川、そして櫛田川の情報というのを、どういふうに皆さん把握されているんだろうと。

地震の場合は、グラッと揺れますのでね、揺れると感じますから、判断、自己避難なり何なり、身構えができるんですけども、雨の場合のザーという雨の音はですね、確かによく降るなあですけども、よく聞くのは、よく降るなから、やっとやんだと、今日は青空になったといつても、川の氾濫が起きたというようなニュースでよく聞きますので、非常にその辺のタイミングといひますか、状況が非常に我々町民にするとわかりづらいつところが多々あります。

それこそ去年の鬼怒川の氾濫の時にですね、ちょうど先ほども出てました、明和町のアドバイザーの川口先生が、あの鬼怒川の被害が増大したという原因には、行政の避難指示の遅れがあるというふうに、ある部分でおっしゃっていたことがあるんです。思えばですね、明和町はどうなっておるのやろという思いで、これ今回、質問させていただいておるんですけども、その避難指示や避難勧告というのは、どういうタイミングで出されるんでしょうか。また、町民さんはその避難指示、避難勧告を何で知ることができるんでしょうか。それをちょっと教えてください。よろしくお願いします。

○議長（辻井 成人） 山内議員の再質問に対する答弁、町長。

○町長（中井 幸充） 詳細な答弁は防災企画課長のほうからさせていただきますけども、今までの三重県下の大きな被害というとですね、平成16年の台風21号、これは大台山系、宮川で大変な被害が出ました。それから、平成23年には紀伊半島の熊野とか、紀宝町とか、そういったところで非常に大きな台風による災害が行われました。

それを受けてではありませんけれども、国のほうもですね、大規模な大雨の災害ということで、実は昨年12月にですね、社会資本の整備審議会というのが、実は国のほうでつくられております。そこが国土交通大臣に対してですね、いわゆる大規模氾濫に対する減災のための治水対策の在り方について、もう一回ですね、水防災意識社会の再構築ということで、色々ともう一度ですね、対策を講じなさいというような通達が実は出ております。

それを受けてですね、三重県の河川事務所、そして松阪市、明和町、多気町でですね、実は第1回の対策会議と申しますか、それを7月11日、2回目を8月23日に実は行っております。そして、櫛田川のお話もちょっといただきましたが、特に1級河川の櫛田川の部分についてですね、まだ弱いところがあるということで、そこら辺のハード面の対策と、それからもしというようなソフト面の対策を、これからどういうふうな形で、先ほどおっしゃっていただきましたが、住民の方にですね、どういうふうな形で周知をしていく

のか、そのことについてですね、これからまた具体的に、1市2町で詰めていくという、そういう段階でもありますことを、まず報告をさせていただきたいと思います。

なお、明和町の先ほど言いました3河川、それから、どういう場合に避難指示、あるいは避難勧告、今の状況の中で出していくのかということについては、防災企画課長のほうから答弁をさせていただきたいと思います。

○議長（辻井 成人） 防災企画課長。

○防災企画課長（中谷 英樹） 失礼します。

3点について、お答えさせていただきたいと思います。

まず3河川と櫛田川の情報についてでございます。町内の祓川、笹笛川、大堀川の3河川につきましては、県管理の河川となります。また、櫛田川につきましては、国管理河川となっております、それぞれの河川には観測所が設置されております。水位の情報が発信されております。この情報につきましては、防災三重や国土交通省の三重河川国道事務所のですね、ホームページからも確認することができるわけでございます。

そういったことでですね、私どもの情報の収集は、そういった大元からの収集になるわけですが、逆にですね、町民の方はそうしたらどういふふうにすることができるのかということでございます。河川等のそういった水位情報につきましては、気象庁が発表する注意報、警報、特別警報、こういったものと同様にですね、私どもや県、関係機関のほうに伝達されます。伝達された情報については、市町村やテレビ、ラジオ等の報道機関を通じて、地域の住民の方に、情報がいくという形にはなるわけでございます。

私どもの明和町の防災情報の伝達方法につきましては、防災行政無線、同報系による屋外子局と各世帯に設置していただいております戸別受信機、それとですね、緊急速報メールということで、携帯電話のほうにも、その情報は流させていただくこととなります。

また町のホームページ、行政チャンネルでも、L字放送ということで、情

報を流させていただくというような形ですね、注意や警戒を呼びかけることとしております。また災害の状況によっては、先ほどお話にもございました、常総市の鬼怒川の河川堤防の決壊ではございませんが、そういった状況によっては、町の広報車、あるいは消防団が該当地区をパトロールしながら、注意を呼びかけるという直接伝達する方法といったものもとることとなっております。

そして、何を基準に避難すれば良いのかという点でございます。河川洪水等の避難につきましては、先ほども申しました各河川の観測所ですね、水位状況というのがございます。今後の水位予測、これからどれだけ雨が降り続くんやという予測も含めて、判断をするわけでございます。その中でですね、町のそういったことを基に、町としては水位の状況を基に、勧告であったり、避難指示といったことを発令させていただくわけでございますけれども、浸水想定区域内に住んでいただき、立ち退き避難をする場合につきましては、氾濫危険情報や氾濫警戒情報、こういったものを早めにお考えいただき、避難していただくことが重要であるかなということでございます。

町ではこういった各河川のどこが浸水するといったハザードマップを、各世帯のほうにお配りをさせていただいております。そういった該当地域の皆様につきましては、あらかじめ降り始めからですね、河川の状況が流れた時点で、いろんなことを判断をしていただく必要があるのかなということでございます。

そういったことで、ハザードマップの浸水想定地域が基本となりますが、その地域・地域で想定される浸水の深さといったものが違ってまいります。ですので、建物の階数、二階建てのお家にお住まいの方であれば、垂直避難、2階へ避難していただくことも可能かと思えますし、逆に平屋の方であればですね、やはり早めの行動で避難所のほうへ避難していただくといったことが、とるべき避難行動がそれぞれの方で違ってまいりますので、避難の行動については各自でご判断いただくといったことになってまいります。

そういったことで、あくまでも各河川には水位観測所が設けておきまして、その状況によっていろんな発令の仕方がございますので、その水位に達したと時点でさまざまな情報を発信するという仕組みになっております。

○議長（辻井 成人） 答弁が終わりました。

再質問はございませんか。

山内議員。

○1番（山内 理） ありがとうございます。

今、お聞きしたところですね、雨の場合は、明和町の3つの河川は県管理で、櫛田川は国管理で、その後ホームページとか、メールとか、行政チャンネルとか、いろんなことで、情報が得られますよということを教えていただいたんですが、地震と違って、地震はグラッときますので、一斉にわかりますけども、雨は何度も言いますが、わかりづらい状況があると思うんですね。

それで、先ほどホームページなら何やのというのは、意識のある方は自分で調べて、あれできるんですが、高齢者の方がそこまで自分で調べてやってくれるんかということ、なかなかその辺は難しい部分があるだろうし、それと地震はグラッときて、もちろん倒壊やら、これはかなりでかい津波も来るといふ、思えばいずれ全部できる6基の海辺のほうが、避難タワーに逃げ込めばという、しかもあそこは壁がはって、ボンと打ち破ったら上がれますという状況になっていますね。

ところが通常の避難施設の場合ですね、災害は24時間関係なしにきますので、その時にですね、2階のあるお家は2階、垂直避難と、それはそれでいいと、雨で倒壊は少ないでしょうけども、川の決壊以外はいいいんですけど、平屋の方、しかも普段からよく水が床下まできそうな地域に住んでいらっしゃる方は、避難地域へ行きたいんですが、その避難所というのは24時間、じゃあ鍵が開いているのかという問題もありますし、なかなかこれ行きづらい部分が出てくるのではないかなと、実際に想定すると。

ですから、その辺もですね、防災懇談会にですね、地震だけではなくて、そういう雨の時に、非常に判断がしづらいとき、また24時間体制で避難所が開いてな

ということが出てきますので、その辺も含めて今後ですね、町民の皆さんに指導していただければどうかなと思います。

それと、今までに避難勧告をしいて、明和町は出したことはあるんでしょうか。それをちょっと教えてください。

○議長（辻井 成人） 山内議員の再質問に対する答弁、防災企画課長。

○防災企画課長（中谷 英樹） 避難勧告、避難指示、明和町から過去と申しましても、ずっとになりますので、私は5年目でございます。平成24年度以降でございましたら、避難指示、避難準備情報、すいません。避難準備情報、避難勧告までは発令させていただいております。そういった形ですね、昨年も先ほど、去年の台風18号の時には、やはりちょっと町としても、対策本部を立ち上げまして、避難所の開設等の手続きもございましたので、その時には避難準備情報までを発令させていただいております。

○議長（辻井 成人） 答弁が終わりました。

再質問はございませんか。

山内議員。

○1番（山内 理） ありがとうございます。

私、雨はどうしても住んでおる人もわかりづらかなと思うので、その辺また何とか、町民さんにうまくご指導いただけるように、防災懇談会などで、よろしくお願いしたいと思います。

防災対策というのは、こうやって口で言うのは簡単なんです、非常に大変難しいし重い問題だと思います。結局は繰り返しになりますが、町民一人ひとりの意識の問題だと思います。まだまだ何かあったら、誰かが助けてくれるとか、思ってたっしやる方がたくさんみえるんじゃないかと思います。

実際、東南海地震が起きた場合にはですね、誰も助けに行くことはできないと思うんですね。それこそ、震度6強やら7なんていうたら、明和町全体が被災するわけやし、もちろん役場が俗にいう役場が助けに来てくれる、とんでもない、行けるわけがないのでね、その辺も含めて、やっぱり自分の身は自分で守るとい

うことを、これをやっぱり強く言っていただいて、町民全員がですね、そういう意識を持っていただければ、もっと最小限になるのかなと思います。

人の命がかかっていますので、大変ですが、課長もひとつよろしくお願ひしたいと思ひますし、また、町長にもですね、防災だけではなく、安全安心でできるまちづくりというのを、強くお願ひして次の質問に入りたいと思ひます。

さて話はガラッと変わりますが、平成33年の三重国体についてお伺ひします。ちょうど1年前ですね、私ここで三重国体について質問させていただいた時に、担い手センター、赤坂の総合グラウンドを1面は野球場として、もう1面は総合公園のような形で改修していきたいというふうな回答をいただいております。ちょうどこれ1年たちました。その後の現在の進捗情報とか、また変更等はございせんか。それを確認させてください。よろしくお願ひします。

○議長（辻井 成人） 山内議員の再質問に対する答弁、教育長。

○教育長（西岡 惠三） ソフトボールの会場の進捗状況、1年度前に、いわゆる担い手の総合グラウンドを改修すること。それから、その東側を総合グラウンド的な、公園的に改修していくということで、報告させていただいたと思うんですけども、現状ということについては、ちょっとつながってまい課長のほうで、答弁させていただきますので、よろしくお願ひします。

○議長（辻井 成人） 教育総務課長。

○教育総務課長（西口 竜嘉） 失礼します。

現在までの計画報告という内容で、答弁をさせていただきます。

国体に向けました総合グラウンドの拡張整備につきましては、補助メニューがない中、多目的用途の中に避難所としての活用も視野に入れまして、27年度におきまして、明野駐屯地を通じまして、東海防衛支局に事業概要の説明を行いました。

その結果、航空機事故も含めた大規模災害に対する総合的な避難所整備という内容におきまして、防衛の補助メニューに該当するという判断をいただき、29年度事業といたしまして、事業申請を受け付けていただけることとな

りました。

事業内容といたしましては、既存グラウンドの改修と新規グラウンドの整備でございました。申請の時期につきましては、28年4月、今年の4月でございましたので、準備を進めてまいりましたが、支局から全国的に29年度の事業要望が非常に多く、採択条件がかなり厳しいため、平成30年度事業として申請したほうが良いといった助言を受けました。

支局と調整をさせていただく中、総合的に判断をいたしまして、採択の可能性のある方向として、1年間申請を見送ることといたしました。なお支局のほうからは、既存グラウンドの改修と拡張整備の2つの事業の中では、まず既存の改修をメインとして申請をしていく方が良いだろうとの意見もいただいております。

今年度におきましては、今後の事業申請につきまして、支局と現在も協議を継続し、補助採択に向けて、取り組んでまいりたいと考えております。なお、防衛補助の採択年度によりましては、国体における競技場といたしましては、総合グラウンドと中学校の第2グラウンドで、各1面ずつ整備する案を、並行して計画していく必要があるとも考えております。

以上でございます。

○議長（辻井 成人） 答弁が終わりました。

再質問はございませんか。

山内議員。

○1番（山内 理） ありがとうございます。

そうすると遅れる、平成30年度向けに予算要求ということですが、そうすると30年度に予算、そうするといつ完成するんですか。ようするに完成予定はいつ、何年に建つんだということを、もう一度お聞かせいただきたいのと、野球場と総合グラウンドという形でしたけど、そうじゃなくて、もう1つの案として、第2グラウンドを活用するという案もあるということですか。それのちょっと答弁をお願いします。

○議長（辻井 成人） 山内議員の再質問に対する答弁、教育総務課長。

○教育総務課長（西口 竜嘉） 事業の申請、補助の申請をですね、29年度にさせていただいて、事業がもし採択になればですね、例えば30年度、31年度で事業にかかれるという形になりますので、31年度の末までぐらいには、一応の見通しがつくのではないかというふうには考えております。

ただ、この事業の採択というのは、我々で判断していくわけにはまいりませんので、防衛支局次第ということにもなりますので、万が一の場合にはですね、例えば一般質問にありました、中学校の第2グラウンドをですね、並行している案もですね、今のところから準備をしていく必要があるのではないかなというふうには考えております。

○議長（辻井 成人） 答弁が終わりました。

再質問はございませんか。

山内議員。

○1番（山内 理） なるほど、もしだめな場合ということ、第2グラウンドということですか。頼りない話ですね。31年度末には完成ですよ、うまくいって。うまくいって、31年度末ということは、実際は32年ですからね、33年に行われるわけやから、前年度、何とかギリギリに間に合うと、うまくいってギリギリに間に合うという状況ですね。しかも、それがとれない場合は、第2グラウンドを活用していこうという形と、そういうふうに二本立てになっておるということは、もしだめならということも考えておるということはですね、本来、野球場と総合グラウンドという予定の、もっともっと具体的な青写真なり、計画なりというのは、まだまだ全然立ててないという状況ではなかろうかなと思うんですね。

結局、何が言いたいのか、何が聞きたいのかということなんですが、やっぱり33年度に国体をする。赤坂を最悪ですね、赤坂1面、それで第2グラウンドを活用するにしても、どっちにしてもできると思うんですよ。できるという言い方は変ですけど、開催はできて、色々選手の方に不自由をかけたり、色々なことはあれど、結論とすれば国体はまあまあ大きな、多少のトラブル

はあったけど、大きなあれはなくできたなということみたいな調子の結果にはなろうかと思います、このままでもね。

ただね、私がこれ言いたいのは、やっぱり実際行政側が全部を運営するわけじゃないと思うので、実際それをするとすると、体育協会の皆さんとか、今現在、ソフトボールだとか、色々な関係者の皆さんの、みんなが手伝ってもらわんとできないことなんですけど、やっぱりその人たちが、いかにやる気を持ってやりたいか。よく聞くのは開催ができるのは、そんなものは何とでもできますよと。だけど、やっぱり自分たちも国体、この中で副町長が国体の経験がおありやと思うんですけど、国体に参加した子たちから聞くとね、やっぱりいろんなおもてなしを受けておると、よくしていただいております。やっぱり今度自分たちが会場になって、今度は選手を受け入れるには、やっぱりもっともっとできればですよ、早くから会場があって、リハーサルもやって、いろんな不備を確認しながら、結果として来ていただいた、他府県から来ていただいた皆さんにですね、ようやってくれたな、良かったな、明和町って。

それと、去年にも町長に答弁いただいたんですが、来ていただいた人たちが、ソフトボールだけじゃなくて、この斎宮跡の日本遺産のね、斎宮跡や色々なところを、明和町を発見していただいて、良いところやなど、また来たいなというような感覚を持って、お帰りいただきたいと、そういうおもてなしをしたいというふうなことも聞いております。

ところがですね、今のように何もかもがギリギリで、これはやむを得んですが、お金の話ですから、やむを得ないんですが、何もかもがギリギリで、失礼な言い方ですけど、ギリギリになっても開催できるやないかと。あかんたら第2グラウンドがあんのやないかと、それも考え方かもしれませんが、やはり現実におもてなしして、一生懸命にやりたいと思っていらっしゃる関係者の皆さんね、行政以外のですよ、まあまあ体協関係の皆さん、そう思っていらっしゃるわけやから、その辺の皆さんとのもっとコミュニケーション

をとっていただいて、聞くところによるとやっぱり行政と体育協会、また関係者がバラバラだと、どうなるのだろうと。実際問題、国体が始まると、あんたら頼むはと我々に言ってくると。

我々も頼まれた以上は、一生懸命企画を出したい、やりたいんやけど、今の状況もさっぱりわからへん、非常に不安がられております。その温度差をもうちょっと考えていただいて、会場は会場でギリギリの線というのは、十分わかりますけど、もっともっと行政が主体で、皆さんをまとめていくのか、どうなのか、ちょっと中身のことでありますから、あれですけど、もっともっと地震の時も言いましたけど、本気になっていただいて、皆さんを引っ張っていただくという結果をしていただだけやんもんかなと思います。

ですから、この今のギリギリで変わるかもしれないというのは、もうまずは打合せはできておるんでしょうか、その辺ちょっと教えてください。

○議長（辻井 成人） 山内議員の再質問に対する答弁、教育総務課長。

○教育総務課長（西口 竜嘉） 会議を持ちまして、その都度、現状については報告をさせていただいております。

今のご質問の中でですね、例えばハード的な整備の面については、主として役場がですね、主体となって進めておるわけでございますが、例えば側面的な支援につきましてはですね、今、推進室がございましてですね、そこです、それ以外のところは、着実に準備を進めさせていただいております。

競技のですね、例えばどのように競技を支援していくのかというところもですね、視察に行かさせていただいたりしてですね、いろんな方法でですね、例えば会場自体の整備もあって、それ以外の支援のところについてはですね、着実に準備につきましてはですね、進めさせていただいておりますので、決して行政というか、教育委員会とですね、実際の推進室の代表がですね、疎遠になっているということはありませんので、そこだけご理解をいただきたいと思っております。

○議長（辻井 成人） 答弁が終わりました。

再質問はございませんか。

山内議員。

○1番（山内 理） 決して疎遠にはなっておりません。そうですか。それを聞いて安心しましたけれども、極力ですね、そういうふうに関連をとりながら、平成33年には満足のいく国体をしていただきたいと思います。

今回ですね、何かすっきりせん質問になってしまいましたけども、いずれにしる、最後に町長にお願いせなあかんのですけども、この問題にしてもですね、結局、誰かがリーダーシップをとって、より明確に指示を出し、そして、まとめていかんと、なかなか現場はバタバタ、バタバタしているようです。まあまあ課長がそれは心配いらんとおっしゃっていただいたんですが、実際はバタバタしているのは、よく肌で感じますので、その辺も引っ張っていただきたいと思います。

この国体ですね、平成33年のちょうど5年後です。また、明和町の10年後、20年先も見据えてですね、やっぱり強いリーダーシップを持っていていただかんというのが、ここ近年町民の皆さんからも、ちよくちよく聞かれることなんです。強いリーダーシップを望むということを、よく聞きますので、誰がするんだといったら町長しかありませんので、町長にですね、強いリーダーシップを発揮していただいて、特に防災の件もそうですし、それからまたほかにももっともっといろんな問題がありますけど、それを是非お願いしたいんですけども、ちょっと意気込みを最後に聞かせていただいて、私の質問を終わりたいと思います。

よろしく申し上げます。

○議長（辻井 成人） 山内議員の再質問に対する答弁、町長。

○町長（中井 幸充） 国体もですね、50年国体の時に、明和クラブが三重県の代表という形で出場しました。47年ぶりですか、この三重県が国体が開かれるということの中でですね、まったく明和町がソフトボールに関わらないということはないというふうに思いましたので、手を挙げさせていただき

ました。

今、ご心配いただいておりますのは、2つの面があるというふうに思います。1つは施設整備、これは以前から私も新たに施設ができればというふうに思いますし、この機会に後世に残せるような施設整備が何とかできないかなど、そういうような思いで今、先ほど課長のほうから説明させてもらったように、何とか防衛施設局の支援を受けて整備ができないかなど、これが1点であります。

2つ目はですね、やはり運営体制、これをどうしていくのかということがあります。これが単に明和町だけでは、なかなか運営そのものにはできないというのが、これはもう目に見えてわかっておりますので、町としてはですね、1つは本当は今年からでもですね、準備委員会を立ち上げてということで、体協の皆さん方とも相談をしながらですね、今やっておりますが、今のところ準備委員会のもう1つ前の準備委員会という形で、どういう方々に加わってもらったら、スムーズに運営ができるのかというようなことの中で、先ほどご心配いただきました、おもてなしの部分も含めてですね、何とかしていきたいという形で、今、体協あるいは教育委員会のほうと話を進めていただいております。

したがって、私としては来年にはですね、29年度にはきちっとした準備委員会を立ち上げていきたいと。そしてこれは審判団とか、そういったものについては、これはまた別の話でありますので、例えば2会場でわからなければ、わけて競技をしなければならない時に、どういう運営の方法があるのか、案内係、あるいは駐車場係、そして物産展も含めてですね、やっていかなければなりませんので、そういった形での体制をどうしていくのかということ、町だけではなかなかできませんので、地元の方々も含めてですね、運営委員会の中に入れていただいて、準備委員会の中に入れていただいて、1つの方針を1年がかりぐらいになるかと思うんですが、やっていただいて、そして、体制づくりを作っていきたいと、そのように考えております。

手を挙げた以上はですね、できませんでしたでは、お恥ずかしい話でありますので、これはしっかりとですね、体制づくりに努めていきたいと、そのように思いますので、今しばらく時間をいただく中で、体協の皆さん、そしてスポーツ振興会の皆さん、町も入ってですね、副町長を中心にですね、しっかりと副町長はあっちこっちで、全国大会の経験がありますけど、私は残念ながら外から見ておる部分としてしか経験がございませんので、熊野市さんとか、あるいは亀山市さんとか、そういったところは、既に立派な施設がございますけれども、明和町には残念ながら今お示しいただける総合グラウンドと、それから、第2グラウンドと、以前の視察の段階でですね、ソフトボール協会におきましては、会場は離れているけれども、競技をすることについては、大丈夫やというお墨付きは、一応いただいております。

整備ができなかった場合ですけれども、しかし、運営体制というのは、これはきちっとですね、お示したわけではありませんので、我々としてはしっかりと、来年から準備委員会をきちっと立ち上げてですね、対応してまいりたいと、そのように思います。しっかりと皆さんが動いていただけるように、リーダーシップはとっていききたいと、そのように思いますので、よろしくお願ひ申し上げたいと思います。

○議長（辻井 成人） 答弁が終わりました。

山内議員、閉めの言葉かなんかございますか。

○1番（山内 理） 色々とありがとうございました。

町長に最後にですね、リーダーシップをとってやってきますという力強いお言葉をいただきましたので、期待していますし、またこの明和町をより良い明和町にさせていただきますよう、ひとつよろしくお願ひしまして、質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（辻井 成人） 以上で、山内理議員の一般質問を終わります。

○議長（辻井 成人） お諮りします。

議事整理のため暫時休憩いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（辻井 成人） 異議なしと認めます。

よって、暫時休憩いたします。横の時計で、40分まで、よろしくお願います。

（午前 10時 30分）

○議長（辻井 成人） 休憩を解きまして、休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前 10時 40分）

9番 伊豆 千夜子 議員

○議長（辻井 成人） 2番通告者は、伊豆千夜子議員であります。

質問項目は、「LGBT（性的少数者）について」の1点であります。

伊豆千夜子議員、登壇願います。

○9番（伊豆 千夜子） おはようございます。議長より登壇のお許しをいただきました。

通告にしたがい一般質問を行います。LGBT（性的少数者）についてです。この世に生を受けた時から、いえお母さんのお腹に宿った時、私たちは育ち、産まれ、生きるという権利を得ました。それは最後まで守られるものでなければいけないし、一人ひとりに与えられた人権です。

しかし、途中で消えたり、踏みにじられたりすることがあります。いつの頃からでしょうか、テレビなどでニューハーフ、おねえタレント、おかまちゃん、そ

れにLGBTという言葉が流れ、見る機会が増えてきたのは、すごくきれいな人、おもしろい人、楽しい人としてたびたび登場し、笑いの対象になっています。Lはレズ、女性同性愛者、Gはゲイ、男性同性愛者、Bはバイセクシャル両性愛者、そして、Tはトランスジェンダー、体の性に違和感を持つ人で、産まれたときの法的社会性別とは違う性別で生きる人たち、性同一性障がいです。

ここでちょっと私が思ったことがあります。私はこの質問を考えている時、性同一性障がいの障がいという言葉に疑問を持ちました。当事者の方たちにも聞いてみたのですが、やはりそう思う人たちもみえるそうです。でも、今はこう現されていますので、このまま使わせていただきます。

このような人たちは、どれぐらいの割合でいると思われませんか。500人に1人でしょうか。いいえ、50人に1人でしょうか、いいえ13人に1人という高い割合のデータがあります。これは左利きの人、AB型の人や、名前の鈴木さん、佐藤さん、田中さんたちと同じぐらいだそうです。

私は最近幼い時から自分に違和感を持っていた人の本を読み、また、聞いたり、調べたりして、涙しました。最初は友達や先生にも言えず、もちろん親には言えません。隠して生活していたのですが、友達に見抜かれカミングアウト、告白をしました。わかってもらったと思っていたのですが、結局は裏切られ傷つき、自殺したいと思う人が6割、不登校や自殺未遂の人が3割あるとのことでした。

親としては、やはり男の子、女の子として産まれてくれたのだからと思う気持ちの方が大きいです。でも、少しは子どもの気持ちもわかるが、認めたくない、認められないというところでしょうか。私もそう思うでしょう、きっと。でも、やはり親なんです。最後は子どもの強い意思を理解して認め、応援するのです。

最近、新聞でよくLGBTの記事を見ることがあります。8月24日の新聞に、子のLGBT受け入れ9割、親を対象にネットで想定調査という記事が載っていました。9割の人が最初からすんなり受け入れるというわけではないです。受け入れたくないが、しょうがないので受け入れると、消極的な答えも38.9%ありました。でもやはり断固として受け入れないは10%強の人がありました。

私は8月20日に伊勢市生涯学習センターで開催された、伊勢市青少年育成市民会議研修会にあって、山口颯一氏の講演を聞いてきました。今までに講演を聞かれたり、人から聞いたりして、ご存知の方もおられると思いますが、彼は1990年伊勢市に女の子として産まれたのですが、幼い時から自身の性別に違和感を覚え、20歳の時、性別を男性に変更して、今、LGBT推進団体エリー代表、LGBT当事者として企業や行政、学校に行き講演活動、イベント企画を行っています。

明和町の小学校にも来られ、子どもたちにお話をされたそうです。また、10月1日、午前9時から大淀小学校で、人権講演会があり、山口氏の講演や当事者の人たちと話す機会があるそうです。1人でも多くの人に聞いてほしいと、主催者は言ってみえました。

彼の場合も同じだったと思います。お母さんに言った時は、1カ月間、口をきいてもらえなかったとのこと。でも、わかってくれた時は、男の子と女の子の両方を持たせたと笑って言ってくれたそうです。でも、お父さんはとても怖い人なので、なかなか言えずにいたのですが、驚くほどすんなりとわかってくれたとのことでした。

それがまたおもしろい話だったんですけども、山口さんがお父さんに、この頃ちょっと声がおかしいやろと言ったら、1年ぐらいあるんですけども、風邪をひいとるのと違うかと言われたそうです。そういうふうにした時に20歳になりました。お父さんは、お前、袴が要るんと違うんかと言って、袴を一緒に買いに行かれたそうです。そういうふうにしてお父さんも認めてくれたと言ってみえました。

因みにエリーの由来は、女の子の時の名前がエリだったそうです。大切なことは当事者が違和感を感じた時に相談できる人、場所があればいいのではないのでしょうか。カミングアウトすれば、いじめられたり、笑いの対象になったりするから、苦しみながらも誰にも言えず、先に述べたように笑いの対象になっている人が傷ついているのがわかっているのに、一緒に笑ってしまう、そんな自分が許せなくなっていくのです。

LGBTなどに対応していく体制を整備し、正しく認識するとともに、支援策

を学ぶための教員、職員研修が必要ではないでしょうか。お聞きします。現状、基本的な考え方を伺います。よろしくお願ひします。

○議長（辻井 成人） 伊豆議員の再質問に対する答弁、町長。

○町長（中井 幸充） L G B Tの質問をいただきました。現状と基本的な考え方ということでございますが、現代社会の中では、これが普通、あるいはこうあるべきと考えられている性の在り方に当てはまらない人たちのことを、総称として性的マイノリティーという、最近では先ほどご指摘がありましたL G B Tと呼ばれるようになってきたというふうに理解をしております。人の性の在り方はですね、単に男とか女とか、そういう二極に存在、今までしてきましたけれども、先ほどご指摘がありましたように、心の問題として違った形で、今、多くのマスコミ等でも話題となってきております。

性の在り方についてはですね、色々な物理学的とか、そういったことが言われておりますけれども、近年ですね、いろんな形の中でメディアを通じて、性的マイノリティーの関心が高まっておりますけれども、やはり偏見や差別がその中に存在しているというのが、これは拭えない事実ではないかなと、そのように思います。いわゆる男女二元論の考え方の中の物差しでいうとですね、やはり異端者ということで扱われてしまうんではないか、そのように感じているところであります。

そうした中でL G B Tの方から見るとですね、この法的にきちっとした整備が追いついていかないというのが、今の現状であり課題であるのかな、そのように思っておるところです。いわゆる現在の法的な中ではですね、同性カップルの婚姻届が受け入れられるとかですね、戸籍法としては認められないとかですね、そういったところへ昨今色々な形で、ニュース等で話題になるという、そういう状況かなと、そのように思っておるところです。

そういう中で進んだところと申しますか、それなりに理解をしているところは渋谷区ではですね、同性カップルにパートナー証明ということで、婚姻を認めていくというか、そういう動きが出てきておりますし、三重県でもい

わゆる伊賀市が要綱を制定して、パートナー証明書を出すという、そういう動きが全国では5市になっているんですかね。渋谷区とか世田谷区、あるいは伊賀市、宝塚市、那覇市といったような形の中で増えてきているのは事実ではありますが、これが法的とか、戸籍法上認められたということでは、実はありません。

しかし、明和町としましてはですね、こういった問題を受けて、LGBTについては、新しい人権の課題として理解し、受け止めていかなければならないのかなと、そのように思っておりますので、国、法務省においてもですね、あるいは県においても人権の1つの課題として認識をして、これからですね、啓発とか、そういったところの取り組みをですね、していかなければならないと、そのように考えているところでありますので、町としてもですね、1つの新しい人権課題として受け止めて、これから啓発のほうにですね、努めていきたいというのが、今の現状でありますので、よろしくご理解いただきたいと、そのように思います。

○議長（辻井 成人） 答弁が終わりました。

再質問はございませんか。

伊豆議員。

○9番（伊豆 千夜子） すいません。色々町長に聞かせていただきましたが、現状、今、明和町で相談とか、そういうのがあるかどうか、聞かせていただきたいです。

○議長（辻井 成人） 伊豆議員の再質問に対する答弁、人権啓発推進監。

○人権啓発推進監（中瀬 行久） 今現状、相談等があるかどうかというご質問ですが、明和町、相談したい時、人権センターというのがございます。また、人権養護委員さんによる、よろず人権相談というのを、年5回やっておりまして、そこでいろんな人権に関する相談を受け付けているわけですが、その中では今のところLGBTに関する方の相談というのはございません。

○議長（辻井 成人） 答弁が終わりました。

再質問はございませんか。

伊豆議員。

○9番（伊豆 千夜子） とりあえず今、相談とか、いないとかいうお答えいただきました。年5回の相談の時もあると、今聞きましたけども、その時にやはりどういうふうにLGBTのあるかないかをとるか、わからないんですけども、いないとか、相談もないというのではなくて、自分がそうだとか、その相談の時に口に出せないのではないのかなという思いが、私はするのです。

そういう口に出せない現状があって、そういうふうに擁護委員さんとか、そういう方に色々相談はしたいけども、どういうふうにしたらええんやろか、どういう場で言えばいいのかなというところがあると思うんですね。そこで、掘り下げて支援について伺います。その人たちの存在を身近に感じる事がほとんどないとか、いないとか、相談がないというのには、カミングアウトにメリットがなく、どちらかというデメリットのほうが大きいと感じるから隠しているんだと、私は思うんです。

すなわちやはり町長が言われました、差別とかいじめなどです。自分が人とは違うのではないかとの思いから、自殺に追い込まれる人はいるわけです。先ほども割合を述べさせてもらいました。山口氏、彼も小学校の時に自殺未遂があったとのこと。その時に、救ってくれたのが友達はこの言葉だったそうです。あんたのこと好きだよ、山口君が好きだよと言ってくれたと言いました。そこで自分はいや自殺なんてしないでいいんだ、このままでいいんだと思って、今、成長されているそうです。

相談したい時に、そういうふうにとこの課へ行けばいいか、窓口が、先ほど人権の問題なので、人権課と言われますが、より一層これから本当にその課へ行って相談をしていいのかどうか、課、窓口を教えてください。

○議長（辻井 成人） 伊豆議員の再質問に対する答弁、町長。

○町長（中井 幸充） まず役場としての入口は、先ほど言いましたように、人権生活環境課かもしくは人権センター、ここで受けるというのが第一次的

だというふうに理解をしております。その中でですね、この問題は正直申し上げまして、新しい課題というふうに受け止めておりますので、なかなかですね、一般的な行政相談、あるいは困り事相談、そういう形にはならないかなというふうにも思っております。

その中で特に国の機関として法務局、あるいは県としましては、三重県人権擁護委員会連合会というのが組織されておりますので、そういったところですね、それぞれ受け付けていただけるというふうに思います。先ほどおっしゃられました、相談がないというのでは、なんていうんですか、我々としてはそういう方が実はあっても、伊豆議員おっしゃられたように、なかなか相談しにくいと、明和町の中にもですね、ひょっとしたらそういう方が見受けられるのかもわかりませんが、相談窓口がわからない、あるいは誰に相談していいかわからないというような、そういうことで悩んでみるのかもわかりませんが、表面的にそういう相談を受けてないということで、実際にそういう方がないとは言い切れない部分がありますので、そういった点は言葉のあやと申しますか、事になるかと思っておりますので、ご理解いただきたいと、そのように思います。

ですから、私どもでもしそういう方がおみえになれば、深くは我々もなかなか受けることができないかも知れませんが、そういう場合は県のそういった機関がありますので、そちらのほうへつなげるというか、紹介させてもらおうと、そういうことまではできるかなと思っておりますので、そういう形で町民の方にはですね、啓発をこれからやっていきたいと、そのように思います。

○議長（辻井 成人） 答弁が終わりました。

再質問はございませんか。

伊豆議員。

○9番（伊豆 千夜子） 明和町としても人権生活環境課とか、人権センターのほうへ行って相談をするということなんですけども、そこへ行くということも、やはりわからないと思うんですね。そして、これからそういう相談したいと思

が、そういうところへ行ってくださいという、なんかパンフレットではないですけども、そういうふうなこれから啓発とか、それにまた後で聞きますけども、そういうことをしていただきたいと思うんです。

自然に人権センターとか、そういう課へ相談ができるように、そういう筋道をつくってあげて欲しいと思います。また、社会全体が、そして多くの職場が異性愛を前提として、身体的な性と心の性を同一視するのを前提としています。今までも、勿論ずっとそうです、たぶんこれからもそうあるのかなと思います。

そしてその前提をもとに、国としてもいろんなところでも、法律や職場のさまざまな制度がつくられているわけです。例えば私が思ったのはトイレです。男性用、女性用、障がい者用、どこへ入りますか、入ればいいでしょうか。山口さんも言っていました。自分は男性になったので、男性のそこへはちょっとかなと思って、障がい者のところへ入ってそうです。そうしたら障がい者の方が待っていて、あんたこんなとこ長いこと入るとんのやなと怒られたそうです。

それから、ちょっと我慢するようになってしまって、27時間ぐらい我慢することもあるそうです。今もそういうことがあるそうです。また、そして8月17日の新聞に、LGBT広がる支援、対応トイレ実現が課題と、またLGBT配慮、トイレ普及へ、東京オリンピックに向け設計助言などのトイレに関する問題です。

明和町でも小中学校建設や庁舎建設が迫っています。国体のグラウンド整備もあります。町外の方も大勢みえるでしょう。来町者の中には当事者もおられると思うのです。リオオリンピックでもあったと思います。庁舎のトイレを見ました。障がい者用のところに、障がい者の車の印と女性のがありました、男性のはなかったです。やはり入りにくいと思います。

そういうことからまず身近なことも改革できると思うんです。また、同じ地域で暮らしていくために、回りの理解、正しい理解をすることによって、偏見や差別につながらないよう啓発などの取り組みが必要ではないかと思います。先ほど町長がこれから啓発とか、そういうことをしていくと言ってくださいました。大切なのは当事者がLGBTのどれなのかではなく、その人が何に困っているのかを

一緒に考える力をつけるため、教員、職員はもちろん町民や企業、病院などへの啓発、理解を求めることが必要かと思います。

もちろん先ほど言わせてもらいましたトイレのマークです。それも直ぐにできると私は思います。どうでしょうか伺います。

○議長（辻井 成人） 伊豆議員の再質問に対する答弁、町長。

○町長（中井 幸充） おっしゃられることは、よく理解をさせていただきますが、我々として、行政として先ずできることは、先ほどおっしゃっていただいたように、職員あるいは学校関係であれば、教職員の先生方、そういったところにLGBTのですね、こういった問題についての理解をまず深めていくということが大事かなというふうな思いをしておりますので、あと町民の皆さんとか、企業へですね、なかなかこちらが行って啓発というわけにはまいりませんが、国なりあるいは県のほうで作成していただく、啓発用のパンフレット、そういったものを配りながらですね、まずはお互いにそういった課題、問題点をですね、理解をしていくというのがですね、まず第一歩かな、そのように思います。

実は我々はですね、昨年度の松阪の地域の人権トップセミナーというのが、実は毎年開かれているわけでありますが、このLGBTについてのお話はですね、私もあるいは教育長も、そして職員もですね、一応参加をさせていただいて、いろんな話を聞かせていただきました。

第一発目の質問がですね、あなたは自分が男性と思うか女性と思うんかとか、そういったような簡単な質問からですね、やっぱりこれは心の、その人にとっては体の生物的な問題ではなしに、やはり心の問題だというふうに、最終的には理解をする。その心の問題を第三者がみたときに、どういうふうに理解をしていくのか。体は男性でありながら女性の気持ち、心、女性の心を持ちながら男性であるという、そのことをですね、いかに理解をしていくか。そのことの実は難しさというのをですね、その場で学ばせていただきました。

したがって、そういう気持ちを持ってみえる、心を持ってみえる、そういった方々がどのように社会の中で受け入れられていくか。これは非常に難しい問題だというふうに思いますので、一朝一夕にですね、この問題がすぐ多くの人に理解をされていくか、これはなかなか難しい問題だというふうに、我々も理解をしておりますので、そういったまずは啓発事業から取り組んでいかなければならない、そのように思っておりますので、よろしくご理解いただきたいと、そのように思います。

○議長（辻井 成人） 答弁が終わりました。

再質問はございませんか。

伊豆議員。

○9番（伊豆 千夜子） ありがとうございます。難しいのは本当によくわかります。私もまだ最近、こういうことに興味を持ちました。まだまだ全然未知です。今もこうやってしゃべりながら、ああいうことも、こういうこととも思っています。この文章を考えている時も、出させてもらった後にも、色々と考えてしまいました。

そして、先ほど町長が言われました、町民や企業、病院などには、なかなかこちらから行って、言うのは難しい。ですから、パンフレットとかそういうのを配ってもらって、本当にありがたいと思います。1人でも多くの方が、こういうLGBTに、興味というとおかしいですけども、そういう心を持って、その人が先ほども言わせてもらいましたけども、その人が本当に何に困っているのかを、一緒に考える力をつけられたらなど、私もまだまだこれから一生懸命勉強して、少しでもお役に立ちたいと思っております。

そして、山口さんはどこでも、いつでも講演とか、お話をさせてもらいに行くと言ってみえました。ですから、もしそういう機会を持たれるとするのであれば、言っていただければ来ていただけると思いますので、その時はお願いいたします。

また、明和町男女共同参画基本計画の15ページと25ページなんですが、ここに男女互いの身体的特性を十分理解した上で、自己の在り方や生き方について考え

られるよう、生命と性を尊重した教育を推進していきますといううんぬんということが書かれていました。私はこれをどういうふうに理解すればいいのか、少し迷うところでした。これも後でふっと思いついたので、ちょっとこれ見ていた時に思ったんです。

LGBTに対することとして受け取ればいいのかなと思い、もしだとすれば、LGBTという言葉なども、今後はっきりと記載し、学ぶことが必要かと思うのです。再度お聞かせください。

○議長（辻井 成人） 伊豆議員の再質問に対する答弁、人権啓発推進監。

○人権啓発推進監（中瀬 行久） 明和町の男女共同参画の中の言葉だと思えます。これは平成25年に策定されておりますけども、今言われた男女共同参画を推進するための教育学習の充実というところに、男女互いの身体的特性を十分理解した上で、自己の在り方や生き方について考えられるよう生命と性を尊重した教育を推進していきますと書いてありますけども、これはLGBTのことではないというふうに、ちょっととっております。

ちょっと教育委員会のほうから、毎年委員会のほうに評価をするために、報告をしていただいているんですけども、その報告書の中で書かれている言葉が人権教育、道徳教育及び体育の教科の中で、学習要領に基づき取り組んだとか、身体測定でのシャツの着替え、水着を着替え際のゴムタオルの使用、トイレの区別等、年齢に応じた教育を実施しますというような回答をいただいておりますので、ちょっとLGBTという部分は、ちょっと違うのかなというふうに受け止めております。

○議長（辻井 成人） 答弁が終わりました。

再質問はございませんか。

伊豆議員。

○9番（伊豆 千夜子） 違うのであれば、もし今後こういう人権問題にもなってくるわけです。昨日も男女共同参画の講演会、防災のことでしたけども、聞きにいきました。そういうので色々と人権に関係することであれば、また一言入れ

てもらえればなと思うところもあります。今後そういうことが、また検討してもらうのは勿論なんですけども、直ぐには言いませんけども、こういうところに、こういう言葉、そういう趣旨を載せてもらうことが、可能かどうか、すぐじゃなくてもいいんです。どうか聞かせてください。

○議長（辻井 成人） 伊豆議員の再質問に対する答弁、町長。

○町長（中井 幸充） 冒頭にも申し上げましたように、町としても新しい人権の問題の課題というふうに受け止めさせていただく中で、相談窓口とか、そういったものの体制整備とか、そういった町としての取り組みを、そういう1つの考え方の中に、盛りこんでいくことについては、吝かではありませんので、今後検討させていただいて、もし改定とか、そういうことが行われる際にはですね、そういったことも十分配慮しながら、取り組んでいきたいと、そのように思います。

○議長（辻井 成人） 答弁が終わりました。

再質問はございませんか。

伊豆議員。

○9番（伊豆 千夜子） ありがとうございます。

ちょっと安心しました。検討していただいて、検討だけではなく前向きに考えていただきたいと思います。すいません、これも色々考えている間に、出てきましたので、突然だったかもわかりませんが、質問させてもらいました。これで少し前向きに、私もいろんなことを調べられると思います。

次に、教育現場の対応についてお聞きします。2015年、平成27年、文部科学省は全国の学校に対して性同一性障がいにかかる児童生徒に対する、きめ細かな対応の実施などについてを通知しました。

これをどのように受け止めましたか、また、それを受けて行ったことを教えてください。これは自分の存在価値を見つけられずにいる人々、子どもたちに対する虐待、いじめ、差別を許さない人権教育などの取り組みの推進をあげています。よろしくをお願いします。

○議長（辻井 成人） 伊豆議員の再質問に対する答弁、教育長。

○教育長（西岡 恵三） 私のほうで伊豆議員の答弁をさせていただきます。

伊豆議員おっしゃったように、文部科学省から昨年4月に、性同一性障がいにかかる児童生徒に対するきめ細かな対応の実施についてという通達がありました。

それについて、直ぐにその後でもう1つきております。これは教職員向けのパンフレットの的なものでございますけども、それは文部科学省がその前年に、26年度に全国の公立学校にアンケート調査を、この実態調査をされたんです。その中で全国で606件の報告があったという中を受けて、このような文章を作成し、対応のきめ細かな対応が必要であるという内容の文章になっておりました。

その後で来た文章は、性同一性障がいや性的思考、性自認にかかる児童生徒に関するきめ細やかな対応の実施についてというのが、教職員向けのパンフとしてまいりました。当教育委員会もそれは全部、学校に渡してきたところでございます。

その中で、それを受けてというわけではないんですけども、やはり一番身近で子どもに毎日接している教職員が、この問題に対して理解を、本当にしていけないと、第1番目に相談したい教師、毎日あたる教師がどう理解していくか、正しい理解を適切に深めていけると、対応できない日々の現場です。そういう面も含めながら、やはりこれから教職員に向けての対応をしていきたいというふうに思っています。

その相談窓口等については、また後ほどことで話をさせていただきたいと思っておりますけども、まずはこれを受けて、やはり教職員の理解を深めるために、このパンフをもとに勉強会をしていくと。その中で先ほど言われました山口さんですか、のこの関係する職員がおりまして、親しい人がおりました、そのことから一度話を聞こうというのが、今、町内では随分と深く学校とも、その取り組みをしているというのが現状でございます。

以上です。

○議長（辻井 成人） 答弁が終わりました。

再質問はございませんか。

伊豆議員。

○9番（伊豆 千夜子） 私もそのことを大淀小学校の先生から聞きまして、やはりみんなに本当に知ってほしいと。少しでもいいから、まず役場の職員とか先生とか議員さんにも聞いてもらいたいということを、聞かせてもらいました。

そして、そのあれなんですけども、いろんな人の話を聞く中で、子どもたちに配慮するというのはあれなんですけども、男の子と女の子と分けなくてもいいような時、例えば男の子はこっちへ集まってください、どっちの色がいいですか、男の子は青ですね、女の子はこちらですよ、赤ですねと分けるという話が多々あります。

もちろん今まではそうだったと思うんです。これからも多分そういうことがあると思うんです。でも、その時にその人は、えっなんで分けるんやろ、別に女の子でも男の子でも、色が違っててもええやないか。全体として集めればいいんと違うかということも言ってみえました。

ですので、いろんなことで、その通知を受けて勉強はされたと思うんですけども、その具体的なこと、いつこれからどうやっていくとかいうのと、それから先生みんながその通知を見られたのかどうかとか、そういうことだけ聞かせてください。

○議長（辻井 成人） 伊豆議員の再質問に対する答弁、教育長。

○教育長（西岡 恵三） この通知は各学校1部だけしか渡しておりませんので、来ませんので、教育委員会もコピーしかありません。新しいやつはもうみな学校へ移っておりますけども、そういうような今の状況は、そういう状況なんです。全ての先生がそれを知っているかということは、いわゆる山口さんが来て講演するんだという時に、この文章をしっかりと見るという、やはり教員が理解をするというのが、まず第一だと思っております。

先ほど赤は女の子やとか、青は男の子やとか、もうそれは社会の一般的な状況で、皆さんも女の議員さんは全部女の服装ですしという、そこからもう全部壊してしまうかという、とてもないけど、できないだろうという気はします。ただ、一番最初に入ってくる1年生からの子らでも、女の子、男の子というのは性にめざめる頃ですので、いろんな形でそういう特性を話の中で、じゃあ違う子もおるんかなという、そういう中へ振り込んでいくような考え方は、これからはしていかないかんような時代ですね。

特に1年生に入ってきてからランドセルの色の問題が、最近、女の子に青いのをしとるといって、中には出てくるかもわかりません。そんな形の中で、やはり学校としては教師としては、それをどう対応していくのかというのを、やはりこれからは考えていくという、そのことによって随分その子の心を傷つけることになっていきますので、そういう面のやはり心理的なことについてですね、やっていかなければならないだろうなというふうに思っています。

やはり心の問題ですという形ですと、この通達ですが、教師向けにも書いてある、何がきめ細かな対応というわけですけども、その子その子、全ての600件あったら、600通りの考え方、やり方があるしというような状況ですね。ただ教師自身が今、問題なっていると思われるのは、自分がそういう相談を受けたら、どうしようという。まず、なにかにそうすると内緒にしてくださいよという、先生誰にも言わないでというときに言えない。そのことによって、ものすごく教師は重荷になるわけですね。それに対応していかなければならないという形が1つあります。

だから、真剣になってその子のことについての理解を深めていかなければならないだろうというふうに思います。今町内でも多くの学校で、真剣になって、それに向き合おうというので学習会とか、色々な方を呼んで、話をされているといいます、ただその山口さんは山口さんの対応があるやろうし、私はそうやったというけども、違う方の話で、また違うんですね。

だから対応の仕方はものすごくある。そのことも理解しながらというのが、この文章のきめ細かな対応というのが、そこやと思うんです。というふうに思っています。誰に相談することないけど、やはり共通理解を持ちながらその子に対応していく。その子の、この調査、26年の統一調査では、だいたい6割が言わないでください、あるいは言わないでください。自分から発表していこうというのは、2割ぐらいしかなかったという調査結果があるようです。

やはり、こういうその子、その子の対応については、大変難しい。あからさまにできないというのも、1つだと思いますので、そこら辺のきめ細かな対応について、頼るような教員の理解というのが、的確な理解をしていく学習というのは必要かなというふうに思っていますし、また、それを促していかないかんというふうに考えております。

○議長（辻井 成人） 答弁が終わりました。

再質問はございませんか。

伊豆議員。

○9番（伊豆 千夜子） 本当に難しい問題だと思います。言われたらやっぱり自分では対応できないこともありますし、みなが共有して相談にのるということもありますけども、言わないで欲しいという方が6割もいるということは、本当に悩んでしまう。先生らでも悩んでしまうと思うんです。教育現場での相談体制、先ほど教育長も触れたもらったところもあるんですが、それがどうなっているのかと、教育をはじめの必要性和、年齢をどう思われるかお聞かせください。

○議長（辻井 成人） 伊豆議員の再質問に対する答弁、教育長。

○教育長（西岡 恵三） 体制といいますと、一番そういう心の問題についての窓口的なところは、やはり養護の先生、養護教諭、それから、担任であろうと思います。その時の状況の中で、やはり職員全体が共通意識を持っていかないかんという場面も出てくると思うんですね。

だから、そのことが報告できるかということと。それから、その相談を受

けた時に、その子どもの親、保護者との連携がどうとれるのかということ、そこら辺の見極めが大変大事なように思います。学校として現象しているだけに、やはり受けたところが、やはり秘密主義にならずに、やはり共通的な形で持っていかなければならないだろうというふうに思います。

それがやはりはっきりしてきた時に、親もそう認めること。親には言わんといてというけど、やはり受けた教師には、やはり親御さんにもそういうことのはっきりせんといかんやろなということは、その指導してかないかん場面も出てきます。

ただもう1つ、この細かな対応の中で、成長の過程で、その子のそういう気持ちがですね、変化、変化していくことがあるということも、やはり踏まえやないかん。それをそのぐらいダアと大きいしてしまうと、その子はそのままいってしまうけども、成長の過程で変わっていくというのも現状ですね。現状があるということも報告されていますので、その子その子に応じた対応ということで、相談体制というのは、担任なり養護教諭を窓口にはやはりスタッフをしていく。新しいところです。

トイレの問題もありましたけれども、随分とそういう状況になると服装の問題や、髪形の問題や、それから、更衣室をどうするのか。先ほどのトイレはどうするのか。トイレはこの場合は職員トイレにおいなという場合もあるし、多目的トイレ、今、障がい者トイレといわなくて、多目的トイレという形で設置されておりますので、誰が入ってもいいような、多目的トイレというふうにして、それからいわゆる授業の問題、体育では、体育は女子の体育、男子の体育と分けとることあります。その辺はそれがはっきりした時にどうするかという問題。

運動部の場合でも、男子の部、女子の部、分かれておるときに、自分は男子になったんやで、男子の部に入りたいというけども、どうしていくかという、いろんな問題があるようです。その決め細かく、そういうことがはっきりして、子ども自身がはっきりしてく、自分が今の子は言ってもろてもいい

ということですので、その時にそういう体制を、どう学校が体制があつて、職員が全部、いわゆるその子の理解をしながら、子どもたちにもその理解をさせながら進めていかないかという体制はとらなければならないけど、現実ではたぶんそこまでいけると、本当にいいんだろうと思うけども、あからさまになって、いろんな問題、そういうわけにはいかない状況が多々あると思います。

それから、何歳からどうですかという話なんですけども、これは今の学校現場で、先ほど言いましたように、男の子、女の子という形の区切りがあったりとか、そういう状況がありますので、低学年からそうではない子もおるんやよ。女の子でも青が好きやったら青でええんやよとかいう、いろんな性のジェンダーですか、そういうのはそこから進めていける話ができるかどうか。性的マイノリティーとして考える例は、ただLGBTというような形があるんですけど、そういうのでやはり低学年からでもいけるかなと。ただ、いわゆる性の問題に深刻になってくる高学年、中学校、そんな内からの進め方もあるだろうと思うし、教師の受け止めで、子どもたちに話をするというか、そういう中でどうそれを伝えていくか。そんな面があつたら誰に相談するという中身としては、いいだろうと思うところです。

今、現実的に学校で聞いてみますと、そういう状況には、子どもはいないというのが、現場ですけども、先ずはもしそれが出た時、どういう状況があつた時に、どう対応していくかというのは、常に考えていく必要があるということで、研修を深めていくというのが現状です。

○議長（辻井 成人） 答弁が終わりました。

再質問はございませんか。

伊豆議員。

○9番（伊豆 千夜子） 難しいところはいっぱいあると思います。それで、相談体制もこれからきちっとしていただいて、その子たちが堂々と毎日が過ごせるような、そういう体制があればいいと思います。

そして、また年齢なんですけども、低学年と言われましたけど、私は幼稚園、保育所ではどうかなと思うんですけど、幼少期から理解できることもあると思うんですね。小さい子どもには、小さい子どもにもわかるような言葉で教えれば、幼稚園の子でも、それは興味本意になってしまうかもしれませんが、例え幼稚園児でも理解できるということがあるかもしれません。

もしかして、自分はそうなんじゃないかなと思って、相談するかもわかりません。違っていけば、それはそれでこういう教育を受けていくうちに、人にはいろんな生き方があるんだと受け止められればいいのかと思います。途中で変わってしまう場合もあります。そうかなと思っておっても、やっぱり女の子と一緒にいるんやから女の子なんや、男の子なんやということがあります。

去年、三重県内の教員を対象に、LGBTについて意識調査をしたところ、大多数が理解をするけども、授業が取り上げたことがある教員はわずかだったと聞きました。また、2017年度からは高校の家庭科の複数の教科書にも、LGBTという言葉がはじめて登場するとのことでした。

先生も今まではあまり学んでいないわけです。正しく知り、理解し、高校生になった子どもたちが、困惑しない程度の知識を持てるよう、中学卒業までに、幼いころから学ばせてあげてほしいと思います。そのためには教師が知識を持ち、意識の向上を図るとカミングアウトが増えるかもしれません。

そこで正しい大人の教師の対応で、将来に希望が持てると思うんです。再度、年齢お聞かせください。

○議長（辻井 成人） 伊豆議員の再質問に対する答弁、教育長。

○教育長（西岡 恵三） 伊豆議員がまったく言われるとおりでと思います。やはり教職員の現場でことにあたらなければならない、直接関係してくる教職員が、その正しい理解とか、深い理解を持つこと、資質の向上も含めて、言葉ひとつで随分違いが出てきますので、そういう面についても十分研修をしていきたい。そういうふうに思っています。

○議長（辻井 成人） 答弁が終わりました。

再質問はございませんか。

伊豆議員。

○9番（伊豆 千夜子） ありがとうございます。

本当にきめ細かな配慮、研修を通して、みんなが本当に理解をして、自分もそうなんや、小さい子でもそうかもしれんな、でも、こんないろんな話を聞くうちに、自分もそうかもしれん、でもいろんなことを聞いているうちに、やっぱり自分は違ったかなと思っても、それはそれでいいと思うんです。知識を得て、相談をして、友達がそれであれば、ええやんか、それはそれでええやん、僕あんた好きやよというて、そのお互いの変わらないということが一番大事だと思うんです。先ほど色々聞かせてもらいました。答えをいただきました。まだ私にとって、まだまだ始まったばかりのLGBT対策です。これからもしなければいけないことや、してほしいこと、自分も知識を得なければいけません。考えなければならぬこともたくさんあります。

そして、先ほど町長も言われました、パートナーシップ、同性の結婚とか、色々なことがあります。それも今しも東京のほうでも、渋谷区とかいろんなところがやっています。明和町ももしかして、できるのであれば、それをやってほしいということ、たまに聞くことがありました。

私がこういうことに関わったというか、考えはじめてから、なんで明和町はないんやということも聞かせてもらいました。まだまだ、それは難しい問題だと思うんですけども、これから先、検討していただければいいかなと思います。

そして、教育長も先ほどトイレの問題とか、体育の更衣室とか、色々言わせてもらおうと思ったことを言っていただきました。本当に簡単なことであり、本当に難しいことだと思うんです。ですので、これからもっともっと考えていただいて、町としてもいろんなことがあると思います。保険証のこととか、卒業証明書とか、卒業証明書というのは、自分が卒業してだいぶたっ

安心安全のまちづくりを推進で、何点か質問をまずはさせていただきたいと思っております。先ほど町長の行政報告にもございましたように、8月になりました、台風が次々と日本列島を襲ってまいりまして、多くの死者を起すという現状も、これからまた秋口に向けてですね、大変な被害があるかもわかりませんので、そういう意味でもしっかりと安心安全のまちづくりを推進させていただきたいという思いで、質問をさせていただきますとともに、今回の被災を受けました皆様方に心からお見舞いを申し上げますとともに、亡くなられた皆様方のご冥福をお祈りしたいと思っております。

まず、第1点が、災害時の安全強化のために、要支援管理と被災者支援システムの同時活用を進めていただきたいという質問をさせていただきます。私はこれまでも災害時に支援を必要とする人に対する、支援システムを訴えてまいりました。現在、明和町におきまして、災害時要援護者支援システムを稼働していただいておりますが、実際に災害が起きた場合の情報共有体制と、助け合い活動能力の把握は、現状どうなっているのかをお示しいただきたいというのが1点であります。

また、防災訓練等におきまして、災害時の要援護者システムがどのように活用されているのか。また日頃の相談活動における現状も合わせてお示しをいただきたいと思います。

そして、今回、言いますのは災害時の要援護者支援システムと被災者支援システム、これを連動させて災害時の安全強化に資する体制強化を図っていただきたいと訴えさせていただきたいと思っております。

現実に災害が発生した場合、被災者の援護を総合的かつ効果的に実施するための基礎となるのが、この被災者台帳であります。災害対策基本法第90の3第1項において、市町村の長が作成することとされております。被災者台帳を導入することによりまして、被災者の状況を的確に把握し、迅速な対応が可能になるほか、被災者の皆さんが何度も申請を行わずにすむ等、被災者の負担軽減が期待されております。このため近年、東日本大震災や広島土砂災害、熊本地震等、大規模

災害のみならず、災害が多発する中、被災者台帳の作成への認識が高まりつつありますが、その作成は現在必ずしも進んでいないというのが現状だそうです。

こうした実態を踏まえまして、内閣府の防災担当におきましては、平成26年度被災者台帳調査業務報告書を取りまとめ、地方自治体に対して先進事例集導入支援実証報告及びチェックリストを提示をされております。この内閣府の報告書において、被災者台帳の先進事例として、取り上げられている被災者支援システムは、1995年の阪神・淡路大震災で、壊滅的な被害を受けた兵庫県西宮市が独自に開発したシステムで、現在、地方公共団体情報システム機構、ジェイリスというところの被災者支援システム全国サポートセンターにおいて、全国の地方公共団体に無償で公開提供されております。

全国では910自治体、そして三重県では29市町のうち22市町、これは平成28年の5月現在というふうに言われておりますが、導入をされております。このシステムの最大の特徴は、家屋被害ではなく、被災者を中心にすえている点であります。住民基本台帳のデータをベースに、被災者台帳を作成し、これをもとに罹災証明書の発行、支援金や義援金の交付、救援物資の管理、仮設住宅の入退去など、被災者支援に必要な情報を一元的に管理します。

これによって被災者支援業務の効率化はもとより、被災者支援業務の正確性及び公平性を図ることができると言われております。システム導入にあたっては、厳しい財政状況の中、システム経費まで捻出できないとか、いつ起こるかかわからないことにお金も、労力もかけられない。またはシステムエンジニアのようなコンピューターに精通した職員がいない等、消極的な意見が聞かれております。

しかし、この被災者支援システムは、阪神・淡路大震災の最中に、西宮市の職員が被災住民のために開発したもので、必ずしも高いIT能力のある職員がいなければできないわけではない。また、導入にあたっては、地方自治体からの求めに応じて、この被災者支援システム全国サポートセンターから、講師派遣をすることも可能となっております。仮に民間企業に導入支援を委託したとしても、20万円から約50万円弱程度しか、かからない。これは平成23年当時、埼玉県の桶川

市というところが、21万円だったそうです。

また、福井県の敦賀市は、約46万円程度ということです。新たな設備は特に必要なく、既存のパソコンがあれば十分対応ができるということです。その中で奈良県平群町はシステムの導入自治体の1つとして、いつ災害が起きても、すぐにこの運用稼働が適切になされ、被災者を守ることができる状態であると、2015年6月19日の私どもの公明新聞に紹介をされ、世界銀行が視察に訪れ、世界銀行のホームページにも紹介をされているところであります。

このシステムの最大の特徴は、家屋被害ではなく、被災者を中心に据えて、住民基本台帳のデータをベースに被災者台帳を作成し、これを基に罹災証明の発行等を行っているということで、何遍もすいません。罹災証明書の発行、支援金や義援金の交付、救援物資の管理、仮設住宅の入退去等、被災者支援に必要な情報を一元的に管理をされております。

これによって被災者支援業務の効率化はもとより、被災者支援業務の正確性及び公平性を図ることができ、人を守ることができると。またシステムの導入にかかる経費は安価で、ランニングコストは0円ですと。あえていえば電気代ぐらいというふうに言われております。

そして、導入と同時に、運用稼働できる状態にするには、職員研修で被災者支援システムのこの必要性を周知し、訓練をすることで、初めて役に立つということです。平群町の被災者支援システムの最大の特徴は、稼働当初から最新の住民基本台帳のデータと連動し、毎日、午後9時に自動更新される仕組みをつくったことでもあります。他に地理情報、GISの導入をはじめ担当課の壁を越えて、家屋データ、要援護者データの連携強化をし、年1回の全職員の研修を実施しております。

被災者支援システム全国サポートセンターの吉田稔センター長は、この平群町はいつ災害が起きても、運用できる体制になっており、住民基本データを連結し、毎日更新する仕組みをつくっているのは、全国で平群町だけであると評価をされています。

災害時要援護者支援システムと被災者支援システムを連動させて、災害時の安全強化に資する体制強化を図っていただきたいと思いますと考えますが、中井町長のお考えをお伺いいたします。

また、本年4月の熊本地震では、災害対応の拠点となる本庁舎が、被災して使えなくなるケースが多発をしております。業務継続計画BCPの観点から、代替拠点を設定するべきとの指摘がありますが、明和町の事業継続計画は、今どうなっているのか、お聞かせをいただきたいと思います。

○議長（辻井 成人） 北岡泰議員の質問に対する答弁、町長。

○町長（中井 幸充） 災害時要援護者支援システムと、それから被災者支援システム、この2つのご質問をいただきました。災害時の要援護者支援システム、これにつきましては、私もですね、就任当時、実はその当時の新潟県知事、この方が中越地震を参考に教訓にですね、まず一番困ったことは、地域住民の安否確認、これをいち早く把握するための、1つのこれをどうしていくかというお話を、実はいただきました。

その中で、特に援護を必要とする高齢者の方、あるいは障がいを持たれる方、そういった方の把握というのが、なかなか実は中越地震の時にできなかった。そのことを受けて、どうしてもまずという形の、そういうお話を実はいただきました。

そういった中で、私どももそれを受けてというようなことではございませんが、私も特に福祉厚生課、福祉関係の仕事が長かったわけでありますので、何とかこの災害時の要援護者の皆さん方に対して、何とか名簿をつくってですね、関係者が共有をして、そして災害時に何とか対応できないかという、そういう思いで実は、平成19年にですね、こういったことを自治会長さん、あるいは民生委員さんをお願いをして、とりあえず要援護者台帳というのをつくろうということで、始めさせていただいた経過がございます。

ご質問にありましたように、このシステムは災害時に支援を要する人と、それをその人をまた支援する、その人をきちっと住み分けてですね、登録を

しておいて、災害時に隣同士の助け合いや、あるいは民間団体の手助けも借りながらやっていこうという、したがってそういうものの台帳を、きちっと整備をしていこうという、そういう目的であります、実は明和町ではですね、対象が約4,708人、これは私どもがどうしても登録してほしいなと思うような対象者なんですけれども、実際に登録をいただいておりますのは695人、わずか14.8%であります。

何故これが進まないのかということなんです、実はやはり個人のプライバシーの問題、そういったものがございまして、この新潟県の中越地震後の対応にしてもですね、いわゆる手あげ方式で、どうしても私はそうなったらお願いしますという方のみで、今、運用をしているというのが、実態でございまして、これをいかに広げていくかというのが、これからの我々の課題でございまして、自治会長さんあるいは民生委員、消防団、消防署、警察、それから社会福祉協議会、いろんな方々にですね、お世話になって、またその方々が情報を共有していかなければなりませんので、これからはですね、そういった方々を通じて、この手あげ方式が良いのか悪いのかは別としましてですね、この登録者のいざという時の対応ということで広めていきたいと、そのように考えておるところであります。

そういった中でですね、1つ要援護者情報で要援護者に登録された方も、実は昨年度の大淀の地区の防災訓練にはですね、そういった方々も参加をいただいで、ちょっとこう一定の底辺が広がってきたかなという感はあるんですけども、これからはいろんな相談活動を通じて、要援護者台帳を、システムをですね、確実なものにしていきたいと、そのように思っておるところです。

その中で、ご指摘いただきましたように、そういったものを含めた支援システム、これを何とか色々災害後の、色々なところで取り組みがなされているわけですが、我々としても実はよう手をつけていないのが現状でありますのでですね、初期にどんな取り組みをやったらいいのか。あるいは

どれぐらいの経費がかかっていくのか。先ほど色々ご質問、参考の例をいただきましたので、早期に対応をできるようにですね、我々も考えていきたいと、そのように思いますので、これから早急に取り組んでいきたいと。

ただ、先ほども申しあげましたように、要援護者の取り組みが、まず14、15%という状況でありますので、それらとどうリンクさせていくかというのも、1つの課題でありますので、一生懸命これから対応を考えていきたいと、そのように思っておりますので、いろんな先に取り組んでいただいている市町の情報を仕入れながら、我々もシステムの構築を急ぎたいと、そのように思います。

○議長（辻井 成人） 答弁が終わりました。

○議長（辻井 成人） お諮りします。

質問の途中ですが、昼食のため暫時休憩いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（辻井 成人） 異議なしと認めます。

よって、暫時休憩いたします。前の時計で1時まで、1時から再会いたします。

（午前 11時 50分）

○議長（辻井 成人） 休憩を解きまして、休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 1時 00分）

○議長（辻井 成人） 答弁漏れがあるので、先に答弁していただきます。

町長。

○町長（中井 幸充） 北岡議員の質問の中で、業務継続計画BCPのご質問がございました。

防災企画課長のほうから、答弁をさせます。

○議長（辻井 成人） 防災企画課長。

○防災企画課長（中谷 英樹） 失礼します。

業務継続計画につきましては、明和町では平成23年度から、住民基本台帳情報等を町外のデータセンターで保管する、自治体単独クラウド化を行いまして、有事の際のデータ保護対策を実施しております。通信回線は現在2回線用意し、障害時には切り換えを行うことで、業務継続を図ることとしております。

しかしながら、南海トラフ地震の場合では、庁舎の損壊、電力の途絶、通信回線の断絶、あるいは庁舎内パソコンでございますが、インフラの損傷等によりまして、住民情報等を使用したシステム業務が滞ることが想定されるため、現在、代替施設を総合体育館と選定する中で、必要な電力の確保対策など、総合的に検討しておるところでございます。

また全課における災害時優先業務につきましては、平成26年度に策定済みでございます。毎年度、見直しを行っているところでございます。熊本地震が発生した市町村では、罹災証明書の発行の遅れが、被災者への義援金の遅れにつながったといった報道もございました。被災者支援システムにつきましては、住民情報等のシステムから住民基本台帳の最新のデータを、外部に置いた被災者支援メインシステムに、毎日取り込みながら、データを更新していく必要がございます。

ですので、代替施設内の被災者支援サブシステムと同調させることにより、庁舎損壊や通信回線断絶の際には、サーバーをメインからサブに切り換えることによりまして、被災者台帳の整備や罹災証明の発行など、災害時の業務を遂行できることとなります。被災者支援システムの導入につきましては、有効なシステムであると考えますので、庁舎が使えるかどうか、あるいは回線の断絶した場合、

さまざまなケースを想定しながら、検討していく必要があると考えているところ
でございます。

そのため現在の状況から各課のシステムを維持するための、代替施設の選定及
び回線の敷設、住民基本台帳などのデータを蓄積したサーバーの設置、それに接
続する入力用PCの確保、非常用電源等のインフラ及びハード整備、こういった
ことについてですね、検討を始めたいと考えております。

このことから被災者支援システムに限らず、現在、利用しているシステムを、
災害時に継続して運用していく必要があるため、現在の庁舎以外での代替施設及
びインフラ整備費用等の検討を進めてまいりたいと考えます。

○議長（辻井 成人） 答弁が終わりました。

再質問はございませんか。

北岡議員。

○10番（北岡 泰） 早急にこの対応を考えていただくということで、災害はい
つ起きるかわかりませんので、早ければ12月議会の補正ぐらいで、まずは支援シ
ステムの立ち上げ等を、予算化していただくぐらいの気持ちでですね、動いてい
ただけるとありがたいなというふうに思っております。

あと防災企画課長から説明がありましたように、代替拠点ですね、これについ
てもですね、検討されておるということですので、12月議会ぐらいにはですね、
こういうふうに考えておりますというのを、具体的にやっぱり総務産業常任委員
会には提出をしていただくような、考え方を出していただきながら、私ども議会
と歩調を合わせられるように、いろんな資料提供を進めていただきたいと思います。

こうなりましたという結論をよく出されてですね、ご理解くださいというので
はなく、しっかりとこういう体制を整備していくために、今こういう検討をし
ております。予算をこのぐらい要りますとかという話をですね、丁寧にしていた
だけたらありがたいというふうに思っておりますし、このシステム、先ほど説明
させていただきましたように、平群町もですね、システムを導入しただけでは、

やっぱりだめで、年1回全職員の研修を必ず行っているということがですね、有効であるというふうに、世界銀行から評価を受けたというふうに思っておりますので、是非、前へしっかり進めていただきたいと思います。

あと要援護者管理システムについてはですね、今、台帳でやってみえると思うんです。ペーパーですね、そこら辺も含めて、システムを組んでいただけたらありがたいなというふうに思います。違います、首振ってみえるけど。

ちょっと説明を受けたときには、台帳でというお話で聞きましたので、そこら辺のあとしっかりと町長が言われましたように、対象が4,708人おみえになって、695人しか登録をしていただけてないということで、そこら辺の進め方も、何が問題あるのかというのを、やっぱりきちんと7年も、6、7年経ってますのでね、何が問題で登録をしてもらえないのかということが、やはりこれだけ特に大淀地区、下御糸地区に関してはですね、いろんな災害に対する講演とかですね、話し合いを進めてきている状況であってもですね、ようするに受ける人のところまで、届いてないのではないかな。

また、自分たちがそうやって受けられるというのに対して、気持ちの問題なのか、それとも信頼をしてないという点なのか、そこら辺のこともですね、一遍含めて、またご検討いただきながら、実際の住民の皆さんの声をですね、私たちに知らせていただけたらなというふうに思います。

是非、多くの方が支援システムを使っただいてですね、災害時にきちっと生命財産を守れるようにですね、行政が頑張っているんだという方向性で進めていただければというふうに思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

次にですね、災害時の要援護者支援システムの質問をさせていただきましたけれども、地域防災力の要である消防団員の安全確保と避難誘導活動について、ちょっとお聞きをしたいと思ひます。

地域住民の皆さんとともに要援護者の方々を支援されるのは、きっとその地域地域の消防団の皆様であろうというふうに思われます。2011年3月の東日本大震

災では、254名もの消防団員が犠牲になりました。その多くは津波から住民を守るために、水門の閉鎖や避難誘導、救助活動に従事をしていました。

消防団員は地域に根ざした組織であり、住民からの信頼も厚く、土地勘もあるため、災害時には誰よりも早く現場に駆けつけ、最後まで活動することが期待されています。しかし、津波からの避難は、時間勝負であり、消防団員も避難優先で生命を守る必要があるというふうに思われます。また、それは消防団員なしには、その後の復旧、防災も円滑に進まないというふうに思っております。

消防団員はこの東日本大震災の教訓に基づき、津波災害時の活動内容を再検討し、これを新たな活動方針として定め、そのもとで研修、訓練を重ねる必要があります。消防庁は2012年の3月から津波災害が想定される、全国656市町村に対しまして、津波災害時の消防団活動安全管理マニュアルを策定するよう要請、先月に発表されました調査によりますと、策定済みの市町村は86.4%にのぼっております。

また、策定していない89市町村のうち、今年度中に策定予定との回答が65あったことから、策定済みと合わせると96%の市町村で整うことになっております。このマニュアルは津波災害時の活動内容や、活動可能時間を定めることが目的であります。水門閉鎖活動につきましては、消防団員は原則行わず、避難誘導活動のみに専念することを明確にしています。

津波時の集合場所を別に指定したり、活動可能時間を例えば20分に限り、それを前提にして消防団員の避難開始時間を決めることにした、自治体も多いようがあります。さらに津波災害では、住民の率先避難が基本となるため、津波の到達時間が短い場合には、消防団員も住民とともに避難することを定めた自治体もあるようです。

津波災害では土地と人の情報に身近に接している消防団員でなければ対応できない救助、援助活動もあります。消防団員がみずからの命を守ることで、多くの命が救われるという事実を、改めて確認するとともに、明和町の現状と課題について、中井町長のお考えをお伺いいたします。

○議長（辻井 成人） 北岡議員の再質問に対する答弁、町長。

○町長（中井 幸充） 消防団員の皆さんの活動は、火災のみならず台風時の警備等も含めて、多岐にわたっております。先ほど北岡議員のほうから、災害時の消防団の安全確保についてということで、消防庁からそういう通知をいただいているということ、先ほどご紹介いただきました。それを受けてですね、明和町も一応、明和町消防団活動安全管理マニュアルというのを、その中で津波災害時ということで、一応マニュアル化をさせていただき、消防団に配布をさせていただく中でですね、とりあえずじゃない、消防団のまず身の安全を図るということで、周知をさせていただいておるところです。

その中で特に東日本大震災では、今も津波の樋門を閉める、それを最後まで残っていった、おっていただいたということで、先ほどご指摘がありましたような多くの犠牲者が出たということもございまして、我々としてはその中ではですね、実は必ずそういう警備に出る時、そういったものについては、救急救命胴衣をですね、ちゃんと着けるようにということで、昨年、配備をさせていただきました。そういうことで、ご指摘いただいたように誘導を含めてですね、消防団の力、これからもお借りしなければなりませんのですが、まずは消防団自身ですね、皆さんの安全確保、これも第一に考えていかなければならないので、私としては訓練地とか、そういったところでは、まず訓練を受けるということは、自らの命を守るということも含めてであるということ、団員の皆様方にお話をさせていただいておりますので、今後もそういった視点で訓練等を重ねてまいりたいと、そのように思います。

○議長（辻井 成人） 答弁が終わりました。

再質問はございませんか。

北岡議員。

○10番（北岡 泰） ありがとうございます。

ちょっとお聞きをしたいんですが、まず消防団のマニュアル、27年4月に策定をされております。このマニュアルにそってですね、消防団の訓練というのは、現

実にされているのか。津波が、想定震度がいくつ、津波の到達時間は何分。だから活動できるのは、これだけ実際に皆さん方、どういうふうに動けるかという形です。そういう体で消防団の皆さん方に覚えていただかないと、文書だけでは非常に難しいと思いますので、そういう訓練を現実に取り入れてみえるのか、もう1年半以上たってきておりますので、そこら辺の考え方と現実どんなふうにしてみえるのか、ちょっと確認したいと思います。

○議長（辻井 成人） 北岡議員の再質問に対する答弁、防災企画課長。

○防災企画課長（中谷 英樹） この明和町の団活動安全管理マニュアルにつきましては、昨年の4月に策定したものでございます。ですので、このマニュアルを消防団員に理解していただくということからですね、沿岸部ではございますが、下御糸地区第5分団、第3分団大淀地区、こういったところの防災訓練の時にですね、実際の住民の方も参加していただく中の避難誘導訓練というのを実際行っておるわけでございます。

ただ、そういった中で、街角に立っていただいて、消防団員が住民の方を誘導していただくという訓練まではさせていただいておりますが、実際に則した形の退避時間が何分までといった部分の時間を切った訓練には現在至っておりません。

しかしながら、住民の皆様にもですね、消防団員の命を守るために、消防団員も一緒に逃げるよということですね、ご理解いただくための訓練にはなっているのではないかと考えております。

今後につきましては、今年度の明和町総合防災訓練もでございます。そういった実際に則した形の訓練にしていきたいと考えます。

○議長（辻井 成人） 答弁が終わりました。

再質問はございませんか。

北岡議員。

○10番（北岡 泰） 是非その実質訓練をしていただきたいというふうに思います。これは住民の皆さんも同じように、想定時間で動くというのが、やっぱり自

分自身のどのぐらいあそこまでかかるな、せっかく津波避難タワーもつくっていただくことですので、それは来年度の形になるかもしれませんが、どこまで自分がいくのにどれだけかかるかというのを、具体的な形でやるのと同時にですね、消防団の皆さんがそういう常に自分の体の中に、時計を持つということ、腕時計を持って実際災害はなかなか動けないと思いますので、そういう大変短い期間の中で、どのぐらいでっていうて、せっかく消防団の無線等も活用しながらですね、実質的に動くというのをですね、何遍も何遍もやることによって、これは身についてくるものではないかなというふうに思いますので、そういう対応をしていただきたいというふうに思いますので、よろしくお願いします。

悲しい話ですけど、この前の台風の災害でもですね、結局行政とそこは介護施設だったですけども、意見交換が全然うまくいってなかったということもありますので、そこを1つひとつ丁寧にしていくことによって、周知が広がっていくと思いますし、自分たちがどういうふうに動けばいいのかというのも考える、意識づけにもなってくるのではないかと。消防団の活動を踏まえながら、住民の皆さん方にもっともっと周知をしていくという形にもなると思いますので、よろしくお願いをしたいと思います。

次に、防災ではないんですけども、安全安心のために、がん予防の重点健康教育及びがん検診率向上の取り組みについて、お伺いをしたいというふうに思います。

国立がん研究センターは、2012年の1年間に、新たにがんと診断された患者は、推計約86万5,000人で、前年より1万4,000人増加したと発表されております。新規の患者数は、男性が50万4,000人、女性は36万1,000人、部位別では男性は胃がんが最も多く、大腸、肺、前立腺、肝臓と続いており、女性は乳房、大腸、子宮、胃、肺の順に割合が高いそうです。

私ども公明党はがん対策基本法の制定や、がん対策推進基本計画を制定等、がん対策を進めるための法整備を、これまでも一貫してリードしてまいりました。がん検診の受診率を50%以上とすることを目標としております。そして、2009年

からスタートをしました無料クーポン券により、全国的に受診率が大幅アップしたと考えております。

がん検診の受診率をアップさせるため、郵送や電話などで個別に受診を進めるコールリコール、個別受診勧奨、再勧奨を強化し、これまでの乳がん、子宮頸がん、大腸がんに加え、新たに胃がん、肺がんを対象に追加をいたしました。対象年齢は、子宮頸がんが20歳、25歳、30歳、35歳、40歳、その他が40歳、45歳、50歳、55歳、60歳でございます。対象の年齢の人に対しまして、市区町村が受診の意向や受診希望日などのアンケートを実施、受診の設定などが行われております。このほか、女性特有の乳がんと子宮頸がんについては、受診無料クーポンの配布も実施、さらに地域の生活を支援する緩和ケアの体制整備や、全国のハローワークと拠点病院などが連携した、就職支援を行えるよう体制整備を推進してまいりました。

中井町長も今回ちょっと経験をされましたけれども、健康の大切さとがん検診の必要性を十分感じられたと思いますが、このがん検診の向上推進と、がん予防重病健康教育について、何点かお伺いしたいと思います。

まず1点目が、がん予防重病重点健康教育についてでございます。

この教育とは、1. 胃がんに関する正しい知識並びに胃がんと食生活、喫煙、エリコバクターピロリの感染等との関係の理解について。

2. 子宮頸がん及び子宮体がんに関する正しい知識及び子宮頸がんとヒトパピロマウイルスへの感染等との関連理解について。

3. 肺がんに対する正しい知識及び肺がんと喫煙等の関係の理解等について。

4. 乳がんに関する正しい知識及び乳がんの自己触診の方法等について。

5. 大腸がんに関する正しい知識及び大腸がんと食生活等との関係の理解等となっておりますが、現在の明和町内における実施状況及び内容を確認をさせていただきたいと思っております。

次にがん検診率の向上について、お伺いをいたします。

このがん対策推進基本計画では、がん検診率の受診率目標50%とし、全ての市

町村において制度管理、事業評価が実施されるとしてはいますが、がん検診率の推移と、がん検診向上のための取り組みについて、明和町の現状と課題をお伺いいたします。

3点目ががん予防の取り組みについて、お伺いをします。先進事例として説明をさせていただきますが、大阪府の高槻市では、平成26年より胃がん対策充実のため、中学校2年生を対象にピロリ菌の抗体検査と除菌治療を無料で行っているそうであります。ピロリ菌はほとんどが5歳以下の乳幼児期に、家族などから感染し、長い時間をかけ、胃を荒らしながら胃炎や胃がんを引き起こすと言われておりまして、なるべく若い時期に除菌を行うことで、胃がんの予防になるそうであります。

もう1点は、埼玉県朝霞市というところで、本年7月から乳がんの早期発見に役立つ自己検診用グローブの配布というのを開始されているそうであります。乳がんの患者数は若い女性を中心に年々増加、朝霞市においても乳がん検診で毎年10人前後ががんと診断されていますが、早期に発見して適切な治療を受ければ9割以上が治るといふふうになっています。

自己検診用グローブは、肌に密着しやすい素材でできておりまして、これを手にはめると指先の感覚がより敏感になり、素手ではわかりにくい小さなしこりの見つけやすいというものだそうです。朝霞市ではがん検診時のほか、総合検診や子どもの3歳児検診、市が開催する健康まつりなどのイベントでも、このグローブを配布し、乳がん自己検診の啓発を図るといふふうにしておられます。

明和町でもがん予防重点健康教育の推進及び定期検診の啓発推進とともに、この新規の集団個別検診補助の追加や、乳がんに対する自己検診用グローブの配布で、毎日1回自己検診の取り組みを求めてまいりたいといふふうに思いますが、中井町長及び学校教育の関連もごございますので、学校教育の中でどんなふうにご教育を進めていくのか、教育長のお考えもお伺いしたいと思っております。

○議長（辻井 成人） 北岡議員の質問に対する答弁、町長。

○町長（中井 幸充） がんの予防に関して、色々ご質問いただきました。

私もお案内のように、今年の2月に食道がんを手術をさせていただきました。おかげさまで早期発見、早期治療という段階でございましたので、健康を取り戻す、そういう状況に幸いにさせていただきました、この今の医学の力、大変だなと、そういうふうに改めて思いますのと、ご指摘がありましたように、検診の大切さ、そういうものを改めて感じたところでございます。

したがって、いろんな機会を通じてですね、とにかく早期発見、早期治療、こういうことの中では、先ほどご披露いただきましたが、各種検診、町として色々やっておりますので、皆さんにつきましてもですね、早く検診を受けていただいて、自分の体をチェックして対策、対応をしていただきたいということを、町民の皆さんに実はお願いしているところでございます。

今回ですね、乳がんとかそういった無料クーポン券、それにはですね、私自身のちょっと経験も入れさせていただいて、是非、検診を受けてくださいと、そういう呼びかけもさせていただいたところでございます。これは人さまが自分の健康を考えてくれるわけではありませんので、やはり健康ということになれば、自らが自分の体をチェックする、それが大前提になるのかなと、そのように思いますので、町の検診等はそれを補完する立場で、あくまでもあろうかというふうに思います。

呼びかけはこれからもさせていただきますが、是非、皆様方も年に1度は最低限、検診を受けていただいて、そして、チェックをいただく、そのことを訴えていきたいと、そのように思うところです。その中で、がんの予防重点の健康教育ということがございますが、これらについて実は町は特段そのことについて、お医者さんに来ていただいて、講義をすとかいうことは、今やっておりませんが、以前は健康教室という形で、生活習慣病、血圧とか、あるいは糖尿病とか、そういったことについての町民の皆様知識を得てもらおうという、そういう形で行ってきておりましたが、がんということに、なんていうんですか、特定しての健康教室はちょっと行っていませんが、これからですね、検診に来ていただいた人だけではなしに、いろんな形を通じ

てですね、広く町民の方に検診の必要性を訴える、そういう機会を設けていきたいと、そのように考えておるところです。

あとそれぞれ大腸がん、乳がん、そういった検診の状況等々ご質問いただきました。そのことについては、長寿健康課長のほうから現在の取り組み状況を含めて答弁をさせていただきたいと、そのように思います。

○議長（辻井 成人） 長寿健康課長。

○長寿健康課長（菅野 由美） それでは、私から子宮頸がん、乳がん検診についてからお答えさせていただきます。

平成21年度から平成25年度まで、国が進めてきました5歳刻みの無料クーポン券事業を利用しまして、子宮頸がんが20歳から40歳までの5歳刻みの年齢の方に、乳がん検診は40歳から60歳までの5歳刻みの年齢の方に、無料クーポン券を配布してきました。平成26年度には無料クーポン券を配布しましたが、未受診だった方と県のがん予防早期発見推進事業を活用しまして、未受診者以外の方にも、継続受診を促すために、無料クーポン券の配布を実施しました。

平成27年度には、平成25年度の無料クーポン券未受診者及び子宮頸がん検診は20歳、乳がん検診は40歳のものを対象に、無料クーポン券の配布をしてきました。今まで国の支援を受けながら、無料クーポン券を発行してきましたが、国の補助金がどんどん少なくなっている状況でございます。

平成28年度におきましては、20歳の子宮頸がん検診、40歳の乳がん検診の実施といたしましたが、国の無料クーポン券事業に頼らず色々な機会、啓発事業に取り組んでまいります。

次に、子宮頸がんの受診率について、お話させていただきます。

平成21年度は14.8%でありましたが、平成25年度には29.5%、平成26年度は37.6%と、受診率は向上しました。平成27年度は34.6%と受診率は下がっています。しかし、受診者数総数といいますと、平成21年度は492人でありましたが、平成25年度には1,122人、平成26年度におきましては、県の事業

を活用し、無料クーポン券対象者を拡大しましたため、1,398人と増加しました。平成27年度は1,007人でした。27年度の受診者数は、平成21年度の受診者総数の約2倍となっておりますのでございます。

次に、乳がんの受診率、マンモグラフィでございますが、平成21年度15.9%でありましたが、平成25年度は22.9%、平成26年度は29.8%と受診率は向上しました。平成27年度は30.2%でありまして、平成26年度と比べて、0.4%の伸びに止まっております。

受診者数は、平成21年度397人でありましたが、平成25年度には589人、平成26年度におきましては、これも子宮頸がんと同じく、県の事業を活用し、無料クーポン券配布対象者を拡大しましたことによりまして、911人と増加し、平成27年度は638人でした。平成27年度の受診者数は、平成21年度受診者数の約1.6倍となっております。

次に、大腸がんです。大腸がん検診について、説明させていただきます。平成23年度から大腸がん検診の無料クーポン券事業を開始しまして、40歳から60歳までの5歳刻みの年齢に、無料クーポン券事業を、平成27年度まで実施してきました。大腸がん検診は検診申込者が検査容器を送付しまして、集団検診の回数日時を増やしたり、検診日に提出できなかった方には、次回の提出日を案内するなど柔軟な対応に努めておるところでございます。

次に胃がんについてです。平成28年度からバリウム検診に加えまして、胃カメラを開始いたしました。平成23年度胃がん検診者総数は524人のうち、バリウム受診者は345人、胃カメラ受診者は179人でした。平成26年度には受診者総数720人のうち、バリウム受診者は342人、胃カメラ受診者は378人であり、胃カメラ受診者が36人、バリウム受診者を上回りました。平成27年度につきましても、総数844人のバリウム受診者は397人、胃カメラ受診者は447人でありまして、胃カメラ受診者が50人、バリウム受診者を上回りました。

受診率につきましては、平成23年度7.3%でしたが、平成26年には10.1%

と10%上回っております。平成27年度は11.8%でした。

次に肺がんについてです。肺がん検診は65歳以上の高齢者が増加していることから、町内を循環する結核レントゲン検診の椅子を増やしたり、集団健診日に特定検診との同日実施を増やすなど取り組みを進めています。その結果、受診率は平成21年度、28.7%、平成25年度には29%、平成26年31.6%、平成27年度33.4%でありまして、わずかですが、受診率が上昇してきています。

受診者数は、平成21年度1,834人であり、受診者数は毎年徐々に増えてきて、平成27年度は2,392人と、平成21年度と比べますと、558人増加しております。

最後に現状と課題でございますが、がんは早期発見すれば80%から90%治る病気といわれておる時代となっております。進行がんで発見されれば、身体的、精神的、経済的にも患者様にも、家族にも重くのしかかることとなります。今年度は新しい取り組みといたしまして、国保特定検診の案内の通知に、がん検診の詳細チラシを同封し、がん検診を受診してもらえるよう啓発してきました。

今後につきましては、受診率向上に向けて再度検討いたしまして、個別受診券の発行についても、検討していきたいと考えております。また、これまでも実施しております街頭PRや特定検診、若人検診との同時実施、託児の実施、休日健診、よりどり健診等を今後も充実させ、受診しやすい環境を整え、受診率の向上に努めてまいりたいと考えております。

○議長（辻井 成人） 教育長。

○教育長（西岡 惠三） 私のほうでは学校教育における、がん教育という形で報告いたします。以前からがん教育といえますか、喫煙による肺がん等々についての啓発等は、中学校で行われていますし、それから何年前ですか、子宮頸がんのワクチン接種の件についても、中学校のほうで中3に対する接種の方向でやっておりましたので、そこら辺のがんに対する教育という

のですか、それは推進を図ってきたように思います。

最近でというよりも、小学校ではがんに関する言葉というんですか、がんに対する言動というのは、5、6年生の中に指導要綱の中に出てきます。保健体育に関してがんというのがあります。そういう文言で、やはり自分たちの健康という関係の中で出てきております。

最近では、もう1つですね、文科省から今年に入って、2本の連絡、通達が出てきております。実際ここでいいますと、がん対策加速化プランの中で、文科省がこういうふうに入力しております。三重県においても、重点の学校を指定いたしまして、そういう研究に入っているというところですね。各学校ともその中で出てきてくることは、やはりがんを、いわゆる怖がらないという、それから、もう1つ言われるのは、がんを病んだ人たちを学校へ呼んで、そしてそのがんに対する偏見を取り除いていこうという1つの試み、それが弱いんじゃないかというのがありまして、そういうがん系の授業にも進めていくというふうな方向になってきました。

ただ、がんはできる、予防しなければならないし、それから、早期発見をしなければならないと。ただ、罹った時にその後の対応をどうしていくか、がんの人があった時に、それに偏見がなく、やはり命を守るための行動として、やっていくんだよというような言い方がというのですか、そういうがんを経験した方を学校へ招いて、そしてお話を聞く。お医者さんと呼んでお話を聞くという方向で、今抜けているというのが、学校におけるがん教育の弱いところじゃないかということで、そういう事業も今年から始まってというような状況です。

やはり死亡率の一番多いのがんですので、それを恐れず、やはりきちっと理解して、小さい時から考えていこうという中身の教育を、今推進しているというところでございます。

○議長（辻井 成人） 答弁が終わりました。

再質問はございませんか。

北岡議員。

○10番（北岡 泰） 個人の問題ですので、難しいところはあるかもしれませんが、やはり健康教育をしっかり進めていくということが、大切やというふうに思っております。先ほど教育長も言われましたように、文科省も遅ればせながらですよね、学校教育の現場でがんに対する、いろんな知識を教育しましょうということで、動き始めております。先進校を今、募って始めておりますけれども、やっぱり明和町でもしっかりと、そういう点ではですね、来年度以降取り組んでいただけるのかなと、今、教育長もそれだけ掌握されておりますので、進めていただけるものだというふうに理解をしてよろしいですかね。

その辺の再確認をさせていただきたいというふうに思います。

あと先ほど先進地事例で紹介をさせていただきましたけども、中学校2年生の時にですね、ピロリ菌の抗体検査と除菌治療というのを、無料で行うというのも、ある意味、教育にもなりますし、啓発にもなりますし、そこら辺、町長ちょっと先進地事例ですので、非常に難しいかわかりませんが、一度考えていただくお気持ちはあるのかどうか確認をしたいと思います。

それと、乳がんの早期発見に対するですね、自己検診用のグローブというのも、これ配布をして、ようするに毎日自分でお風呂に入る時に、自分で確認しましょうねという自己触診のグローブでございますので、そういうものがあるということ自体もですね、現在、啓発をされているのかどうか。されているんだったら、そこら辺どんなふうに皆さん方に啓発をしてきたのか。してないんだったら、実際にそういうものをですね、配布してですね、どこかで取り組みをですね、進めていただく。1回買ったなら、それずっと使えるもんでもないようですし、1枚350円ぐらいのもんだそうなんですけれども、そういうものをようするに意識啓発として、配布してですね、そういう教育の一環として、配布するというのも、1つの手ではないかなと思うんですが、そこら辺のお考えを確認をしたいと思います。

あとこのがん対策基本法では、検診率を50%というふうに設定をしております。

今、長寿健康課長さんから、ずっと受診率が上がってきていますよというご報告をいただきましたけれども、この前の第5次の明和町総合計画ではですね、平成32年で一番少ないのが、胃がんの受診率が15%ですよ。一番多くてもですね、子宮がん、肺がんが39%、38%という設定になっております。

これ法律上ではですね、50%というのをとっくにクリアーしておらないかんといい状況だと思いますが、そこら辺に対する明和町としての取り組み、どう挽回していくのか、そこらへの設定とですね、今、前立腺がんの検査もしましょうねとかいって、今、チラシを交付していただいておりますけれども、明和町自体ですね、独自に無料で5年に一遍ぐらいですね、検診を受けてみませんかぐらいのですね、今、自己負担率は500円とか400円という数字だと思うんですけども、そこら辺を一度5年に一遍ぐらいは無料にして、一遍やってみませんかというので、意識啓発及び受診率の向上につながるのではないかなというふうに思うんですが、ちょっと町長のお考えをお伺いしたいと思います。

○議長（辻井 成人） 町長。

○町長（中井 幸充） ピロリ菌のお話をいただきました。中学生の段階で意識づけも含めてということでございますが、これは教育委員会のほうと一度相談をさせていただく中で、対応策を考えていきたいと、そのように思います。

町としては今まで、40歳以上でということで、色々やらせてきてもらいましたけれども、先ほど課長の説明にもありましたように、罹患率とか、そういうのがだんだん、だんだん下がってきているとかいう部分もございしますので、そこら辺のところもどうするのかというのが、これから再検討を迫られるのかなというふうに思います。

国のほうでは先ほどご指摘いただきました5つのがんの予防を総合的にということでもありますので、我々としましても無料券とか、いろんな形の中で受診率の向上に努めてまいりたいとは思うんですが、実は受診率はですね、ご案内のように私ども町内全域を考えてみますと、結構お勤め人の方が多い

ございましてですね、その分母を正確につかむというのが、非常に難しく
ですね、そのために国保の皆さんを対象にということになれば、かなり数字
が上がってくるわけですが、町民全体という形になれば、少し難しい部分
がありますが、できれば実数ですね、さらに検診を実施していただく、そ
ういう方を見つけていきたいと、そのように思います。

それから、乳がんですが、私もちょっと大学病院に入院しとる時にですね、
色々周りの人から聞いたんですが、いわゆる乳がんにしる、胃がんにしるで
すね、1つの方法ではですね、見つかりにくい部分があると。乳がんでもマ
ンモと、それからエコーというんですか、それから触診とか、いろんな形で
ですね、検査をしないとなかなか見つかりにくいというふうなお話を、患者
さん自身からも、あるいは先生からもですね、お聞かせをいただきました。

したがいまして、自己検診用のグローブ、これまた県内ではどこもちょっ
とやっておらんというお話を聞きましたが、集団検診で乳がん検診をやりま
すので、そこら辺でですね、来ていただいた方に、ちょっと試しにやって
いただいて、よければですね、普及を図って行って、いろんな形でのチェッ
クをする1つの手段にしていきたいと、そのように思います。

以上です。

○議長（辻井 成人） 教育長、再確認を。

○教育長（西岡 惠三） がん教育、推進していきたいと思うし、ピロリ菌
のことも含めましてですね、どんなふうになれば、それがいいのかいうのは、
私のほうはまだわかっておりませんので、検討していきたいとは思って
います。

○議長（辻井 成人） 答弁が終わりました。

再質問はございませんか。

北岡議員。

○10番（北岡 泰） 是非さまざまな取り組みを行っていただきたいというふう
に思いますし、受診率50%を目標に、ひとつ取り組んでいただきたいと思
います。

ので、よろしく願いをいたします。

次に、未来を開くまちづくりの推進ということで、審議会における若者の登用などにより、若者政策形成過程の参画を推進してほしいという質問をさせていただきたいと思います。

18歳選挙権が実現した、今回の参議院選挙を終えまして、若者の政治的関心を高める動きに、今、注目が集まっています。少子高齢化が急速に進む日本で、若者の政治離れが進行すれば、若者の政治的影響力は低下し、社会の沈滞化につながってまいります。

私は若者を形成過程への参画を促進するなど、若者が社会における影響力を実感できるような取り組みを、積極的に進めることが重要であるというふうに考えます。今回の参議院選挙に向けまして、私ども公明党はボイスアクションという活動を行いました。これは昨年秋に、約7,000人の若者世代の回答を集めた意識調査をベースに、街頭など駅頭などで、通行者にシールを貼ってもらうことで、若者世代の要望が強い政策の選択を行ってもらうということです。

ネットも活用しながら、約100日間で1,000万件を超える回答を集め、安倍首相に報告を行い国政に反映をさせるというものでございました。しかし、直近の国政選挙では60代と20代で、投票率で半分以上も開きがあり、若者の政治意識の低下が、これまでは顕著になっています。昨年話題となりました、いわゆる大阪都構想の住民投票でも、同様の開きがみられております。20代では33.37%、60代では67.56%という、大阪の特別区の設置の住民投票では、20代から24歳以下が43.10%、70歳以上の74歳以下ですと80.5%と、投票率は平均66.83%だったそうです。

この前の夏期の参議院選挙では、先ほど町長の行政報告でもございましたように、18歳、19歳の投票率は50.1%ということで、三重選挙区はそうなんだったんですが、当町は2番目に高く64.8%と、18歳の投票率は県下で最高で73.83%という結果だったと、誇るべき結果ではあったと思いますけれども、やはりこれがずっと続いていただかないかんというふうに思います。

また、平成25年に内閣府が、先進7カ国の日本、韓国、アメリカ、イギリス、ドイツ、フランス、スウェーデンというところから、満13歳から29歳までの若者を対象に実施した意識調査では、社会をより良くするため、社会問題に関与したいと思っている日本の若者の割合は4割強、私の参加によって変えてほしい社会現象が、少し変えられるかもしれないと思っている割合は、約3割にとどまっており、この7カ国の中では、日本が最低という状況になっているそうです。

こうした結果から若者の政治的無関心の一因は、若者の声が政治に反映されにくく、若者が社会における影響力を実感しにくいというふうと考えられます。これもまた、先進事例なんです。愛知県の新城市では、平成27年4月から新城市若者議会条例に基づき、新城市若者議会を開催。若者の政治参加を促進をしています。市内に在住、在学及び在勤している16歳から29歳の方々から、選考されました約20名が、13回に及ぶ議会審議を経て市長に若者予算事業に関する答申書を提出しました。

この内容が反映された16年度予算案は、本年度3月に市議会で可決をされまして、16年度から実行に移される見込みになっているそうでございます。また、北海道の青少年健全育成審議会では、平成27年度から若者枠、18歳から38歳以下で、青少年の健全育成に関心があるものを新設して、2名の委員を公募による選任をしているそうでございます。

一方、昨年末、私ども公明党の山口代表が、大学生やNPO法人などで構成をする、日本若者協議会から自治体における若者議会の開催、審議会委員の若者、若年層人員の拡充などが盛りこまれた政策要望を受けており、今後のニーズも高まってきております。わが町明和町におきましても、若者の政治参加を促進する教育的、社会的取り組みが早急に行わなければならないと思いますが、中井町長及び西岡教育長のお考えをお伺いしたいと思っております。

よろしく願いをいたします。

○議長（辻井 成人） 北岡議員の再質問に対する答弁、町長。

○町長（中井 幸充） 今回の参議院選挙の結果につきましては、行政報告

で報告をさせていただきました。

1つ我々が一番心配しましたのは、明和町には高校がありませんので、18歳の子どもたちに対して、どういう教育をやったらいいのか、啓発をやったらいいのか、ちょっとわからなかった部分もございましたので、選挙管理委員会として、18歳、19歳の皆さんに新しく選挙権ができたよというようなことの中で、ダイレクトに案内状を差し上げました。

そのことが、やはりもらった子どもさんたちが、18歳、19歳の皆さんがですね、それなりに意識をさせていただいて、そのことが投票に結びついたのかなと、そのようには思うんですが、北岡議員がおっしゃるように、じゃあ政策、そういったものにですね、その18歳、19歳の皆さん方が関心を持って投票に出かけられたのかどうか、このことについてはですね、正直なところちょっと疑問な点はあるのかな、そのように私は捉えておるところです。

明和町ではですね、今までは総合計画の建設審議会、これらは色々な年代の皆さん方から意見を聞くという形で、若い人にも参加をいただくということで、以前に参加いただいた経過がございますが、それ以外にですね、例えば子ども・子育て会議だとか、あるいはスポーツ推進会議、また明和町美しくする条例だとか、これは空き缶ゼロ運動ですが、色々な審議会、そういうのがあるんですが、特に若い人ということではなしに、なんか審議会それぞれの目的に基づいて、人に委員を養成していくというような傾向が、今まで強かったというふうに思いますので、今後、そういった若い人も、そういった審議会の中に、やはり参画をいただくような、そういう呼びかけをですね、きちっとしていかなければならないのかな、そのように改めて思っているところ です。

これからの時代、少子化時代でございますけれども、やはりこれからの時代を担っていただく、若い人の意見、これらをやはり多く取り入れていく、そのことが行政としてしっかりと踏まえた上です、行政運営をやっているかなければならないと、そのように思いますので、今後いろんな審議会等が

あろうかと思いますので、配慮しながら運営を進めていきたいと、そのように思います。

○議長（辻井 成人） 教育長。

○教育長（西岡 恵三） 今、町長が申しましたとおりでござまして、若い者というのは1つあるんですけども、高校がないために、そういう若者が中学校を卒業すると、教育の我々の守備範囲から離れていくという、一番、5年後の成人式の実行委員会という形で集めるということがあるんですけども、最近、夏休みの子どもたちの学習活動というんですか、そのアシスタントとして、皇學館大学の子どもたちが来てもらっているんですけども、その中でも町内の子、それらが中心になって企画するというのがありますので、その辺の足掛かりとして、やはりそういう子らと一緒にあって、若い人を取り込んでいく方策というの、考えなければならぬかなというふうに考え方を持っているところでございます。

○議長（辻井 成人） 答弁が終わりました。

再質問はございませんか。

北岡議員。

○10番（北岡 泰） 今回の質問はですね、今年の3月に国のほうがですね、子ども若者育成支援推進大綱というのを決めました。閣議決定をされております。ようするに、子どもの貧困問題やいろんなことを含めまして、さまざまな子ども若者育成支援推進法というのがありまして、それを自治体に設置するように求めているのが、子ども若者総合相談センターや、子ども若者支援地域協議会、こういうものをつくってほしいという流れができております。

若者の意見をやっぱりしっかりと取り組みながら、実際に具体的にどういう問題があるのかというのを、集約していくというのが必要になってくると思っておりますので、こういう支援センター等を明和町ではどこの課で受けてですね、どういうふうに進めていくのかというのを、1つお聞きをしたい。

これが子どもと若者の育成支援ということなんだそうです。それと、高校がないという問題なんですけども、伊勢市がこの8月25日の伊勢新聞なんですけども、

小中学生がですね、伊勢の未来を考えるとということで、地域の将来について意見を出し合う、伊勢市の子ども未来会議というのを開いたというふうに報道されております。

こういうものですね、さまざまに全国的にこれから取り組んでいかれるんだというふうに思います。若者の意見を1つひとつ聞きながら、いかにしてまちづくりに入れていくのか。愛知県の新城市でも、そういうものを心砕きながらですね、事業推進をして、子どもたちが、また若者が将来こういう町になってほしいなという意見をですね、言える場所づくりであったりとか、もっと必要な施策はこうであるというふうに訴えられる場所が、なければならぬというふうに思いますし、そういうところから1つひとつ進めていくと、明和町の議会議員選挙ですね、点数足りるかやろか、足りやんのやろかなんて、悩んでおらんでもですね、若い人がどんどん手を挙げて、私も議会の議員として、声を出したいという人がもっと増えてくれるのではないかとこのようにも思いますし、そこら辺も含めて、もう一度町長のお考えを確認したいと思います。

○議長（辻井 成人） 北岡泰議員の再質問に対する答弁、町長。

○町長（中井 幸充） 担当部署をどこにするかというのは、今後の課題になりますが、明和町では今、次世代育成とかですね、そういった計画、あるいは子どもに関わるいろんな事業等を抱えているということになればですね、保健福祉課のほうでですね、窓口対応するのかなというふうにも思います。

いずれにいたしましてもですね、いろんな角度からですね、先ほども申し上げましたが、若い人たちの意見を聞いていく、そういう場づくりというのはですね、今どちらかというと高齢者とか、そういった部分は色々ありますけれども、若い人を特定してという、そういうところが実は弱いといえ弱い部分ですね。

それと、若い人の意見もいわゆる、なんていうんですか、スポット的な部分での部分は、例えば子育てに関してとか、いろんなそういった部分では、お話を聞く機会はあるんですが、あくまでもスポット的なものでありますの

で、やはり全体的にこれからのまちづくりとか、青少年のこの在り方とかです、そういう課題を議論する場というのが、正直なところ今までなかったように思います。

そういう意味でこれからのまちづくりには、是非必要かなということの中では、青少年育成町民の会もごさいますので、そういったところとも連携しながら、そういう場の確保にですね、努めていきたいと、そのように思います。

○議長（辻井 成人） 答弁が終わりました。

再質問はございませんか。

北岡議員。

○10番（北岡 泰） 安心安全のまちづくり、また未来を拓くまちづくりということで、質問をさせていただきました。1つひとつ前向きなご答弁をいただいたというふうに思っておりますので、是非一步でも早く、1分でも早く、前へ進めていただくようご期待をいたしまして、質問を終わらせていただきます。

ありがとうございました。

○議長（辻井 成人） 以上で、北岡泰議員の一般質問を終わります。

8 番 江 京 子 議 員

○議長（辻井 成人） 4番通告者は、江京子議員であります。

質問項目は「将来性のある明和町の農業の推進」の1点であります。

江京子議員の登壇願います。

○8番（江 京子） 8番 江京子。よろしくお願ひします。

議長から登壇のお許しを得ましたので、質問させていただきます。

将来性のある明和町の農業の推進の1点でお願いします。

今年も黄金色に輝いていたお米も刈り取られ、いな藁の良い香りが漂っています。見渡す限り広がる田んぼの明和町、将来性のある農業について、町

長の考えをお聞きします。

私たちの食料を支える日本の農業の姿は、どうなっているのか。今年、5年に1度行われる、農林業センサスの概要が発表され、弱体化が進む生産現場の実態が改めて明らかになりました。農林業センサスは農業版の国勢調査とも言われ、2015年の時点で日本の農業の実態を示したものです。この調査で目立ったのが、経営の大型化でした。

安倍政権は、農林水産業、地域の創造プランをまとめ、10年間で大規模農家を中心とする担い手の農地利用が、全農地の8割を占め、法人経営体を5万法人に増加、そして、50歳以下の農業従事者を40万人に拡大することを打ち出しています。ところが、今回、明らかになった農業就業人口は、前回より50万人減少して209万人、50歳未満は7万人減少して25万人と、政府の目標を大きく下回りました。農家の平均年齢は66.3歳と、さらに高齢化が進み、今後、耕す見込みのない耕作放棄地は、42万ヘクタールと過去最大を更新しました。

今、述べた数字は全国的なものですが、この実態はそのまま明和町に当てはまるのではないのでしょうか。昨年、明和町でも農業委員さんに町内の耕作放棄地を調べていただいたはずですが。時間も労力も使う大変な調査だったと思います。地域に根ざしている農業委員さんだからこそ、できた調査だったと思います。感謝いたします、ありがとうございました。

そこで、お尋ねします。今回の耕作放棄地の調査で見えてきたものはありますか、お答えください。例えば田畑の割合、地域の割合などをお答えください。私も年々増していく荒れた農地を寂しい気持ちで見っていました。今回の調査はこれらの明和町の農業を元気にするための第一歩と考えていますが、今どのようなことを進めているのか教えてください。

また、農地の集積化の進み具合はどうなっているのかも教えてください。
お願いします

○議長（辻井 成人） 江議員の質問に対する答弁、町長。

○町長（中井 幸充） 江議員から耕作放棄地のお話をいただきました。もうご案内のように耕作放棄地が進みますと、周辺の農地等々も含めて、色々なところで弊害が出てまいります。雑草木の繁茂や病虫害に限らずですね、本当に周辺で耕作をされてみえる方々に、大変ご迷惑をおかけしているというのが、実態であります。

明和町もですね、先ほどご指摘いただきましたように、農業委員会さんのほうです、色々現地の調査をいただいております。その調査の結果はですね、全体のいわゆる農地面積は、明和町の場合2,200ヘクタール、他の田んぼですね、これの全面積は1,760ヘクタール、そのうち耕作放棄地と言われるものは、だいたい22ヘクタールあるというふうになっております。畑の全面積は440ヘクタール、耕作放棄地は約128ヘクタールということになっております。全体の耕作放棄地面積は、両方合わせまして、50ヘクタールというふうな数字となっておりますが、全体として2%であります、大変な状況であります。

こういった中でですね、実は前の農業委員会のメンバーの皆さん方ですが、平成24年、25年、26年の3カ年、モデル事業ということで、耕作放棄地を整地をいたしまして、景観作物をつくっていただきました。ひまわりとか、それから菜ばなを植えて、そして地力を回復をさせるということが、最大の目的でありますけれども、それを行っていただいて後、いわゆる認定農業者に引き渡されて、現在、耕作を続けていただいているという、そういう取り組みも行っておるところであります。

ただ、先ほど申し上げましたように、これも耕作面積が小さいというところで、担い手農家さんがなかなか入りにくいという、悪条件のところは耕作放棄地として、なりやすいという調査の結果が出ているところがございます。我々にとっても、この問題これからどうしていくのかということにつきましては、土地改良区の皆さんやいろんなJAさんも含めてですが、関係者の皆さん方と相談をしながらですね、対策を講じてまいりたいと、そのように考えております。

○議長（辻井 成人） 答弁が終わりました。

再質問はございませんか。

江議員。

○8番（江 京子） 農業委員さんによる耕作放棄地の調査だけだと思っていましたけれども、今、町長のご答弁の中に、それを荒れていたところに、ひまわりや菜ばなをつくって、力をつけてから田んぼや畑に力をつけてから、認定農家さんにつくっていただくようなことをしていただいているということを知りました。本当に大変な作業だと思います。ありがとうございます。

これらの耕作放棄地なんですけども、今、調べていただいたのは、さっき町長の答弁でもありましたように、草だらけで荒れていた土地だと思うんです。でも、うちの実家のほうもそうなんですけど、もうつくる人間はいないけども、草の守りだけはするというのは、草を耕し続けている田んぼや畑も結構あるように思うんです。

ですので、以前はお聞きしたんですけど、農業をやっていたけども、やめていくようなところの農家さんへの意識調査というのを、していただいているのか。そして、さっき言わせてもらったように、草の守り、草の生えないように耕しているだけの田畑の調査のほうも、してもらっているのか、ちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（辻井 成人） 江議員の再質問に対する答弁、町長。

○町長（中井 幸充） 先ほど1つ質問を漏らかしておりましたけども、農地の集積化という問題は、また改めて答弁させていただきますが、毎年ですね、いわゆる農業を継続されますかどうかということにつきましてはですね、調査はさせていただいておるところでございます。

先ほど江議員がおっしゃいましたようにですね、単にもう何もつくらずにですね、農地の管理だけしているというような農家の方も、おみえになりますが、そういう方につきましてはですね、是非、認定農家の皆さん方に、本当は貸し付けていただいて、農地・農業を守っていただける、そういう取り組みも、これからやっていかなければならないのかなと、そのように思っておるところでございます。

ます。

農地の集積化につきましてはですね、なかなか進まないというのが、今の現状でございますが、そのために平成21年からですね、町は町単独で農地の集積化に対します助成金を出させていただいてですね、認定農家に農地が集まるように、そういう政策を打ち出させていただきました。その結果ですね、今、田んぼでは約50%が集積化が図られることに相成りました。

ただ耕作放棄地が多い畑についてはですね、なかなか思うように進まないというのが、今の現状でございますね、ここらこれからどうしていくのか、先ほども申し上げましたが、集積化をいかに図っていくかということについてもですね、1つの課題として捉えてですね、農政を進めていかなければならないと、そのように考えているところでございます。

○議長（辻井 成人） 答弁が終わりました。

再質問はございませんか。

江議員。

○8番（江 京子） やっぱり各地区の耕地整理がだいたい終わって、田んぼの1つの面積が広がったので、田んぼは本当に担い手さんに預けようと思えば、預かってくれる、作ってくれるというのが多いと思うんですけど、やっぱりさっきもパーセンテージから見ると、畑の耕作放棄地がとても多いように思います。さっきも町長が言われたように、その畑の1つの面積というのが、うちの本当に下御糸のほうでも、自分のお家の分だけ作れたらいいわというような畑、2畝ぐらいというような畑を、みなが持っているというような状態が、個々にあるので、それをまとめて大きな畑にしているというところは、すごく少ないんです。

いかに、そういう畑も段々作らなくなって、荒れているところが目につくようになってきましたので、その畑に関して何かいい方法を、思っているかどうか、ちょっとお聞きしたいんですけど、お願いします。

○議長（辻井 成人） 江議員の再質問に対する答弁、町長。

○町長（中井 幸充） ご案内ように、この役場からいったところも、そうなん

ですが、だいたいそれぞれお持ちの面積が、200㎡ぐらいの小さなところでですね、それがいくつかに分かれているということの中にはですね、以前は大根とか、そういった野菜を精力的につくっていただいておりますが、今日的には大根等もつくらずにですね、正直なところ荒れ放題という、そういう形になっております。

そのこのところに目をつけていただいて、先ほど冒頭で申し上げましたが、農業委員さんが1つのモデルという形で、整理をさせていただいたんですけども、ただそれが農業委員さんの手だけに頼っているのではなく、次のステップとしてですね、やはり小さな共同でですね、何とかならないかなと。1軒の家では大変ですし、という思いもするんですけども、なかなか正直なところ、いったん荒れてしまうとですね、今度はなかなかそれをもう一度、笹を刈ったり、雑木を刈ったりという手間が、なかなか個人では手を入れにくいというのが、今の現実ですので、これら何としていかなければならない、今の現状なんですけど、正直なところ、今のところ、そういった手立てがないというのが、今の状況です。

地権者というか、土地の所有者の皆さんとですね、一度話し合って、これから先ほど言われましたが、これから土地をどうしていくのというようなことの調査も含めてですね、打開策を考えていかなければならないのかな、そのようにも思っております。

○議長（辻井 成人） 答弁が終わりました。

再質問はございませんか。

江議員。

○8番（江 京子） 畑については、なかなか難しいと思うんですけど、やはりとても畑が荒れているのは、景観も悪くて目立ってしまいますので、これからの課題として、また取り組んでほしいと思います。

それで、今、認定農家さん、明和町でだいたい50軒あるとお聞きしているんですけど、その認定農家さんの中でも、高齢化になって自分だけで、あとしてくれる人がなくて、辞退された農家さんもあるとお聞きしています。認定農家さんは

5年おきの事業計画案の提出がありますけど、それがいない大口の農家さんについての実態の把握はどのようになっているのか、また教えてください。

以前の質問でもお聞きしましたが、農家さんの相談窓口はどうなっていくのか、相談件数などはどうなっているのか、お答えください。

○議長（辻井 成人） 江議員の再質問に対する答弁、町長。

○町長（中井 幸充） 認定農家につきましては、今、43の個人の方と、それから7つの法人で、先ほどおっしゃっていただきましたように、今、50の個人と法人を認定させていただいております。その中で、それ以外にですね、大口農家と言われる方は2人おみえになります。2人の個人と、それから、1つの団体、認定農家さんではありませんが、認定農家と同等規模の、なんていうんですか、耕作をされてみえる、そういう方たちが個人で2人、団体で1人という、そういう状況になっております。

それからですね、相談窓口ですが、認定農家さん等々も含めてですね、役場なり、あるいはJAなり、そういったところで、相談窓口だけはですね、色々な形で承るように、我々進めております。農地の移動とか、そういったものについては、農業委員会あるいは役場の農水商工課、経営とかそういったものについてはJAさん、あるいは県の農業普及センター、そういったところで承って、それぞれ指導なりいろんなことはやらさせていただいております。

認定農家、大口農家、そういうのは区別はしておりませんので、相談は色々承っているという、そういう状況でございます。

○議長（辻井 成人） 件数はどうですか。相談件数を言われてました。

○町長（中井 幸充） 相談件数は、農水商工課長のほうから答弁させます。

○議長（辻井 成人） 農水商工課長。

○農水商工課長（松本 雅之） 相談件数について、お答えいたします。

実は町の担当窓口におきます制度の問い合わせとか、営農関係、先ほど町長が答弁いたしました営農の相談とか、そういう日々の業務の件数としては、申し訳ございませんが、細かい数字としては、もう本当に日々の業務ですので、数字と

して把握しておりません。

例えばそのほかとしては、認定農業者の新規認定、これから認定農家を受けたいんだというふうな新規のご相談、もしくは新規の就農者、新たに農業を始めたいというふうな新規就農の認定にかかる相談は、近年ではそれぞれに2、3件ずつ合計すると5件、6件となりますが、それぐらいの数の件数を受けております。以上です。

○議長（辻井 成人） 答弁が終わりました。

再質問はございませんか。

江議員。

○8番（江 京子） 結構たくさん認定農家さんが、元気に活動してくれているというのは、わかったんですが、以前本当にJAの営農の指導員さんという方が、たくさんおみえになって、別に役場に相談しに行くじゃなくて、JAの営農の指導員さんを、電話で呼べばすぐ来てくれて、すごくよく動いてくれていたと思うんです。

ここ近年その指導員さんの数が減らされたとかいうのも、お聞きしているんですが、やっぱり明和町とJAとのつながりというのが、何かほかの市町村に比べて、弱いのかなというふうな、ほかの私も農協女性部のほうに入っております、活動する中で、ちょっと思うところでもあるんですけど、そういうのはないんでしょうか。

それから、さっき課長も言われたように、新規の認定の就労者の申請が2、3件というようなお話を聞いたんですけど、やっぱり認定の新規の農業者さんが、そういう事業を始めようとする時に、機械一式を本当に認定農家さんのつくるような面積の機械を買おうと思うと、立派な家が2軒建つぐらいのお金がかかってくるというのもお聞きしました。

農家さんが農業をやめていく1つの原因は、機械の維持費があまりにも高くって、お米は安くってというのが、原因の1つにもあると聞いているんですけど、この支援策はどんなふうに行っているのか教えてください。

○議長（辻井 成人） 江議員の再質問に対する答弁、町長。

○町長（中井 幸充） J Aとの連携ということが希薄ではないかというご質問ですが、そういうことではございませんので、また、農協の営農指導員が減らされたということも、ちょっと聞いておりませんので、体制的にはJ Aさん、新しい社屋も建てられて、それなりに頑張っておみえになりますんで、そういうことはちょっと聞いておりません。

したがいまして、我々もJ Aさんとは、定期的にはですね、これは明和町だけではなしに、J A多気郡という意味合いですが、3町の首長とJ Aの幹部さんと、定期的に農林事務所も入りましてですね、色々なこれからの農業の在り方等々についてもですね、意見交換をする場も持っております。そういう観点からいきますとですね、人が減らされたというのは、ちょっと聞いておりませんので、各支所から営農センターへ集約したという話は聞いてはおりますんですが、ただそれぞれの農家の対応は、なんていうんですか、下がったというようなお話はちょっと聞いておりませんので、その点また機会があれば、そのお話の確認をしていきたいと、そのように思います。

また、機械助成、そういったものについては、農水商工課長のほうから、答弁させます。

○議長（辻井 成人） 農水商工課長。

○農水商工課長（松本 雅之） いわゆる機械の購入等にかかる助成制度です。

例えば1つ、2つちょっと例を申し上げますと、明和町の例えば単独事業で、機械購入、ハウスの建築等も含めてなんですが、3分の1以内、1件200万円以下ということで、助成事業を創設して、それも毎年活用していただいているというような制度がございます。

そのほかにちょっと大きな話になるんですけども、国の制度でですね、これは認定農家とか、あと水田集積が、面的な集積がなされたところというところの、ちょっと条件が厳しくなるんですけども、そういうところで全体の2分の1の金額を助成するとか、そういういわゆる機械器具の購入、中古、新品に関わらずそ

ういう補助制度は、町の事業でも、また国の事業でもございます。それらを必要に応じて活用していただいているということでございます。

○議長（辻井 成人） 答弁が終わりました。

再質問はございませんか。

江議員。

○8番（江 京子） わかりました。やっぱりこれからの明和町の農業、本当に若い元気な人に、どんどん引き継いでやっていってもらわないと、将来性がないように思いますので、そういう助成の部分なんかも、どんどんお知らせ願って、動いてほしいと思います。

私も実は本当に三度三度、ご飯が大好きで食べている口です。どこに出かけても、パンよりご飯という形で食べています。食べ慣れているせいもあるかもしれないんですけど、この間どこかの自主防災組織で、ご飯の食べ比べというのをさせてもらった時も、やっぱり明和町ではなかったんだけど、こしひかりをやっぱり選んでしまいました。

やっぱり明和町のお米はとても美味しいと思うんです。今日の農業新聞にも載っていたんですけど、地域独自のブランド化で、だんだん値段の安くなっているお米を、高い値段で売買しているというのも、今日、新聞にも書いてありました。田んぼだらけで田んぼしかないという明和町ですけど、田んぼだらけだから、自信を持ってできることがあると思います。

J Aさんと連携して、ただ田んぼがあるから米っていうんじゃなくて、町をあげて米づくりのブランド化につながらないのか、もっと専門性のあるJ Aさんに動いてもらって、明和町の米だから買うというふうにはつながらないのか、またお答えください。同じ米をつくるのなら、農家さんの張り合いの持てる仕事にならないのか、また、将来を見据えた考えがないか、お知らせください。

○議長（辻井 成人） 江議員の再質問に対する答弁、町長。

○町長（中井 幸充） 米のブランド化については、今までにも多くの方が色々ご提案なり何なりをいただいております。明和町は御糸米があるやないかとい

うことなのですが、この御糸米はある事業者さんがブランド名として、抑えられております。

先ほど、JAさんと取り組んでというお話でしたが、JAさんは今、ぎん姫という名前です、お米を売り出しておみえになります。JAさんですので、明和、多気、大台ということで、明和だけ特定してですね、なかなかまた新たな米という形には、相成りにくいというのが、今の現実だというふうに思います。

明和町産の多くの米が、ぎん姫として出荷されているという、そういう状況でありますので、新たにですね、違った名前での米づくりというのは、非常に難しいかなと、そのように思います。町でという話になればですね、また、これ町はそういう研究機関もございませんので、何とか大学とかそういったところとか、県の農林水産試験場ですか、そういったところですね、新しい米の品種というよりか、よそでやられておりますのは、各農家ですね、それぞれの特徴的な米づくりをやられておみえになりましてですね、それで名前を各農家がつけられて、それを独自で販売網をつくりながら、売られているという、そういうお話をたくさん聞きます。無農薬とか、あるいは化学肥料は全然使わんよとか、そういった何か特徴的な生産方法をもってつくられているという、そういうお話はたくさん聞くんですけども、したがって、JAさんと新たに米づくり、新しい品種の、なんていうんですか、ブランド米というのはちょっと今の時点で難しいかなと、そのように思っています。

○議長（辻井 成人） 答弁が終わりました。

再質問はございませんか。

江議員。

○8番（江 京子） JAさんはJAさんで、もう多気郡農協になってしまったので、明和町独自というのは、なかなか難しいというのも、わかりました。さっきも町長が言われたように、JAさんには頼らないで、米の販売ルートを持っている認定農家さんも、明和町にもあると思うんです。やはりそういう元気な認定農家さんが、さっき言われたような無農薬、自然農法でやって、米をつくるとい

うふうな考えを持ってみえる人が、もしあるとしたら、そういうことの明和町としての後押しというのは、何か考えてみえないか、教えてください。

○議長（辻井 成人） 江議員の再質問に対する答弁、町長。

○町長（中井 幸充） もうあのですね、米づくりは既にですね、そういった方で頑張ってみえる人がおましてですね、東京のあるデパートへ直接自分で売り込みにいってですね、米の販売ルートを確保されたりとか、町内のスーパーさんのところに置かせてもらったりとかですね、そういう形で既に活躍してみえる方がおみえになります。

そういう意味ではですね、先ほど言われましたように、そういう形で自分で努力をして、米の生産から販売までやっていこうという人に対してはですね、六次産業化の話もありますので、色々和我々も支援をしてみたいと、そのようにも考えておりますので、江議員そういうお話をお聞きになればですね、是非役場の農水商工課のほうへですね、一回相談してみよと、そういうお声かけをしていただけたらありがたいなと、そのように思います。

○議長（辻井 成人） 答弁が終わりました。

再質問はございませんか。

江議員。

○8番（江 京子） そうやって頑張ってみえる認定農家さんはみえるのでしたら、是非、東京にある三重テラスのほうにも、明和町のそういうお米として出品してもらえるような取り計らいも、またお願いしたいと思っておりますので、よろしくをお願いします。

ちょっと話は変わるんですけど、近頃、明和町でも農家の方からイノシシによる農地への被害の話をよくお聞きします。ところが、役場に相談に行っても、何もしてくれないというような苦情もお聞きしますが、もし農家さんから被害があったという相談があった場合は、町としてはどのような対応をとっているのか、お聞かせください。

また、それに対してのJAさんの動きはどのようなのかも教えてください。

それと、イノシシは本当に直接的に田んぼに入って、大荒らしするんですけど、うちの下御糸のほうでは、ピンクの卵を生むジャンボタニシが、すごい爆発的に増えています。これは稲に対してはどんな影響があるのか。まだあまり聞いてはいないんですけど、なにしろすごい量です。今、水がなくなった農業用水の中にも、指の先っぽぐらいのから、手のげんこつぐらいの大きさのまで、ゴロゴロと転がっていますので、この稲刈りの終わった後の対策は、どういうふうに考えているのか、教えてほしいと思います。

○議長（辻井 成人） 江議員の再質問に対する答弁、農水商工課長。

○農水商工課長（松本 雅之） イノシシの被害と、それとジャンボタニシの被害対策ということで、2項目、有害鳥獣とこれは鳥獣ではありませんが、タニシの被害ということで、ご質問いただきました。

ご質問いただきましたイノシシの農地の被害につきまして、先ほど役場が何もしてくれないよと、ちょっと手厳しいご意見をいただきましたが、担当としては決してそのようなつもりはないということで、ご理解いただきたいと思います。

内容としましては、イノシシは現在、叢村から明星、新茶屋にかけての大仏山地域、それと岩内から上村、池村、有彌中にかけての南部丘陵地で、直近ではちよつと祓川の沿岸でもですね、坂本とか辺りでも目撃情報をいただいております。この対策としまして、役場の方では有害鳥獣駆除委託事業として実施しております、イノシシの捕獲につきましては、狩猟免許、素人ではちよつと手が出せないということで、狩猟免許を要します。このことから三重県猟友会明和支部の皆さんに、捕獲駆除を委託しまして、定期的なパトロール、捕獲駆除、具体的には罠を仕掛けていただいて、とっていただくということでございます。

それで、先ほどの例えば坂本の辺りで目撃がされたという話があればですね、もうその日のうちにでも、猟友会さんのほうに連絡をしまして、この辺りです、この辺りですということで、現地の足跡等の確認も含めてですね、罠の設置であるとか、そういうふうな対策を講じているところでございます。要は町のほうに情報が入りましたら、ただちに猟友会さんと情報共有をしまして、具体的な罠の

設置ということで、対応に努めております。

ただあくまでもイノシシも自然の中の動物ということでありまして、その根絶ということには、十分な成果をあげることは難しいかも知れません。繁殖もしますし、ただ継続的なですね、この猟友会さんとの委託による事業の実施によりまして、少しでも被害を軽減できるように、役場として努めていきたいと思えます。

それと、ご質問の中で、対策の中でJAとの連携はという話もあったんですが、これは営農ではなくて、あくまでも1つの有害鳥獣の食害被害ですので、役場のほうで対応しているということが、現実的なところでございます。

次に、米の苗を食べるといふ、いわゆるジャンボタニシでございます。実はJAさんとの情報共有する1つの組織として、多気郡農業振興協議会という組織がございます。JAさんのほうで、事務局を持っていただいておりますね、管内の行政機関、県、それとJA、営農センターも含めて、色々意見交換、情報交換をする機会があるんですが、この中でも営農センターのご担当の方からですね、近年、大堀川から笹笛川の間のところ被害が出ているんだと、一時期確かに大きな被害があったようなんですが、近年ちょっと減少していたようです。

ただ、今年、去年ぐらい確かにちょっとまた見られるわということで、その被害規模の今、集約にもですね、営農センターのほうにちょっとお願いをしているところです。ご質問にもいただきました下御糸のほうでも出ているというところは、正直まだJAさんからも町民の方からも、役場のほうにはちょっと話はなかったんですが、今年度、被害が出ていることは事実です。

それで、ご質問の中で、どういう被害が出るのというところなんですけども、学術的には苗を植えた直後のやわらかい時に、苗を食べてしまう。一定成長すると、いわゆるもう食べる力がないようで、あくまでも苗、田植えをした直後が一番被害が多いとのことなんです。

それで、その後、ずっと繁殖期間に入ってますね、卵を産みつけるということなんです。それで、具体的な対策なんですけども、昔もそういうふうにやっていただい

いたと思うんですけども、例えば農家の方、田んぼの脇の水路の暗渠の部分とかに、よく卵を産んでいるというふうに聞くんですけども、そういうのをかき落として潰していただくというのが、もう直接的な被害の対策です。被害防止対策です。

ですので、こういう被害が出ていますということは、農家の方をご承知だと思わうんですが、改めまして、農家出合い等でそういう卵のかき落とし等を実施してくださいというのを周知させていただきますとともにですね、100%の駆除はできないと思いますが、あくまでも昔、町のほうでもやっていたということなんですけども、いわゆる駆除するための薬剤ですね、田植えをした直後に、被害、タニシがいるところへ、それをまいていただくと、タニシを駆除できると、そういう原材料支給等の予算化もですね、来年度へ向けて被害の面積の把握とともに、努めてというか、検討してまいりたいと思います。

以上です。

○議長（辻井 成人） 答弁が終わりました。

再質問はございませんか。

江議員。

○8番（江 京子） イノシシについては、本当に宮川用水が地中に埋まってから、イノシシがよく出るようになったというのも聞いています。坂本のほうにもイノシシというのは事実だと思います。いつだったか、熱気球に乗せてもらってあがった時に、麦畑に本当にこう道のように、ぐにやぐにやと荒らしてあったので、あれはイノシシだなと思って見ましたので、坂本のほうにもおるんだなという認識でおります。

イノシシに関しては、罾で仕掛けてとる方法しか、あまりないようなんですが、やっぱり猟友会の方も、うちの在所にもたくさんみえるんですけど、やっぱり高齢化してみえる方が、だいぶ増えてきて若い猟友会の方が、なかなか育たないというのを聞いています。

何故かなといったら、やっぱりイノシシなんかだと、物が大きくて倒しても、

それを降ろしてくるのに、すごく体力がいて、なおかつそれはもう山の中に埋めてくるのに対しても、なんかすごく手続きが面倒臭いので、だんだんやる人が減ってきたんやわというのもお聞きしております。

やっぱりこれから減ることはないと思うので、猟友会の若手の人たちも育てるようなこともして欲しいと思いますので、お願いします。

それで、ジャンボタニシなんですけど、本当にうちの恵比寿川のところから、すごく多くあります。なにしろ田植えの時期から、今、稲を刈り取った今でも、ピンクの卵が新しく産みつけられておりますので、是非ともこれは農家さんや、住民さんにも啓発してもらって、あのピンクの卵は1つではなくて、あの中に何百個という小さな卵がおりますので、あれを1つ落としてもらって、水に浸けてしまえば死んでしまいますので、そういう対策を早急にとってほしいと思います。

やっぱり外来種であって、それを日本に持ち込んだのは、人間でありますので、そういう今、日本の古来種というのが、段々減ってきているので、そういう点でも明和町でもしっかり対策をとって欲しいと思いますけど、さっき課長がおっしゃったような対策を、また地域に周知していただくということで、お願いしたいと思います。

最後に、農地は農地として活かすとした、国の農業政策の転機に、明和町の農業は対応できるのか。明和町の発展に貢献してきた第1次産業の農業の農家を、これからも形は変わっても元気にしていくためには、どうすべきなのか、町長のお考えをお聞きしたいと思いますので、お願いします。

○議長（辻井 成人） 江議員の再質問に対する答弁、町長。

○町長（中井 幸充） 農業問題は、これからですね、TPPの問題も控えておるわけでありましたが、ご案内のように、明和町は農業の町ということで、今まで進んでまいりましたし、広大なこの農地をやっぱりきちっと守り育てていく、そういう取り組みは必要だというふうに思います。

ただ明和町の特長として、米づくりが主体な明和町で、今まであったわけですが、もう少しですね、いわゆるいろんな作物ができないかどうか、そうい

った農業の多角的な経営と申しますか、そういったこともですね、考えながらや
っていかなければならないと、そのように思っております。

明和町、優良農地ということの中で、宅地化という部分もですね、一方で進ん
できておるわけでありますが、農地は農地として確保する分と、明和町の発展に
寄与するということ変ですけれども、欠かせない土地についてというような、そう
いう住み分けもきちっとしながらですね、土地の有効利用を図り、農業の振興も
また一方で図っていきたいと、そのように思います。

米の価格がだんだん、だんだん下がってくるわけでありましてけれども、それは
一重に米の消費という部分で、だんだん、だんだん皆さん方の消費量が減ってき
ているわけでありまして、そういった米も消費拡大も含めて、PRなりいろん
なことをやっていかなければならないと、そのように考えております。

行政だけでできる問題ではありませんので、JAあるいは農家の方々、一丸と
なって農業振興に努めていくよう、これからも努力をしてまいりたいと、そのよ
うに思っております。

○議長（辻井 成人） 答弁が終わりました。

再質問はございませんか。

江議員。

○8番（江 京子） 町長のお気持ちはありがたく思います。本当にTPPもあ
りますので、今、農家さんはすごく不安に思っているのは事実です。やっぱり今
年もこんな値段でいいのというような、お米の値段をお聞きしております。やっ
ぱりこの田んぼであっても、お金になるものをつくっていくという考えも持って
いかななくてはいけないんだと思います。

変わった野菜をつくって生産をあげているという県も、よくお聞きしますので、
やはり明和町はお米にこだわらないで、今の食生活に若い人が飛びつくような野
菜づくりというのも、またJAさんと共同して考えていってほしいと思いますの
で、これからも農業者を大切に育てていってほしいと思いますので、よろしくお
願いいたします。

これで質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（辻井 成人） 以上で、江京子議員の一般質問を終わります。

○議長（辻井 成人） お諮りします。

議事整理のため、暫時休憩いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（辻井 成人） 異議なしと認めます。

よって、暫時休憩いたします、3時まで。

（午後 2時 50分）

○議長（辻井 成人） 休憩を解きまして、休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 3時 00分）

3番 中井啓悟議員

○議長（辻井 成人） 5番通告者は、中井啓悟議員であります。

質問項目は、「今後の公共施設整備について」の1点であります。

中井啓悟議員、登壇願います。

○3番（中井 啓悟） 議長より登壇の許可がありましたので、事前に通告いたしました公共施設整備について、質問させていただきます。よろしくお願いたします。

本年4月14日に発生した熊本地震から5カ月が経とうとしていますが、今

回の熊本地震では2度の震度7や、止まらぬ余震など、被災各地の庁舎が大きなダメージを受けました。総務省の調査では、全国の自治体庁舎の約3割が耐震性なしと診断されていたなど、公共施設の耐震化の課題が浮き彫りになりました。

明和町では昨年から公共施設等建設特別委員会が設置され、庁舎防災センター、中学校の整備など、今後の計画資料が提出されて、各委員からさまざまな意見が出されております。

私は4月22日に開催された第4回公共施設等建設特別委員会で、次のような意見を言わせていただきました。当初予算で、中学校の設計予算が計上されているが、庁舎が先という意見もあったのにどうなったのか。2月22日の公債費の資料で、財政の見込みが立たないと副町長が答弁いただいたんですが、平成27年度の決算は黒字であり、どう見込みが立たないのか。本来は町が全体の計画を立て、起債の償還計画などがどうなるか、詳細に説明すべき。数値的に中学校よりも庁舎が危険であるが、できるなら中学校と庁舎の同時着工を望む。

以上、4点ほど言わせていただいたのですが、第4回特別委員会は行政側が出席していませんでしたので、その時の意見をもとに今回の質問をさせていただきます。

まずはじめに、平成28年度当初予算に計上された、主な公共施設整備予算の進捗状況と耐震化についての考え方はどうなっているのか、お聞かせください。

○議長（辻井 成人） 中井議員の質問に対する答弁、町長。

○町長（中井 幸充） 中井議員のほうからは、これからの公共施設整備という形の中で、特別委員会等々でも色々ご議論いただいている中で、平成28年度のまず当初予算に計上された、主な公共施設の整備の予算の執行状況、これらがどうなっているのかという点とか、あるいはもう1点は特別委員会の中で、いわゆる町の財政計画なり、起債の償還計画なり、そういったもの

かどうなっているか。そういうところについて、色々ご質問をいただきました。

とりあえず平成28年度の当初予算に計上されました、公共施設津波対策緊急整備事業、あるいは中学校の基本設計業務等々につきまして、今までの予算の執行状況と事業の進捗状況、これについて各課長のほうから答弁を、まずさせていただきます。

○議長（辻井 成人） 防災企画課長。

○防災企画課長（中谷 英樹） 失礼します。

まず津波避難対策緊急整備事業の建設工事につきましては、平成27年度内での執行が困難なため、平成28年度に5億269万9,000円を繰り越しさせていただいたところでございます。

大淀、浜田・八木戸津波避難タワーの建設工事につきましては、6月末に造成工事を完了し、7月から建設工事に着手いたしました。現在は杭打ち工事が完了し、基礎の掘削、配筋、基礎コンクリートの打設と進んでおりまして、早期の完成をめざしているところでございます。

また、津波避難タワーの耐震性につきましては、官庁施設の総合耐震計画基準により学校等の避難所に相当する強度に設定しております。さらに津波の圧力、波の力を算定する中で、柱などの耐圧部材を設計し、津波の加重を上回っていることも確認しております。このことから実際のタワーの耐震能力は大淀、浜田・八木戸ともに必要耐力の1.5倍以上の強度を有していることになりまして、震度7で倒壊しないレベルとなっております。

また、津波の力によって、基礎が転倒しないか、滑って動かないかなどの安全性の確認もしているところでございます。

以上でございます。

○議長（辻井 成人） 教育総務課長。

○教育総務課長（西口 竜嘉） 今年度当初予算におきまして、基本設計の委託料を認めていただきましたが、その実行にあたりましては、特別委員会

での協議を踏まえまして、委託業者の手続きに移りたいというふうに申し上げてまいりました。

9月2日に、第7回目の特別委員会を開催していただきました。その中で委託業者選定の手続きにつきましては、プロポーザル方式で実施したいと考え、実施要領や実施要項についての説明をさせていただきましたが、今後はですね、委員会の中でいただきました、色々なご意見やご提言を考慮し、より実行可能な書式類や、スケジュールを整えまして、再度特別委員会におきまして、ご提示をさせていただきたいというふうに考えておりますので、よろしく願いをいたします。

○議長（辻井 成人） 文化財保存活用監。

○文化財保存活用監（中野 敦夫） 齋宮跡が行っております社会資本整備総合計画の事業、いわゆる歴街事業でございますけど、当初予算におきましては、4億900万円を計上しております。それで、今現在、契約済みの金額ですが、2億5,450万円ということで、契約の執行率が62.2%に達しております。

以上でございます。

○議長（辻井 成人） 上下水道課長。

○上下水道課長（菅野 亮） 失礼します。本年度の下水道工事につきましては、宮川流域関連公共下水道事業として、大字新茶屋、明星地内におきまして、管路施設工事8件と、本舗装復旧工事1件の実施を予定しております。8月末で5件が契約済みでございます。予算額3億6,158万4,000円に対して、契約済額1億4,998万5,000円で、41.5%の執行率となっております。

それから、管路施設工事につきましては、下水道施設の耐震対策指針に基づき設定を行っております。特に推進工事施工箇所や主要幹線等は、直下型地震を想定したレベル2の設計としております。また、下水道工事は他の公共工事等により移設する水道管につきましては、耐震管を布設しております。

○議長（辻井 成人） 文化財保存活用監、耐震基準についても、返答だけしておいてください。

文化財保存活用監。

○文化財保存活用監（中野 敦夫） 失礼します。耐震基準でございますけど、通常の建築基準法に基づいた中で、設計をして、それで進めております。

○議長（辻井 成人） 答弁が終わりました。

再質問はございませんか。

中井議員。

○3番（中井 啓悟） 当初予算に計上された公共施設事業の進捗事業、耐震化について、各課長さんから答弁をいただいたのですが、まず最初の津波避難タワーは住民の皆さんが緊急避難される施設です。耐震化の目標も定められていて、当然といえば当然のことになりますが、いつ何どき起こるかかわからない南海トラフ地震に備えて整備を進めていってほしいと思います。

次に中学校についてなんですが、国の基準では2類、重要度係数1.25と、ちょっと難しい数字なんですけども、大震災後、構造体の大きな補修をすることなく、建築物を使用でき、住民の安全確保に加えて機能確保が図られているものとするとなっており、これから設計に入るわけですので、より安全に配慮したものにしていきたいと思います。

続いて、交流センター、一般のということで、3類というのになるんですかね。一般公共建築物というふうになって、地震規模震度6強以上で大破しない基準となっておると理解するんですけども、先ほど答弁いただきました、通常の建築基準法等は、この理解でよろしいのかどうか。

それと、下水道について、直下型地震を想定したレベル2ということですが、下水道の整備はまだ始まったばかりですので、耐震化率は今のところ100%というふうに理解していいのか。また、農業集落排水事業についても同様ということで理解していいのかどうか、また教えてください。

それと、本年6月4日のそれで、総務産業常任委員会で説明を受けました、

宮川流域下水道事業の大淀地区の整備についても、お聞きいたします。大淀地区は集落内の道幅が狭いところが多く、水道や円錐管が埋設され、道路側溝もあるうえ、砂地であるため、下水管工事でブロック塀の倒壊など、危険度が高まると考えられております。

それら施設の移設及び復旧工事、ブロック塀などの補修、また矢板工事や地下水対策など、地理的要因にも多額の費用がかかると思います。また、東北や熊本の震災では、地震に対する下水道のもろさ、弱点が露呈しております。十分な数の仮設トイレを確保するのが難しく、トイレ難民が社会問題にもなりました。

さらに女性やお年寄りにとって、仮設トイレは精神的、肉体的な負担が大きく、体調を崩される方も多くいたと聞いております。それに対し浄化槽は地震にも強くダメージがあっても、迅速な復旧が可能であり、近年予想される地震への対策としての優位性は非常に高いと聞きます。

先日の新聞紙上で、松阪市長が下水道の整備計画を見直し、浄化槽への転換を検討するということを表明されました。町長は、安心・安全のまちづくりというのを掲げられておりますが、下水道の整備から浄化槽の復旧への転換ということを検討するお考えはないのかどうか、教えていただきたいと思っております。

また、私が質問しなかったんですけども、上水道の管について、厚生労働省によると、全国の基幹水道の耐震適合率は、2014年時点で36%、2022年度までに全国平均で50%の目標を掲げているんですけども、明和町においてそのような計画はつくっておられるのかどうか。それとまた今現在、耐震化の布設替は全体で何パーセントぐらいになっているのか、おわかりでしたらで結構ですので、お答えください。よろしく申し上げます。

○議長（辻井 成人） 文化財保存活用監。

○文化財保存活用監（中野 敦夫） 先ほど説明、ちょっと欠けておりましたけども、交流センターの部分なんですけど、耐震計算についてはルート3

というのを使いまして、震度6強から7という基準で進めております。

○議長（辻井 成人） 上下水道課長。

○上下水道課長（菅野 亮） 私のほうから2点ほどお答えをさせていただきます。

1つ目は、先ほど下水道の耐震化のほうで答弁申し上げました件でございますが、宮川流域公共下水道のほうは、まだ始まったばかりなんですけど、この申し上げました下水道施設の耐震対策指針に基づいて行っておりますので、100パーセントその設計でございます。

農業集落排水のほうですが、こちらは指針になるものが、農業集落排水のほうの指針に基づいた設計になっておりまして、こちらはレベル1の設計ということでございまして、レベル1とレベル2の違いというのが、レベル1は供用期間内に、1度から2度ぐらい起きる程度の地震、レベル2のほうは、何百年に1回というような、阪神・淡路大震災とか、東日本大震災とか、そんな規模のものでございます。

農業集落排水のほうはレベル1の設計ということでございます。

それから、2点目の上水道の管のことですが、こちらは下水道はじめ道路改良とか、そういった事業の中で、布設替をする管については、耐震管を全て布設しておるんですが、その分だけというと、全体から見るとごく一部でございまして、まだ1割に満たない状況かというふうに考えております。

これを全て耐震管に変えていくということが理想なんですけど、また課題なんですけど、そのような年次計画としては、まだできていないということでございます。

以上でございます。

○議長（辻井 成人） 町長。

○町長（中井 幸充） 流域下水道と浄化槽という形ですが、大淀の地域につきましても、ご案内のように宮川流域下水道区域の一番上にあっているという形の中で、実は伊勢市のほうが、いわゆる宮川から大淀に至るまでの

区間の具体的な実は計画がなされておられません。

したがって、全体の計画としてはあるんですが、そこを伊勢市が着手するかどうかということは、非常に今、空白の状況に実はなっております。そういう中でですね、この大淀の地域についての流域下水道計画をどうしていくかということについてはですね、今ちょっと昨年からですね、県並びに伊勢市、それから町としてですね、一応協議の場をもちながらですね、今色々と検討をしているところでございます。

これをですね、今、中井議員が言われるようにですね、浄化槽に全面的に切り換えていくという話になりますとですね、いわゆる最終の処理場、流域下水道の宮川の処理場の計画も影響してくるわけでありますので、ちょっと今のところですね、じゃあわかりましたという、いろんな諸条件を考えて、浄化槽に切り換えていくという返事はですね、ちょっといたしかねますので、今しばらく流域の下水道との、伊勢市あるいは県との調整がどうなるのか、そこら辺のところちょっと時間をいただきたいと、そのように思います。

○議長（辻井 成人） 答弁が終わりました。

再質問はございませんか。

中井議員。

○3番（中井 啓悟） 先ほどの大淀の下水道の件については、その時にまた最良の判断でお願いしていきたいと思います。

それから、水道管が10%いかないということでしたんですけども、これから移設とかの時に、適時変えていただくということで、よろしいかね。よろしく願いいたします。

熊本県益城町では、地震発生から1カ月が過ぎても、総合運動公園の500台分の駐車場が埋めつくされ、目の前にある体育館の避難場に入れない状況で、車での宿泊が減る気配がなかったとのこと。熊本地震では体を感じる震度1以上の地震が、1カ月間で1,400回を超えたということから、被災者の車中泊という選択肢があったこともあるでしょうが、少しでも避難所に

入ってもらえるような公共施設が多くあれば、このような事態にならなかったのではないかと思います。

これは要望になりますが、これから新たに建築する耐震基準上でのその他の公共施設というのには、耐震強度2類まで引き上げておけば、避難所に使えたり、庁舎が使えなくなった時の緊急的、応急的な機能を保てると思いますので、耐震基準を1ランク引き上げるような計画も考えていってほしいと思います。事業費はその分多くかかるんですけども、防災対策の一環として推進していただきたいと思います。

また、既存の公共施設についても、耐震調査をしてから、おそらく10年以上経っておると思うんですけども、耐震診断をまた早急を実施して、災害後すぐ使えるように、耐震改修も進めていってほしいと思いますので、どうぞよろしくお願いします。

続きまして、財政状況についてお聞きいたします。先ほど聞かせていただいた事業を含めた起債償還がどうなるのか。何年後に財政状況が苦しくなるのか、具体的に答弁をお願いしたいと思います。

6月議会の一般質問では、庁舎防災センターと中学校を同時進行で建設すれば、後年後に大きな負担を残すことになり、とてもそのような財政計画は立てられない。また、健全な財政を維持することを基本としたシミュレーションは行っておるんですがということで、庁舎建設を含めたシミュレーションはしていないということだったと思います。

庁舎防災センター同時進行した場合、何年後にいくらぐらいの負担になるのか教えていただきたいと思います。

○議長（辻井 成人） 中井議員の再質問に対する答弁、総務課長。

○総務課長（西田 一成） 失礼します。同時にですね、庁舎と中学校を建設した場合にですね、財政計画がどうなるかということで、6月の時にはまだシミュレーションがきちっとできてないという、議員が申されたような答弁をさせていただきました。

現在、特別委員会のほうで、前回の委員会でも、色々ご意見をいただきまして、町長のほうから次回の特別委員会までにはですね、いわゆる財政計画、シミュレーションをつくってですね、お示しをさせていただきたいということですね、特別委員会のほうで申しあげましたので、その指示を受けまして、現在シミュレーション中でございます。

ただ申しあげられることはですね、やはり起債に頼らざるを得ないという中で、その起債の償還につきましては、同時に借りたという形になりますと、色々な種類があるんですが、3年間据置があるとすればですね、4年後からですね、元利均等になりまして、それからおそらく10年ぐらいはピークの期間が続くのではないかというふうに考えておりますが、今、申しあげましたように、次回の特別委員会でお示しをするというお約束をさせていただいておりますので、もうしばらくお時間をいただきたいと思います。よろしくお願ひします。

○議長（辻井 成人） 答弁が終わりました。

再質問はございませんか。

中井議員。

○3番（中井 啓悟） 先ほど特別委員会でご報告させていただくので、もう少しお時間をとということでしたんですけども、そういった関係資料、前々から4月とか6月の委員会でも、色々お願いしとるところあったと思います。それから数カ月の間もですね、施設の老朽化は進んでいきますし、また整備も遅れていくことになります。冒頭にも申しあげたように、地震はいつ何どき起こるかわかりませんので、町民の皆様の命と財産を守るためにもということにもつながると思いますので、早急な資料提出をお願いいたします。

それとですね、私が質問させていただいた内容として、庁舎、中学校を同時着工した場合、どの時期にどのぐらいの起債の償還になるかということなんですけども、大まかにでもよろしいので、その点だけお答えいただくことできませんでしょうか。まったくの予想も立てられていということでしょう

か。

○議長（辻井 成人） 中井議員の質問に対する答弁、副町長。

○副町長（寺前 和彦） 今現在、計算中という作成中ということでございますけども、特に中井議員のほうから、庁舎と中学校を同時にやったらどうなんやというお話をいただいたんですけど、まだ確たる数字ではございませんのですけども、全体的な例えば中学校ですと体育館も引つきますし、庁舎ですと消防も引つきますけれども、単純に庁舎防災センターの建物と、それから中学校の校舎だけ、これをちょっと試算を、この間ちょっとさせていただいたんですけども、その数字は、だいたい返済額ですね、返済額で中学校では約1億円程度の返済額、それから、庁舎についてはですね、1億3,000万円ぐらいの返済額になります。

庁舎はですね、先ほど総務課長が言いましたように、中学校は3年据置の25年返済ぐらいでいくわけで、こういう金額で済むんですけども、庁舎については10年返済という部分がございますので、額的には少し庁舎のほうの借入額は少ないんですけども、返済期間が短くなればなるほど、単年度で返す金額が増えてくるということで、庁舎それから学校校舎だけですけども、それをやると2億3,000万円程度の毎年返済がかかるということでございます。

これだけ公債費が一気に増えますとですね、必ず建設終了から3年後には、こういう波が必ずきますので、その時に2億3,000万円が全体予算枠の中で、どう対応できるのかということ、今の予算、あるいは決算からみると、私が客観的に見るとですね、非常に厳しいものがあるんじゃないかというふうな解釈をしております。

よろしく申し上げます。

○議長（辻井 成人） 答弁が終わりました。

再質問はございませんか。

中井議員。

○3番（中井 啓悟） 単純計算で、2つ合わせて2億3,000万円ということで、現在比べてそれだけ増えることになるんですけども、どこかで節約すれば何とかできるのではないかという考え方も、またあると思います。このことにつきましては、最後の質問の今やるべき公共施設整備の時に言わせていただきますので、よろしく願いいたします。

それでは、続きまして、中学校の整備についてお聞きいたします。9月2日で開催された特別委員会では、中学校建設工事の基本設計業務を、プロポーザル方式で業者を決定し、その後、随意契約していくとの説明を受けましたが、その後の実施設計からの手順についても、教えていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（辻井 成人） 中井議員の再質問に対する答弁、教育総務課長。

○教育総務課長（西口 竜嘉） 失礼します。中学校の校舎のみのスケジュールで申し上げますと、順調に基本設計の業者選定が終了いたしました後にはですね、基本設計の業務に入りまして、その完成が約5カ月、あるいはもう少しかかるかと思いますが、程度かかると考えております。その後、実施設計の委託業者の選定となってまいるわけですが、その一方でですね、役場の庁舎建設にあたりましては、国の補助採択が必要であると考えております。

設計業務と並行いたしまして、補助申請事務というのを進めてまいらなければなりません。これらのいわゆる設計業務及び補助申請手続が順調に推移をしまして、建設工事に対する国の補助が、平成30年度に決定をすると仮定をいたしました場合、校舎の建設工事には、約2カ年を要しますので、30年、31年となりまして、完成は31年度の後半に、早くても31年度の後半になるというふうに考えております。

以上です。

○議長（辻井 成人） 答弁が終わりました。

再質問はございませんか。

中井議員。

○3番(中井 啓悟) 実施設計の委託業者の選定という、このことについてもう少し具体的に詳しく答弁をお願いしたいと思います。例えば実施設計についても、基本設計と同じようなやり方をするのかどうかなど、そこら辺りのことをちょっと詳細に教えていただきたいと思います。

○議長(辻井 成人) 中井議員の再質問に対する答弁、教育総務課長。

○教育総務課長(西口 竜嘉) 現在はですね、基本設計の業者選定にかかるプロポーザルという形で、特別委員会での説明をさせていただいております。その後、当然実施設計という業務が入ってまいるわけですが、これにつきましては、いまだどういうふうにしていくかということもですね、説明はさせていただいておりません。

今後ですね、その特別委員会の中でですね、そういうことも議題としてですね、取り上げていく、提案をさせていただくというふうに考えておりますんで、この場での答弁はちょっと差し控えさせていただきたいというふうに思います。

○議長(辻井 成人) 答弁が終わりました。

再質問はございませんか。

中井議員。

○3番(中井 啓悟) まだ決まっていないということですね。それでは、まず当初予算で計上された、予算の算定基礎についてお願いいたします。通常設計費というのは、ほとんど人件費に積み上げになると思いますし、相場として、概算事業費のだいたい5%前後というふうに言われておるんですけども、その辺りはいかがでしょうか。

○議長(辻井 成人) 中井議員の再質問に対する答弁、教育総務課長。

○教育総務課長(西口 竜嘉) 中学校全体の概算工事費というのはですね、今までの特別委員会の中で、本当に仮の中で算定をさせていただいております。数字はちょっと一人歩きするとあきませんので、この中では申し上げら

れませんが、その勘案した上で、実は技術センター、三重県の建設技術センターにもですね、その妥当性を評価していただきまして、3,800万円という額をですね、はじき出させていただいておりますので、ご理解をお願いいたします。

○議長（辻井 成人） 答弁が終わりました。

再質問はございませんか。

中井議員。

○3番（中井 啓悟） 庁舎、中学校もありますけども、中学校整備を先行させているように見えているんですけども、先ほど答弁いただきました。早くても31年度後半の完成ということで、問題を先送りしているようにも思いますし、それにより影響しているのが庁舎整備、それが割を食っているのかなというふうにも感じます。また、今月2日の特別委員会で、みょうじょうこども園の実績のことも言われておったんですけども、中学校の概算事業費の規模と比べれば、5分1ほどの事業だったと思います。何故、基本設計をプロポーザル方式としたのかについて、ちょっと疑問が残るんですけども、次の質問に移らせていただきます。

続きまして、庁舎整備についてお聞きいたします。あまりにも庁舎の建設をどうするのかの判断が遅すぎないでしょうか。4月14日に発生した熊本地震では、5市町が庁舎機能を失い、使用停止に陥ったことから、庁舎の耐震化がクローズアップされ、行政機能がマヒしたことで、特別委員会でも庁舎整備の意見も出始めたところでは。

議会側でも執行部が変わって、プレハブで庁舎を建てたらどうか。リースで建てたらどうかなど、さまざまな意見が出ております。町長はどのようなお考えをお持ちなのか、お聞きしたいと思います。

○議長（辻井 成人） 中井議員の再質問に対する答弁、町長。

○町長（中井 幸充） 正直なところはですね、庁舎を先にするか、中学校を規定路線でいくか、そのところで実は迷っているというのが、現実の話

です。今、副町長が申しあげましたように、プラス2億円、これをしばらくの間、10年以上続けていかなければなりません。それに加えて、先ほど来、進捗状況等おっしゃっていただきましたが、歴街、そして下水道、そういったものを全て、こう並べて見た時に、建てようと思えば、実は建てられないことはない、それは財政状況で一借で借りてですね、対応は一応はできるわけではありますけれども、いわゆる後年度負担、そういった起債の返還ですね、今、庁舎とそれから中学校で2億円という話をさせていただきましたが、まだまだ下水道もありますし、いろんな事業が実は目白押しで並んでいるわけがありますので、私としてはですね、じゃあと言って建てることについては、一代賄えてもですね、後年度負担の中で、平成30年とかあるいは35年とか、そういったところの財政見通しがですね、5年、10年後どうなるのかというのを、今、実は財政のほうでそういった事業を全て並べて、1回どいう形になるのかということ、今、財政で検証という用語がありますが、一度並べてみてくれと。

その上でですね、どういう形で事業を並べていったらいいのか、大淀の小学校も控えているわけがありますし、防災対策の津波避難タワー、あと4基はこれはどうしてもやっていかなければならないと。そういった中でですね、どこまで踏ん張れるのかという状況の中ではですね、いろんな方法を考えていかなければならないだろうと。

例えば中学校、着手するにしてもですね、一、二の三で全部の施設をやっていくのか。あるいは3カ年なら3カ年計画の中で、順次古い校舎のところから建て替えてやっていくのかですね、庁舎についても、1つはもう移転先はもう決まっているわけですが、最悪の場合、例えば防災センターだけはきちっとまず第1段階としてやっていくとかですね、それから、もう1つは今日の北岡議員の一般質問もありましたけれども、もし万が一の場合の対応策を、まず代替の庁舎のといったようなことも考えながら、どういう順序で並べていったらいいのかというようなことを、今、皆さんに特別委員会

でお示しする前にですね、やっぱり我々としてですね、しっかりとそこら辺の見通しをですね、100%立てるというところまでは、いかないかもわかりませんが、ある程度ですね、やはり見通しを立てて、提案を申し上げたいと思いますので、私として、今の時点でどちらが優先、どちらが後回しというようなことをですね、ちょっと今、考慮中ということで、ご理解いただきたいなと思います。

ただ、皆さんからご指摘を受けておりますのはですね、中井議員もご心配いただいておりますが、熊本の地震で庁舎が潰れた、あとどうなるんやというような町民の方からもですね、ご指摘をいただきます。従って、庁舎を早うやれと、中学校は正直申し上げて、耐震工事ちゃんとしてあるやねえかと、そういう中では保つではないかと、壁面は落ちててもですね、建物自体はぶっ壊れるということにならんだろうと、そういうようなことの中でですね、庁舎を先へやれと。それは町民2万3,000人を前提にした庁舎の建築であるということも踏まえてというようなご意見もですね、実はいただきますし、逆に中学校の親御さん、小学校の親御さんからは、安心して子どもたちが教育できる、そういう環境整備、それを早くやれというようなご意見も一方でいただいております。

従って、最終結論を引き延ばすということではありませんけれども、いずれにしましても、近い内にですね、どちらかの方向づけをしていかないと、これはズルズルという形だけは、私もとりたくありませんので、財政のシミュレーションがある程度できた時点で、皆さん方にお諮りをしていきたいと、そのように考えています。

○議長（辻井 成人） 答弁が終わりました。

再質問はございませんか。

中井議員。

○3番（中井 啓悟） 先ほど町長、色々言われておったんですけども、先ほどの答弁全体を含めて、もう少し早くできたということも、僕はちょっと

感じます。

最後になるんですけども、今やるべき公共施設は何なのかにつきまして、先ほど副町長からもご答弁ありました、2億3,000万円ぐらいかかるということでした。今年度、全町自治会長会の地区質問への回答では、財政が厳しく理解を願うと、この言葉をよく耳にしました。

また、明和中央線や広域圏道路、本郷勝見第2線などの町道全般の整備の遅れについても、同様の財政が厳しいため事業化が遅れているとのことのお話です。財政が厳しいのなら、どの事業を優先して、どの事業を節約して我慢するか考える必要があると思います。

斎宮跡関連の事業については、これからの観光振興を考えてやらなければならない事業であると理解はします。しかしながら、歴史まちづくり事業で、国からの補助はあるにしろ、町の一般財源を使っているというのが現状だと思っています。

また、本日の一般質問にもありましたが、三重国体ソフトボールのグラウンドの用地取得や、その整備について、今ある施設を利用して開催することもできるとおっしゃっておりました。仮にできない場合は、大仏山公園の野球場、伊勢市の野球場を使わせてもらうということも可能だと思います。

国からの補助がとれただけあったとしても、ない施設を建てて、その後の維持管理の費用は町単費で賄うことになります。ないのであれば、他の市町を頼って施設を借りるなど、知恵を絞って工夫をし、節約すればすむことだと思います。皆さんはそうしておると思います。他の事業とのバランスを考えて進めていく必要があると同時に、工夫、制約をして確保した財源を、今、必要な公共施設整備、下水道整備、道路整備など、多くの町民の皆様に関わりの深い整備に、財源を回すことをしなければ、いつまでたっても、財政が厳しく理解を願うという、この言葉を私たちは聞かなくてはなりません。

まず優先すべきは、町民の皆様の命と財産を守ること。そして、今やるべき公共施設整備は何なのか、これは私にとっての課題でもあります。

今後、各課の事業の進捗を見守らせていただく中で、新たな疑問が生じた際には、再度質問させていただきます。

これで、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（辻井 成人） 以上で、中井啓悟議員の一般質問を終わります。

12番 奥 山 幸 洋 議員

○議長（辻井 成人） 6番通告者は、奥山幸洋議員であります。

質問項目は、「まちづくりについて」の1点であります。

奥山幸洋議員、登壇願います。

○12番（奥山 幸洋） 議長より登壇のお許しをいただきましたので、事前通告にしたがいまして、質問いたしますので、よろしく願いをいたします。

1番目は、高齢者の在宅支援生活についてであります。明和町総合戦略の共に支えあう地域福祉と健康のまちづくりの中でも、取り組みについては言われております。明和町高齢者介護に関する、平成24年3月の調査報告書によりますと、在宅介護者で今後の介護についてで、ご本人は今後どのように介護してほしいとお考えですかの問いに対して、ホームヘルプやデイサービスなどの在宅サービスを受けて、在宅で生活をしたいということが、45.2%でもっとも多く、わからないが18.4%、特別養護老人ホームや老人保健施設などに入所したいが15.2%と続いております。

また、行政が行う高齢者施策で、特に望まれるものは何ですかの問いでは、在宅サービス、ホームヘルプサービス、デイサービス等の充実が47.5%と答えた人が最も多く、次いで施設のサービス、特別養護老人ホーム、老人保健施設等の充実が40.0%と続いています。

第1号被保険者のこれからの高齢者介護についての中での、今後もし介護が必要となった時に、どのように介護してほしいとお考えですかの問いでは、ホームヘルプサービスやデイサービスなどの在宅サービスを受けて、在宅で

生活したいと答えた人が36.7%で最も多く、次いでわからないが23.4%、特別養護老人ホームや老人保健施設に入所したいが20.01%と続いています。

行政が行う高齢者施設で、特に望まれるものは何ですかの問いでは、在宅サービス、ホームヘルプサービス、デイサービス等の充実が39.1%、また、施設サービス、特別養護老人ホーム、老人保健施設の充実が30.5%と続いております。

平成26年度の私の3月でしたが、一般質問での夜間の訪問介護を聞いておりますが、町民が望むサービスの充実には至ってないと考えますが、今後の取り組みについて、お伺いします。

また、最近言われております高齢者が自宅で看取られる時に、家族側に看取りたいという気持ちがあっても、24時間サポートの不十分さから、安心した在宅看取りの現実は厳しいと、私も考えるわけですが、町の取り組みについて伺います。

最初の高齢者の介護については、こちらのほうで高齢者介護のパンフレットをつくってもらっております。この中で最初の1番目の設問のほうですが、制度はあるんですね。ですけど、明和町ではまだ取り組まれてないと思います。ですので、こちら辺のところでお答えをお願いしたいと思います。

○議長（辻井 成人） 奥山議員の質問に対する答弁、町長。

○町長（中井 幸充） 高齢者の介護についてのご質問をいただきました。

1つは、私もそうなんですけども、団塊の世代が後期高齢、いわゆる我々の世代が75歳以上になる2025年、平成37年までの間にですね、この医療介護、こういったものが非常に増大するであろうと、そういう中でその対策をですね、きちっとつくっていかなければならない。体制をつくっていかなければならない。これが単に明和町だけではなしにですね、国県含めた体制づくり、これが求められるところがございます。

今回色々のご質問をいただきましたけれども、我々といたしましては、この施設整備、これがなかなか追いついていかないというのが、今の現状かな

と、そのように思います。ご質問の中にありました24時間体制、これにつきましても、希望は確かにあるんですけども、事業者として整備ができてい
るのかどうか、そういった面についてですね、なかなかやる事業者が、この
明和町、あるいはこの近辺ではないといったようなことの中でですね、今
後の体制として、そういった点、不足する分、そういったことをですね、十
分に考えていかなければならないと、そのように思っておるところござい
ます。

地域包括ケア、新しい総合のこういったケアシステムの構築を、今、国の
ほうでも言われております。一重に施設整備だけでは追いついていかない、
そういう現状が見通せるわけでありますので、医療、介護、予防、住まい、
生活支援、それらがですね、一体となってサービス提供できる地域包括ケア
システム、これらの構築をここ数年の間にですね、きちっと体制を整えてい
くことが、先ほど来、言われた住み慣れた地域で、安心して生活できるよう
な、そういう体制づくりに、これから取り組んでいかなければならない、そ
のようにまず考えているところでございますので、少し答弁にならないかも
わかりませんが、大きな高齢者の介護の問題として、これから捉える中で
ですね、さまざまなご意見を伺いながら、この地域包括ケアシステムの構築を
図ってまいりたいと、そのように考えております。

○議長（辻井 成人） 答弁が終わりました。

再質問はございませんか。

奥山議員。

○12番（奥山 幸洋） ありがとうございます。

私も再三申し上げておるわけですが、要介護やその家族は生活に安心をし
たいというふうなことを求めているわけですが。施設に入所すれば、施設の介
護の職員とか、専門家の方がみえて、援助をしてくれるということで、家族
の方の安心が得られるというふうに考えます。

このようなことからですね、特別養護老人ホームなど施設入所の希望は多

いわけですが、しかしながら、ただいま示したデータによりますと、それ以上に在宅で生活をしていきたいという要望は、統計的なデータとして出ておりました、要望が強いわけです。

加えて施設入所の申し込みも多くですね、そもそも入所もなかなか直ぐにはできないというふうな状況です。前回、私が以前質問から主張させてもらっておりますが、在宅にいても安心して要介護や家族の生活ができるという環境を整えていくことは、行政のやっぱり取り組みの責任であるというふうに私は考えます。

そのようなことから、町民が望むサービス、在宅サービスの充実には至ってないと申し上げたいと思います。平成26年の3月にこのような質問をさせてもらった時に、町長さんは利用する方の掌握をしていきたいというふうなことで、ご答弁をいただいております。この後、どのような取り組みになったのか、お聞かせをいただきたいと思います。

○議長（辻井 成人） 奥山議員の再質問に対する答弁、町長。

○町長（中井 幸充） 先ほども申し上げましたが、施設整備だけではとてもこれからの高齢化社会の高齢者を、介護、医療サービス、そういったものが提供できないということは、もう目に見えてわかるのではないかと。そういうことを踏まえて、国のほうも先ほど申し上げましたように、包括ケアシステムという形で、色々な職種の方が連携して、対応をと、そういう体制づくりということで、今、一生懸命取り組み始めたところでございます。

これは実は1つの資料でございますけれども、実は明和町もですね、このここに書いてございます、他職種の連携という形で、在宅医の皆さん、それから施設の皆さん、それから薬剤師、歯科、デイサービスとか、色々な方々の実際に現場でですね、このなんていうんですか、患者さんとか、高齢者のことを扱ってみえる、こういう現場の方にお寄りいただいておりますね、これからのこういった包括ケアシステムをどう構築していったらいいのかという意見交換は、実はこの7月19日に中央公民館のほうで開催をさせていただきま

した。

その時にですね、一番の中心になるのは、やっぱりホームドクターと申しますか、かかりつけ医ということで、町内のできたらですね、お医者さんをそれぞれの高齢者の皆さん、つかんでいただくという大変ですが、そういったことをきちっとまずはやって欲しいと。

それから、そのかかりつけ医さんの、なんていうんですか、指導という用語弊がありますが、助言とか、そういったもので、どういうサービスを在宅で使っていくか、そういう形をですね、やはりケアマネージャーさんとか、あるいは施設の皆さん方とかですね、そういった方々とその人の、なんていうんですか、ケアプランをきちっと立てながら、先ほど言われたようにですね、家族におんぶをするのではなしに、それですと以前この介護保険制度ができる以前の状態に戻ってしまいますので、それでは何のために介護保険の制度をつくったのか、わからないわけでありますので、我々としてはこういった他職種連携の体制づくりにも、今、始めたばかりであります。

今はまだまだ、じゃあと言って、この方のケースでどういうふうにというところまではいってはおりませんけれども、先ほど奥山議員がご質問いただきましたように、なるべく在宅でですね、面倒というか介護を、あるいは医療、そういったものがですね、生活支援が受けられるような体制づくり、これをめざしてですね、これから平成29年、30年に向けてですね、やっていきたいというふうに考えておりますので、今しばらく時間をいただく中で、我々としてはいろんな人たちに呼びかける中で、体制づくりをやっていきたいと、そのように思っています。

○議長（辻井 成人） 答弁が終わりました。

再質問はございませんか。

奥山議員

○12番（奥山 幸洋） ありがとうございます。

24時間対応とか、夜間の訪問サービスですか、それについてはですね、鋭

意努力をしていただいでですね、今後、取り組んでいただくような形で、計画を進めてもらいたいと思います。

それで、ニーズについてはあるということも、町長さんも十分ご認識ですので、アンケートだけじゃなくてですね、実際に在宅生活、支援に、これは先ほど言われたな、すいません、よろしいです。それで、先ほどの意見は、看取りにもつながっていくと思います。

それで、私も先ほど7月に言われまして、医療と介護の他職種連携の会議というのでですね、だいたい言われた事業所さんとか、施設の長さんとか、歯科医さんとか、お医者さんが出られて、そういうところのこのお話を聞くことができました。

それでいくとですね、お看取りになったのが、そういう意見で本人の支援に関するこの項目の中ではですね、在宅の希望者が多いということに驚いたということで、世間で言われていますのは、実際には難しいんで、80%ぐらいの人が在宅で生活をしたいと思ってみると。本人さんのそれなりの覚悟もいるわけですけども、それと、家族への支援に関することではですね、家族側に看取りたいという気持ちがあっても、知識のなさや、24時間サポートの不十分さからくる不安を取り除く活動をしていかなければ、在宅看取りの普及は難しいと、これは専門の方のご意見なんですけども、そういうふうなご意見もあった。

それから、住民啓発のところではですね、これは看取りが非常に私は多かったもんで、今回、取り上げさせてもらったんですが、世間の理解を深めるには、町長も言われましたが、医師の協力が大きいのが、医師だけで看取りをするのは大変難しいというようなことも意見がございました。社会支援に関することでは、24時間看取りができる医療体制と、地域資源が必要というふうなことも言われております。

それで、その他としては、親は家でみたいというふうな声もたくさん聞いておるといふふうなことでございました。

この町長が先ほど言われました、2018年度からという話でスタートするという、この医療の計画と開業需要の計画がスタートするということを言われたんやと思います。そんな中でいくと、厚労省がですね、今言っておりますのが、この計画についてですね、計画策定に関する整合性の確保、また、区域や人口推計などの基礎データの検証、一体的な作成のための自治体協議の連携の在り方というのを、3つ言われております。

在宅医療の推進、在宅医療と介護の連携の推進、退院時に備えられた切れ目のない医療、介護提供体制、医療職、介護職が連携した居宅での看取り、他職種による連携が必要やというふうなことも調整してかないかと言われております。

3番目のが非常に大事と言われておりまして、医療、介護連携の核となる人材、専門職や関係医療機関を有機的に結びつけられる人材、医療、介護提供者に、地域包括ケアを担っている一員と実感できる環境づくりを先導していく人材が大事やということが言われております。特にこの3のところではですね、もっともごく出たのは、この医療介護の連携ですけども、介護支援専門職員や介護福祉などであるといった主張ですということでございます。

それで、更には核となる人材、自治体職員にも焦点が合わせられとるということで、自治体により連携の意識などの大きな差があるということで、自治体職員の教育、研修も重要であるといった指摘もなされております。

それで、制度、仕組みをつくるだけでは、高齢者一人ひとりに適切なサービスを提供できないと指摘し、現場を見ることが重要と訴えています。医療と介護の結びつき実現についての役割、訪問介護の重要性も強調されております。

このようなことで、先ほども出ていましたけども、2025年には3人に1人が75歳になるといったようなことで、このようなことが言われておるわけですけども、今後のこういうふうなことで、看取りというのは非常に難しいと思うんです。ここら辺の考えについて、お聞かせをください。

○議長（辻井 成人） 奥山議員の再質問に対する答弁、町長。

○町長（中井 幸充） 在宅でのお家での最期、終末を迎えるということについてはですね、多くの方というよりか、誰しものが生まれ育った家ですね、最期を迎えるというのが希望であろうと、そのように思います。

ただ、今の状況をみますとですね、病院とかあるいは施設で終末を迎えるという人が、大半であろうというふうに思われます。それは何故かという、先ほど来ご指摘いただいておりますように、お家での介護とか、あるいは医療、そういったものがなかなか在宅では難しいという、今の状況です。奥山議員がご指摘がありましたように、24時間体制の中で、どれだけそのご両親なり何なりにですね、付き添えるかという、家族の方は非常に大変だというふうに思いますし、現在の状況の中で、先ほど言いましたけども他職種の皆さん方が、どれだけそこへ関われるかという、そういう体制も正直なところまだ確立をされておられません。

そういう意味では非常に難しい取り組みだというふうに、私は思っております。正直なところお家で最期、終末を迎えることができれば、それはそれで越したことがないんですけれども、終末を迎える時期になりますと、いろんな医療とか、それから介護とか、そういった手立てがどうしても必要な状況になってくるわけでありますので、そうすれば家族だけでは到底、面倒が見切れない。その時に先ほど申し上げましたような体制が整った上でこそ、我々が今理想とされる、そういった介護サービス、あるいは医療サービスが提供できると、そういうふうに思いますが、これは体制だけではなしに、先ほど来、言われました、この人材の育成もですね、大いに関わってくるわけであります。24時間の朝の午前3時とか4時とか、そういったところですね、動いていただけるスタッフの養成とかですね、そういったものも一方できちっとつくっていかなければならないという、そういうことを色々考え合わせますと、正直なところ、口で言うのは簡単なんですけども、24時間体制でこういった地域包括ケア、この体制がつくれるかどうかというのは、非常

に難しい大きな課題であるというふうに、私は受け止めております。そういう意味で、体制づくりもドクターや、そういったところに協力を求めながら、一方でやはり人材の育成というところについてもですね、関係者の皆さんと話をしながらやっていかなければならないと、そのように思っております。

いずれにしてもですね、大きな課題であることは間違いがないわけにありますので、この構築に向けてはいろんな手立てをですね、やっぱりきちんとやっていかなければならないと、そのように考えております。

○議長（辻井 成人） 答弁が終わりました。

再質問はございませんか。

奥山議員。

○12番（奥山 幸洋） ありがとうございます。

この項については、ちょっとこれだけ聞いていただいて、次へ移りたいと思うんですが、今日の伊勢新聞でもですね、在宅死12.7%横ばいというふうなことで、町長も見られたと思いますが、厚労省が8日に発表した2015年度の人口動態統計、確定数によると全死亡者のうち、自宅で亡くなった在宅死の割合は12.7%、前年12.8%とほぼ同じ水準であったと。

病院や療養所で亡くなる人の割合は76.6%、前年より0.7ポイント減少と、老人ホームなどの施設での死亡が0.8ポイント増の8.6%であったと。政府は住み慣れた場所で、最期まで暮らせるよう在宅医療を進めていると。施設での看取りは徐々に浸透しているが、自宅での看取りは思うように広がっていないのが、実情が浮かび上がったと。

年間死亡者数は全国で129万4,444人と戦後最多、1950年ごろには約80%を占める方が、在宅死の割合であったというふうなことが言われています。70年代半ばに病院・療養所と逆転して、2006年には12.2%まで落ち込み、その後、12%代で推移しているということです。

もう1つ厚労省が言うておりますが、死亡場所の希望としては、内閣府の2012年の調査では、55%の人が自宅と回答しておったということでございます。

す。介護者の方、その家族の方とか、この人たちを支える介護サービスの事業者の方、さまざまな関係機関、行政も含めてですが、関係者の方たちの声を聞いてですね、それらを町政に反映して一層の介護事業の充実をお願いして、これを終わらせていただきたいと思います。

次に、主要幹線道路の整備についてでございます。明和町第5次総合計画後期基本計画で、町の将来像として、歴史・文化と自然が輝き、快適でこころ豊かな「和」のまち明和として、快適で機能的なまちづくりの生活基盤のところで、道路網の整備がうたわれております。

また、明和町まち・ひと・しごと創生人口ビジョンは、27年12月に作成され、これは明和町の総合戦略において、町における実施に向けての施策を企画、立案されております。この中で明和のめざすべき将来の方向として、基本方針が示されております。町の特色を生かしたまちづくり、時代にあった地域づくり、安心な暮らしを守るとともに、地域と地域を連携の基本方針は、この中で、道路整備による地域の連携、町内道路の整備の要望は依然として多く、地域と地域をつなぐアクセスのほか、安全対策としての改良も含めて実施し、安全なまちづくりを推進するとあります。

私はまちづくりの安心・安全のまちづくりは、道路整備が最重要であると考えます。町内の主要幹線で、南北には中央線、広域圏道路、明星59号線で、東西には大淀役場本線、国道23号線、県道伊勢小俣松阪線につながれている状況で、特に課題となりますのが、中央線では近鉄線があり交通の支障となっております。ほかでもネットワーク、道路の幅員、歩道等を含めた道路整備の計画、中長期的なビジョンの計画について、お伺いします。

町のマスタープラン、心の豊かさが実感できる多様な生活空間が、町がしたまちづくりということで、これでこの幹線道路がうたわれておるわけですが、これでかなり具体的には書かれておるんですけども、このようなことの中で、先ほどの質問について、町長のお考えをお聞きいたします。

○議長（辻井 成人） 奥山議員の質問に対する答弁、町長。

○町長（中井 幸充） 道路整備計画の中期計画、中長期的な計画というお話をいただいたわけでありますが、ご指摘いただいた幹線道路が明和町の主たる幹線というふうに、我々も位置づけておるところでございます。先ほど奥山議員がお示しいただきました都市計画マスタープラン、それから、明和町の総合計画、そういったもので国道23号や鳥羽松、あるいは明和中央線、それから、広域圏道路、この役場前の坂本大淀線、こういった道路がですね、中心となるわけでありましてけれども、大きくはですね、これから新しい道路という形になってきますと、どうしても整備をやっていかなければならないのは、ご指摘がありました明和中央線、これをやはり中長期的にですね、きちっと捉えた中で、整備計画を立てていかなければならないと私はそのように思っておるところでございます。

これはただですね、先だっても6月議会に、北岡議員のほうから明和中央線の整備はどうなっているんやというようなご質問をいただきました。なかなかですね、この財政的に非常に厳しい、これを言うとまた叱られますけれども、部分がございます。ましてや担当課長のほうからも報告をさせていただきましたが、近鉄との交差、これをどうしていくかという大きな課題が実はございます。

ただ、だからといってそれを避けて通るわけにはまいりませんので、次の整備計画の中にはですね、それらも含めた考え方をですね、打ち出していく必要があると、そのように思っております。いずれにしましても、明和中央線がですね、やはり明和町の幹線道路になると思います。中央を走り、その両サイドが段々、段々開けてくる、そういう状況にあるわけでありまして、これを避けて通るわけにはまいりませんので、早急に明和中央線の考え方、それらも内部で検討させていただく中で、皆様方にその1つの考え方をご披露申し上げて、ご理解をいただく中で、道路整備事業を進めてまいりたいと、そのように思います。

○議長（辻井 成人） 答弁が終わりました。

再質問はございませんか。

奥山議員。

○12番（奥山 幸洋） ありがとうございます。

明和中央線につきましては、27年度中でありますけども、明和の広域消防本部ですね、ちょっとデータをとってみました。1月から12月まで救急件数がどれだけあったのかということで、お聞きをデータを調べてまいりましたら、1,459回、出動したと、1年間です。

それで、明和中央線を通して、斎宮のほうへ踏切を渡ったというのは、何回あったんでしょうかと聞いたら、248回あったと。それで、最近、上野に明星59号線というのができて、そちらのほうもよく通ることですので、それは156回あったということで、火災が8件あったと。8件あったんですけども、中央線は通ったのはなかったと。それで、上野59号線は1回、近鉄を横切りましたということで、やはりこれだけありますと、私も消防団とか色々経験をしてきたんですけども、何とかすると火災は初期消火で3分が大事やと言われておるわけですけども、なんせ4本ぐらい近鉄で止まっていますと、5分近く待つてしまうということになると、これは非常に生命・財産を守られないというふうなことにもなりますので、これは例えば一例ですけども、そのようなことがありますので、この町長が言われたように、この取り組みについては、中長期的な計画をやっていくということをお聞きしましたので、是非ともこれは早急に進めていただきたいと思います。

それで、町道がたくさんありますので、このマスタープランにですね、目標年次とか、色々基本的な考え方が書いてあるわけですけども、概ね20年先における明和町の在り方を考えてみようということで、マスタープランに書かれております。概ね10年ごとに見直すということをおかれておまして、策定年次が平成22年で、見直し年次が32年と、それで目標年次は42年やというふうに書かれております。これで、22年からちょうど5年ぐらい経過したるわけですけども、この中で特に見直されたというようなことは、あるんで

しょうか。そういうことがあれば、ちょっとお聞かせ願いたいと思います。

○議長（辻井 成人） 奥山議員の再質問に対する答弁、まち整備課長。

○まち整備課長（堀 真） すいません。このマスタープランに基づかさ
せていただいておりますね、させていただいておりますということになりますとです
ね、広域圏道路、イオンの前からですね、歩道を設置させていただきまして、
この計画に基づかさせていただいて、実施をさせていただいております。ほか
にも済生会病院の前の道をですね、この中で記載させていただいております
が、それを実施させていただきまして、本年につきましては、本線だけでご
ざいますが、完成をさせていただくと、そういうことの中で、このマスター
プランに基づかさせていただて実施させていただくのが、実情でございます。

○議長（辻井 成人） 答弁が終わりました。

再質問はございませんか。

奥山議員。

○12番（奥山 幸洋） ありがとうございます。

広域圏と済生会病院ということで、お聞きをいたしました。それで、町長、
予算のことも言われて、非常に大変なこともよくわかるんですが、私はこの
道路整備というのは、非常に重要やと、みな横並びで重要やと思います。そ
やで、まちづくりしていくには、やはり道路整備をやっぱりきちっとやらな
いと、都市計画のほうも進んでおるわけですので、思います。

それで、色々たくさん書かれておるのですが、特に課題としてですね、
書かれておるのが、明和中央線全線、中央線が課題として検討していくとい
うことで、ここに書かれております全線二車線、歩道付きの規格とし、近鉄
山田線に対しては立体交差とすると。都市計画決定と一部の推進ということ
で、そのような考え方がこれでは書かれております、取り組みが。

それで、県道鳥羽松線につきましてはですね、交差点改良及び道路の設置
の検討と、前野川尻線と、国道23号以南の区間と既存、明示されております。
それで、拡幅、歩道の設置などの整備、町道坂本前野線、拡幅歩道設置など

の整備を検討する。県道南藤原竹川線、こうやって書いてもろてあります。

集落地を迂回する拡幅、線型の変更、整備促進を検討というのは、県道多気停車場斎明線、県道南藤原竹川線と一体的な道路整備の検討。町道斎宮池明和多気線、広域圏農道道路整備事業による整備というような形で示されております。

それでですね、ちょっと伊勢市のほうへ行かせてもらいました。当然、上位計画はあるんですけども、伊勢市さんは平成24年3月にですね、伊勢市道路整備プログラムというのをつくられております。これも向こう概ね10年です。3年ごとに見直しをやっていくということで、進められておりまして、かなり具体的に取り組みが書かれております。

このやはり大事なのが、どれを一番先に取り組んでいくかという考え方も示されております。整備の時期の設定においては、整備の重要度を踏まえ、財政を考慮した上で、各路線の整備時期の考え方を示しますというて、書かれております。

それで県道整備の時期については、三重県が平成23年6月に策定した、道路整備方針において、3年間の事業実施箇所や事業整備検討を示す、道路事業計画が示されておるということで、この中で取り組んでいくということでございます。

それで整備の重要度の設定についてはですね、総合評価が高い区間について、将来、投資可能資金や実施事業量などから、前期着手路線、着手検討路線に分類しますと。また総合評価が中低の区間は、事業が事業期間を定めない、未着手未定路線としますというふうな表現がされております。

今後の財政見直し運営であるため、あくまでも目標とし、3年ごとに検証行い、見直しをやっていくというふうなことが言われておるわけですが、このような伊勢市さんとなると、かなり具体的な整備計画が進められております。先ほど中央線については、私も早期なそういう計画をしていただきたいと思いますと思うんですが、一番大事なこの全体の計画については、松阪市はこういう

のはまだ検討中ということでございました。

このような考え方について、町長のちょっとご所見をお伺いしたいと思います。

○議長（辻井 成人） 奥山議員の再質問に対する答弁、町長。

○町長（中井 幸充） 道路整備計画については、奥山議員が言われたようにですね、本来その路線、路線によって、どこを直していかないか、あるいは新しい路線であれば、何年に計画をしてというような、そういう事業計画をですね、立てた中で事業進捗を図っていくのが、本来の姿であろうというふうに思っております。

ただ、うちの場合は、この総合計画の後期計画の中に、幹線道路だけですけども、どれぐらいのというような格好の中で、載せさせてはいただいたんですけども、伊勢市さんのようにですね、事細かくというわけには、なかなかまいりませんけれども、財政厳しいおりでありますので、何時になったらできるんやろという、例えば今の広域圏の道路ですね、そういうふうに捉えられてみえる町民の方もおみえになると思いますので、できればですね、何年度にはだいたいこちら辺までいくというような目標値をきちっと持っていますね、整備計画をやっていくことについて、吝かではないかというふうに思います。

ただ正直なところ、路線あるいは改良するべきところがたくさんありますので、一度ですね、担当のまち整備のほうと、これは私の一存でやるわけにはまいりませんが、協議をする中でですね、整備計画的なものを一度考えていきたいと、そのように思います。

○議長（辻井 成人） 答弁が終わりました。

奥山議員、再質問はございませんか。

○12番（奥山 幸洋） ありがとうございます。

中央線についてはですね、先ほども言っていたと思いますが、ぜひとも早期な取り組みをお願いしてですね、全体の計画についてはですね、こ

れについても非常に道路は町長、人間でいうたら動脈と静脈にあたるような感じになると思います。

これは1億総活躍社会の人口問題とか、やっぱりそういう町の発展につながる、一番ベースになるものやと思いますので、是非とも早急な取り組みを進めていただくように、お願いしまして、私の質問を終わります。

○議長（辻井 成人） 以上で、奥山幸洋議員の一般質問を終わります。

◎散会の宣告

○議長（辻井 成人） これをもちまして、本日の日程はすべて終了しました。

本日は、これにて散会します。

ご協力、誠にありがとうございました。

（午後 4時 00分）
